

民生常任委員会提出資料
令和7年6月9日 税務部

意見提出手続

令和7年7月1日

市 民 の 皆 様 へ

旭川市長 今津 寛介

「地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見等の募集について

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）ファイルを保有するため、特定個人情報の漏えいのリスク等プライバシーへの影響を自治体自らが点検、評価するもので、地方税に関する事務については、令和2年度に特定個人情報保護評価を実施、公表しています。

今回、基幹税務システムを国が示す標準準拠システムに移行することに伴い、新たにガバメントクラウドを利用することにより特定個人情報の保管場所が変更となることなどから、再評価を行います。

再評価にあたっては、国制定の規則において、広く住民その他の意見を求めるることとする旨規定されていることから、地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和7年7月1日（火）～ 令和7年8月1日（金）

2 意見募集のテーマ

「地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階

旭川市 税務部 税制課 税制係

電話：（0166）25-5604 FAX：（0166）27-2146

電子メール：zeisei@city.asahikawa.lg.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は原則として日本語のみとします。）

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函することもできます（各支所は出張所、各公民館は分館を除く。）。
 - * 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス留めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称～「地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、税制課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページ (<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>) でもお知らせします。

お寄せいただいた御意見は、公表します（氏名・住所等の個人情報は除く。）。

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価に対する意見募集について

特定個人情報保護評価について

1 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）ファイルを保有するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の規定により、特定個人情報の漏えいのリスク等プライバシーへの影響を自治体自らが点検、評価するものです。

旭川市の各業務システムも特定個人情報保護評価を行っていますが、地方税に関する事務における対象人数が30万人を超えるため、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価のうち、特に厳重な全項目評価を実施し、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を平成27年度に公表しています。

この全項目評価書は、公表から一定期間（5年）を経過する前に、再評価を行うこととされているため、令和2年度にも住民の皆さんからの意見募集をした上で、評価書を公表しています。

2 今回の評価について

今回、令和2年度の公表から一定期間（5年）を経過することから、全項目評価の再実施を行います。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）により、地方公共団体の事務のうち、国が指定する事務については、令和7年度中までにガバメントクラウド（政府共通のクラウドサービスの利用環境）を活用した標準準拠システムを利用することが努力義務として掲げられています。そのため、旭川市の基幹税務システムもガバメントクラウドに移行する必要があります、特定個人情報の保管場所などが変更となります。

こうしたガバメントクラウドへの移行は、番号法における特定個人情報ファイルへの「重要な変更」に該当し、この「重要な変更」を行うためにも、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、住民の皆さんから意見を募集し、全項目評価の再実施を行います。

3 評価書の変更箇所について

主に基幹税務システムの更新に伴う特定個人情報の保管・消去・リスク対策について、ガバメントクラウドにおける措置を追加するとともに、その他法改正や組織名などを変更しています。

4 意見提出手続後について

全項目評価書は、住民の皆さんのお意見を反映させた後、情報セキュリティの専門知識を持った機関による第三者点検を経た上で、国の個人情報保護委員会に提出します。

個人情報保護委員会に提出された全項目評価書は旭川市のホームページでも公表されます。



地方税に関する事務における特定個人情報の取扱いについて

1 特定個人情報ファイルを利用するシステム

地方税に関する事務で特定個人情報を使用するシステムは次のとおりです。

(1) 基幹税務システム

地方税の賦課に関する機能、収納管理に関する機能、税証明に関する機能、滞納管理に関する機能、宛名管理に関する機能を持つシステムのことをいいます。

また、中間サーバー連携システムを介し中間サーバーと連携し情報照会・情報連携の際に必要な「符号」の取得に係る連携を行います。

(2) 審査システム（eLTAX）

地方税ポータルシステム（eLTAX）を構成するシステムの一つで、電子申告の機能、年金からの住民税特別徴収（データの送受信）等の機能を持つシステムのことをいいます。

(3) 国税連携システム（eLTAX）

地方税ポータルシステム（eLTAX）を構成するシステムの一つで、国税連携（確定申告のデータ受信）の機能を持つシステムのことをいいます。

(4) イメージファイリングシステム

市民税・道民税申告書等のスキャンデータの管理機能及び検索機能を持つシステムのことをいいます。

(5) 徴収システム

滞納状況を一覧できる個人画面機能、滞納者の状態（滞納区分）による管理機能等を持つシステムのことをいいます。

(6) 中間サーバコネクタ（団体内宛名統合システム）

情報提供ネットワークシステムに登録するデータについて団体内統合宛名番号の付番を行います。

システムによって団体内統合宛名番号と基幹税務システムの宛名番号を紐付けて管理します。

(7) 中間サーバー

情報提供ネットワークシステムとの間で情報をやり取りするための仲介をするシステムのことをいいます。

(8) 個人住民税申告ポータル

個人住民税（市民税・道民税（森林環境税を含む。）の申告をオンラインで提出することができる機能のことをいいます。

(9) マイナポータル申請管理

電子申請されたデータを受け取り、申請者に申請状況を通知する機能を持つシステムのことをいいます。



ASAHIKAWA CITY

(10) 申請管理システム

国税連携システムより取得した所得税申告書等データ、マイナポータル申請管理より取得した個人住民税申告データ等の申請データの仕分け等の機能を持つシステムのことを行います。

2 特定個人情報ファイルの概要

地方税の賦課徴収等に関する事務では、特定個人情報ファイルとして個人の所得課税情報等が含まれた税務情報ファイルを使用します。

税務情報ファイルは、地方税の賦課徴収等の基礎となるものであり、地方税の公平・公正な賦課、徴収を目的として、市税の賦課徴収等に必要な範囲で特定個人情報を保有します。

3 リスク対策の概要

上記の特定個人情報ファイルを取り扱う際のリスクに対しては、地方税に関する事務において個人情報を取り扱う際に既に実施しているリスク対策を含む、次の対策を実施します。

(1) 特定個人情報の入手

- ・届出窓口において本人確認書類等の確認を行い、正確な情報を入手します。
- ・届出入力の際は事前審査・入力・事後審査を複数人で行い入力内容を確認しています。

(2) 特定個人情報の使用

- ・端末機の操作者には担当業務に応じて、必要な範囲のアクセス権限を付与します。
- ・パスワードにより操作者認証を行い、操作履歴を記録します。
- ・アクセスログについて定期的にチェックすることにより業務外の不正閲覧を抑制しています。
- ・管理者権限を与えられた者以外は、情報の複製を行えない仕組みとなっています。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ・委託を行う際は、委託契約書中に特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を明記するとともに、委託事業者には作業者名簿の提出を求めます。

(4) 特定個人情報の提供・移転

- ・特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に情報処理依頼書及び申請書を提出してもらうこととしており、依頼書等の内容を検査した上で必要な情報のみを提供することとしています。

(5) 特定個人情報の保管・消去

- ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施します。
- ・地方税の賦課徴収等に関する情報は地方税法に定める期間制限により一定期間保存します。保存期限を経過した地方税の賦課徴収等に関する情報はシステムで自動判別し、消去します。
- ・申請書・届出書等の帳票類は、市の規則に基づき、保存年限経過後に溶解又は粉碎等の適切な方法で廃棄します。



ASAHIKAWA CITY

(6) 監査

- ・部署内での自己点検を実施します。
- ・ガバメントクラウドについては、クラウド事業者が定期的に ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）監査機関リストに登録された監査機関による監査を実施します。

(7) 従業者に対する教育・啓発

- ・特定個人情報を取り扱う職員や地方税の賦課徴収等に関する事務に新たに従事する職員などに対し、適宜セキュリティ研修を実施します。
- ・委託事業者には個人番号の取扱いに係る注意事項を含む社員教育の徹底を要請します。

(8) 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

- ・指定様式による書面の提出により、市民生活部地域活動推進課で受け付けます。

(9) 地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

- ・税務部税制課で受け付けます。



特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税に関する事務 全項目評価書(案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

旭川市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務									
②事務の内容 ※	<p>旭川市は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税等」という。)に基づき、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課徴収及び調査(犯則事件の調査を含む。)を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公平・公正な課税のため、納税者、申告者、申請者、滞納者及び市税の賦課徴収に係る調査の対象者(以下この評価書において「納税者等」という。)からの申告等による賦課徴収に必要な情報の入手及び管理 2 紳税告知のため、納税者等の課税情報を確認 3 徴収した税額等を把握のため、納税者等の収納情報を管理 4 訴訟状等の送付及び滞納処分のため、納税者等の滞納情報を管理 									
③対象人数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[30万人以上]</td> <td style="width: 10%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 10%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	[30万人以上]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		5) 30万人以上	
[30万人以上]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
	5) 30万人以上									

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	基幹税務システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ①賦課に関する機能 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日の納税者等及び特別徴収義務者等の把握機能 ・課税資料(申告書等及び給与支払報告書等)の情報管理機能 ・賦課徴収の決定(納税告知)機能 ・課税客体の把握・管理機能 ・軽自動車の所有者(使用者)の把握・管理機能 ②収納管理に関する機能 <ul style="list-style-type: none"> ・収入の把握・管理機能 ・過誤納に伴う還付又は充当等を行う機能 ③税証明に関する機能 ④滞納管理に関する機能 ⑤督促状の送付機能 ⑥宛名管理に関する機能 ・宛名情報の把握・管理機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバコネクタ、徴収システム、国民健康保険システム、介護保険システム)</p>
システム2~5	

システム2	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステム(eLTAX)を構成するシステムの一つであり、納税者等がインターネットを通じて提出した申告データ等の審査及び管理を行い、基幹税務システムとのデータ連携を行う機能を有する。 ・受付システムから申告データ等を受信し、そのデータに対して審査や職権訂正等を行う ・地方団体の基幹税務システムと連携するために申告データ等のファイル入出力を行う。 <p><審査システムから基幹税務システムへの連携データ></p> <p>審査システムにて設定した出力条件をもとに、データ(申告データ、その他税申告書等データ、利用届出データ、申請・届出データ、団体間回送データ、納付情報データ、e-Tax法人税データリスト)を出力し、基幹税務システムにおいてそのデータを使用する。</p> <p><基幹税務システムから審査システムへの連携データ></p> <p>基幹税務システム等にて連携用データ(プレ申告データ、処分通知等(税額通知)、特定個人情報ファイル、団体回付データ(集信)、課税標準額通知、寄附金特例通知、申告期限延長承認、分割基準従業者数決定及び納付情報紐付ファイル)を作成し、審査システムを経由して所定の機関等においてそのデータを使用する。</p> <p><審査システム(eLTAX)からの送受信></p> <p>【個人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。 ・特別徴収義務者に対して、特別徴収税額を通知する。 ・年金保険者と年金からの特別徴収に係る通知を送信・受信する。 ・特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXへ連携する。 <p>【法人市民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された法人住民税申告書等を審査・管理する。 <p>【固定資産税(償却資産)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された償却資産申告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された事業所税申告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。
システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>eLTAXを構成するシステムの一つであり、国税庁と普通地方公共団体の間で所得税確定申告書データの連携及び資料情報等の相互データ提供を行う機能を有する。相互データ提供を行う対象は主に以下のとおり。</p> <p><国税庁から地方公共団体への送信データ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税申告書等データ、法定調書データ、源泉徴収義務者データ <p><地方公共団体から国税庁への送信データ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養正情報等データ、相続税法第58条通知データ <p><地方公共団体から地方公共団体への送信(受信)データ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税用資料、住民登録外課税通知データ
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>

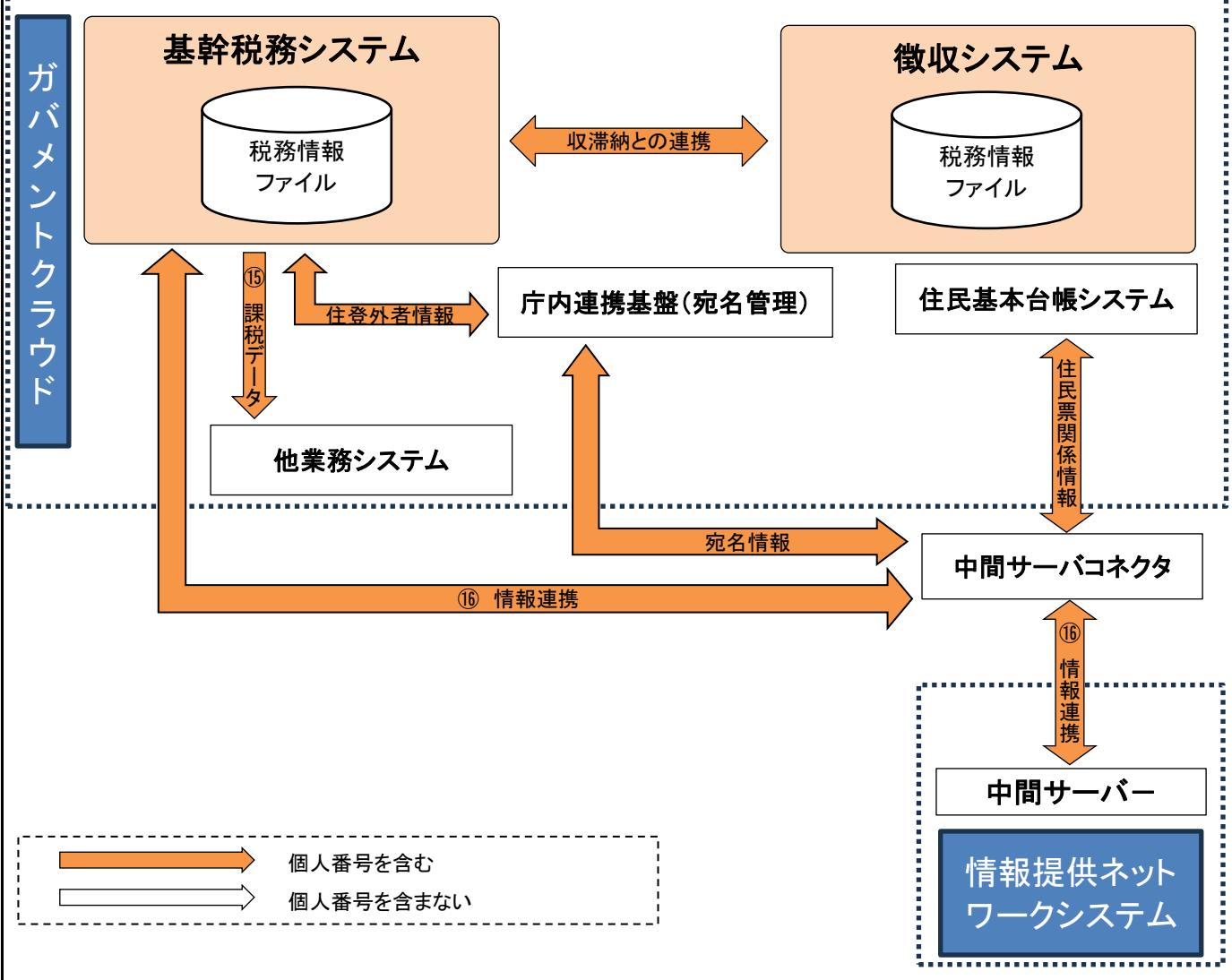
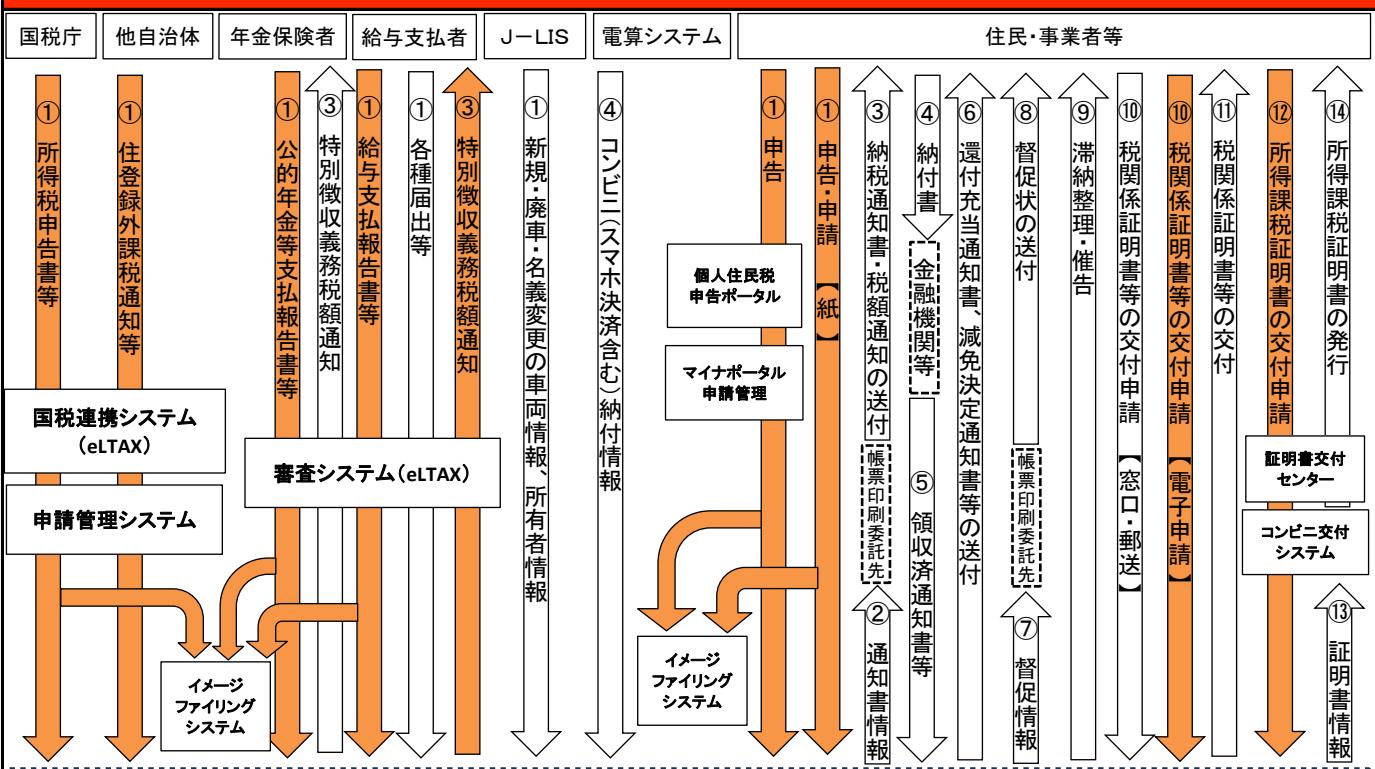
システム4	
①システムの名称	イメージファイリングシステム
②システムの機能	紙で提出を受けた市道民税申告書等をスキャナーによりスキャンし、そのデータの管理及び検索を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	徴収システム
②システムの機能	滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、以下の機能を有する。 ・滞納状況を一覧できる個人画面機能 ・滞納者の状態(滞納区分)による管理機能 ・納付書等の帳票発行機能 ・時効計算機能 ・複数条件での滞納者抽出機能 ・時効完成・不納欠損該当者の抽出機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバコネクタ
②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う中間サーバーと既存業務システムとの情報の授受を仲介する次の機能を有する。 団体内統合宛名管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号を紐付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 ・中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (庁内連携基盤)

システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムインターフェイスと既存業務システムとの情報の授受を仲介する次の機能を有する。</p> <p>①符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。</p> <p>③情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能：セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
システム8	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税（市民税・道民税（森林環境税を含む。）について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバコネクタ ）
システム9	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	住民から電子申請されたデータを受け取り、申請者に申請状況を通知する機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 個人住民税申告ポータル ）

システム10	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<p>国税連携システムより取得した所得税申告書等データ、マイナポータル申請管理より取得した個人住民税申告データ等の申請データの仕分け等の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請データのイメージファーリング機能 ・申請データ格納：申請データの取込、仕分け、チェック、補記機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・税関係の申告書・法定調書等に個人番号が記載されることから、当該個人番号を用いて、納税者等の賦課徴収等に係る情報をより的確かつ効率的に把握し、市税の公平・公正な課税を行う。 ・国や他の自治体等と税情報を連携することで、納税者等の手間や行政の手続を省略化し、納税者等の利便性の向上を図る必要があるため。
②実現が期待されるメリット	<p>確定申告書や個人市民税(個人道民税を含む。以下この評価書において同じ。)の申告書の情報、給与支払報告書等の資料、市が有する住民情報等を個人番号を用いて名寄せ・突合ができる、納税者等の賦課徴収に係る情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、行政事務の効率化や、地方税の公平・公正な賦課徴収につながる。また、国や他の自治体等と連携することで、納税者等が証明書取得のために要している申請の手間や行政の手続を省略化でき、納税者等の利便性の向上に資することが期待される。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用の範囲)及び別表24の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条第1項(個人番号の利用範囲)及び別表第1の4の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「提供に関する主務省令」という。)第2条の表第24の項(情報提供の根拠)</p> <p>提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供に関する主務省令第2条の表48の項 ・番号法第19条第9号
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①住民又は事業者等の納税者から提出される申告書や減免等の申請書、関係機関から提出される通知等の情報を取り込む。所得税申告書、公的年金等支払報告書、給与支払報告書、市民税・道民税申告書等の個人住民税に関する課税資料は、スキャンデータをイメージファーリングシステムへ取り込む。なお、検索キーに個人番号は使用しない。
- ②取り込んだ課税資料をもとに基幹税務システムで課税処理を行い、通知書ファイルを作成する。作成した通知書ファイルを外部委託業者に渡す。
- ③外部委託業者で大量一括印刷・封入封かんを行い住民又は事業者等へ送付する。また、特別徴収税額通知については、審査システム(eLTAX)を通じて年金保険者へ通知するほか、電子を希望する給与支払者にも通知する。なお、電子で給与支払者に通知する特別徴収税額通知には個人番号が含まれる。
- ④金融機関、地方税共通納税システムによる入金などの消込処理を行う。
- ⑤コンビニ(スマホ決済含む)納付による入金などの消込処理を行う。
- ⑥過誤納金が発生した場合、還付・充当を行い還付充当通知書を送付する。還付先口座について公金受取口座の指定を受けた場合は、⑯の情報連携により中間サーバーを通して口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。①の申請による減免等の申請結果について、対象者へ結果通知等を送付する。
- ⑦納期限までに納付が確認できない住民又は事業者等の督促ファイルを作成する。作成した督促ファイルを外部委託業者に渡す。
- ⑧外部委託業者でハガキへの一括印刷、圧着を行い住民又は事業者等へ送付する。
- ⑨督促した住民又は事業者等からの納付がない場合は、徴収システムから納付書の再発行や催告書等を出力し対象者へ送付し、滞納整理・催告を行う。
- ⑩窓口、郵送又は電子申請による市税及び国民健康保険料に関する証明書の請求を受け付ける。
- ⑪⑩で受け付けた証明書を発行し窓口又は郵送で交付する。
- ⑫マルチコピー機による所得課税証明書の請求を受け付ける。
- ⑬税務基幹システムで更新された証明書情報を証明書コンビニ交付システムに送信する。
- ⑭証明書コンビニ交付システムから証明書交付センターにデータが送信され、マルチコピー機から所得課税証明書を交付する。
- ⑮国民健康保険システム、後期高齢者医療保険システム、介護保険システムと課税データを連携する。
- ⑯番号法19条第8号に基づき、中間サーバーで情報を連携する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
税務情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	地方税等の納税者等 ※ 過去の納税者等のうち、6②の保管期間内である者を含む。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	·識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 [] 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input checked="" type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ·業務関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 国税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	
その妥当性	識別情報: 納税者等を正確に特定するために保有 連絡先等情報: ・賦課徴収に際しての課税要件等を確認並びに納税通知書等の送付先を確認及び本人への連絡等のために保有 業務関係情報 ・国税関係情報:個人市民税の賦課のために保有 ・地方税関係情報:市税の納税者等の特定及び賦課徴収のために保有 ・医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:控除等を行うために保有 ・障害者福祉関係情報:控除等を行うため及び障害者に対する市税の減額決定を行うために保有 ・年金関係情報:控除等を行うため及び個人市民税の賦課のために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:個人市民税の賦課及び市税の減額決定を行うために保有	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	旭川市税務部	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○]本人又は本人の代理人	
	[○]評価実施機関内の他部署	(国民健康保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課、保護第1課～第3課、市民課)
	[○]行政機関・独立行政法人等	(国税庁、法務局、地方税共同機構、年金支払者(日本年金機構のみ)、デジタル庁)
	[○]地方公共団体・地方独立行政法人	(他の自治体)
	[○]民間事業者	(紙と電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。))
②入手方法	[]その他	()
	[○]紙	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[]電子メール	[○]専用線
	[○]専用線	[○]府内連携システム
③入手の時期・頻度	[○]情報提供ネットワークシステム	
	[○]その他	(住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル申請管理)
	・住民登録者は既存住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録以外の者は事務上納税者等の特定が必要な時にその都度更新する。	
	・申告・届出・通知等により、その都度、必要に応じて更新する。	
	＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)＞	
	【本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(専用線による)入手】	
	審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。	
	その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで	
	固定資産税(償却資産)の申告書については、1月31日まで	
	事業所税の申告書については、翌年の3月15日まで(個人の場合)などとされている。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。	
④入手に係る妥当性	【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手】	
	公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。	
	その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、	
	公的年金等支払報告書については、1月31日まで	
	特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで	
⑤本人への明示	特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされている。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。	
	【マイナポータル申請管理】	
	マイナポータル等を使用し地方税ポータルセンタ(eLTAX)から市民税・道民税に関する申告データを受領する。	
⑥機密保持等	市民税・道民税の申告書については2月16日から3月15日の期間に提出され、日次で受領処理を行う。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。	
	※地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第343条及び第463条の19等	
	※番号法第9条第1項及び別表24の項	

⑥使用目的 ※		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の賦課徴収又は市税に関する調査に関する事務を行うため	
変更の妥当性		-	
⑦使用の主体		使用部署 ※	旭川市税務部税制課、市民税課、資産税課、納稅管理課及び納稅推進課、神居支所、江丹別支所、永山支所、東旭川支所、神楽支所、西神楽支所及び東鷹栖支所並びに東部まちづくりセンター
⑧使用方法 ※		使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑨使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (3) 件	1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		基幹税務システムのオペレーション業務委託	
①委託内容		基幹税務システムにて行うバッチ処理の実行や統計データの出力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢>	1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢>	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性		システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢>	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内マシン室内の端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルに) アクセスする。
⑤委託先名の確認方法		旭川市情報公開条例(平成17年3月24日 条例第7号)に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	

⑥委託先名		株式会社旭川保健医療情報センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項2		申告書等のデータ入力	
①委託内容		申告書等(個人市民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書(一部)、償却資産種類別明細書等)のパンチ入力による電子データ化	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		申告書等に記載された者	
その妥当性		申告書等のデータ入力作業は賦課徴収に必要であるが、件数が多く所管課において処理できないため業務委託をする。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社HBA	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		地方税ポータルシステムASPサービス利用業務	
①委託内容		地方税ポータルシステム(eLTAX)に関するサーバ等のデータ保持・管理(運用管理)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		納税者等のうち、地方税ポータルシステム及びe-Taxの利用者又は公的年金等受給者に該当するもの	
その妥当性		システムの安定した稼動のため、地方税共同機構によってセキュリティの確保等の認定要件が確認された認定委託先事業者への業務委託をする。	

③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="radio"/> 専用線]	[<input type="checkbox"/> 電子メール]	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()]	
⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。			
⑥委託先名	株式会社NTTデータ・アイ			
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願いを提出させ、これらを審査した上で必要性等が認められる場合に許諾		
	⑨再委託事項	・ASPサービスの利用における現地対応作業 ・ASPサービスの利用における問い合わせ対応		
委託事項6~10				
委託事項11~15				
委託事項16~20				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/> 提供を行っている (72) 件]	[<input type="radio"/> 移転を行っている (40) 件]	[<input type="checkbox"/> 行っていない]	
提供先1	番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項の第一欄(情報照会者)に掲げるもの			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条			
②提供先における用途	番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項の第二欄に掲げる事務(参考:別紙2)			
③提供する情報	地方税関係情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税者等			
⑥提供方法	[<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム]	[<input type="checkbox"/> 専用線]	[<input type="checkbox"/> 電子メール]	
	[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ]	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)]	[<input type="checkbox"/> 紙]	
	[<input type="checkbox"/> その他 ()]			
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供を求められた都度			
提供先2~5				
提供先2	厚生労働大臣(日本年金機構) 厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会			

①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条7の7第2項等	
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。	
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者	
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	年金特徴停止通知 年12回 特別徴収税額通知 年1回(7月)	
提供先3	国税庁長官、都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第317条	
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等	
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、旭川市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、旭川市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者	
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に送付する。	
提供先4	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4	
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。	

③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] 電子メール	[] フラッシュメモリ	[<input checked="" type="radio"/>] 紙
	[] その他 ()		
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時		
提供先5	旭川市教育委員会		
①法令上の根拠	番号法第19条第11号、条例第4条第1項		
②提供先における用途	学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務		
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] 電子メール	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()		
⑦時期・頻度	提供先の事務において必要な都度		
提供先6~10			
提供先6	番号法第19条第9号の条例事務関係照会者(地方公共団体の長その他の執行機関)		
①法令上の根拠	番号法第19条第9号		
②提供先における用途	条例事務関係情報照会者が番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定めた事務のうち、同法別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの。		

③提供する情報	地方税関係情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者					
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>					
⑦時期・頻度	提供先の事務において必要の都度					
提供先11~15						
提供先16~20						
移転先1	障害福祉課、市営住宅課、生活支援課、長寿社会課、介護保険課、子育て助成課、子育て支援課、健康推進課、国民健康保険課、職員厚生課、福祉保険課、こども保育課					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第1項及び第3項					
②移転先における用途	別紙3参照					
③移転する情報	別紙3参照					
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙3において記載した事務において必要となる者					
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>					
⑦時期・頻度	移転先の事務において必要となり、提供を求められた都度					
移転先2~5						
移転先6~10						
移転先11~15						
移転先16~20						

6. 特定個人情報の保管・消去

		<p>申告書、申請書及び届出書等については、入室を担当職員に限定している執務室内の施錠可能な保管庫にて保管している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たす者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ○特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 												
①保管場所 ※		<p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ保管場所は国税庁又は地方税共同機構内のデータセンターにあり、本市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ②日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	地方税法第17条の5等の定めによる。													
③消去方法	<p><中間サーバー・プラットフォーム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP-800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発時業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 													
	7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙1のとおり。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請等に際して、本人確認及び番号確認を厳格に実施し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・本人確認等による正当性の確認により、本人又は本人の代理人以外が誤って申請等を行うことのないようにする。 ・宛名管理システム(基幹税務システムにおける中間サーバコネクタに接続し、宛名情報を管理するシステムをいう。以下同じ。)の登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、入手した対象者に係る情報の確認を行う。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人若しくは本人の代理人又は給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXは電子証明書の登録が行われた場合にのみ利用が可能であり、申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 ・利用届出や申告データ等に記載された提出先に基づき提出が行われることから、他団体に提出された情報を入手することが生じないようシステムで制御されている。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、他団体に提出された情報を入手することができないようシステムで制御されている。 ○国税庁 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税申告書等データは、国税庁が旭川市を送信先と設定した情報以外は入手できないようシステムで制御されている。 ○個人住民税申告ポータル <ul style="list-style-type: none"> マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書、申請書及び届出書等には、法令等により定められた必要な情報に限りを記載する項目を設けており、不必要な情報の入手を防止する。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄のとおり、各入手元が設定した提出先に基づき、異なる団体に提出された情報は入手できないようシステムで制御されている。 ・電子での提出における様式は、原則として法令の定めによる項目のみを用いることで、必要な情報以外の入手を防止する。 ・電子による申請等に際しては、ホームページ等での画面の誘導を簡潔に行うことで異なる手続の申請や不要な情報の送信を防止する。本市が受領すべき資料であるかを確認し、他団体宛てであることが判明した場合は速やかに返却する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課徴収等に関する申告、申請及び届出等は、本人又は代理人若しくは地方税法その他の法律において定められた者によるもののみを受領することとし、受領の際は、本人確認等を適正に行う。 ・個人番号は、原則、地方税法その他の法律において定められた書類以外では入手しない。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <p>申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国税庁 <p>特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</p> <p><申請管理システムにおける措置></p> <p>申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容		<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法により、住記異動の際は、窓口でマイナンバーカード又は他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人又は本人の代理人 <p>番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ○国税庁 <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p> <p><個人住民税申告ポータルにおける措置></p> <p>納税者等が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバーカードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済みの個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	

個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で本人確認及び番号確認を厳格に実施する。 ・上記による確認ができない場合は、宛名管理システム又は住民基本台帳ネットワークシステムにより真正性確認を行う。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人又は本人の代理人 既存住民基本台帳システムとの連携により個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者等の特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。 ・システムにおいてチェックディジットによる誤入力の防止機能が実装されている。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 ○国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 <p><個人住民税申告ポータルにおける措置></p> <p>マイナンバーカード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口による入手は、対面にて收受する。 住民基本台帳ネットワークシステムより入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)による入手は、特定の権限者以外は利用できない仕組みとしている。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人若しくは本人の代理人又は給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) 申告等の手続を行う者の地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線は、暗号化通信が行われる。 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANの利用及び暗号化通信を行う。 マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信が行われており、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにされており、更に通信自体も暗号化されている。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 ○国税庁 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><基幹税務システムにおける措置></p> <p>番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、不要なアクセスを防止するシステム制御を実施している。</p> <p><イメージファーリングシステム及び徵収システムにおける措置></p> <p>番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、システムの操作権限を認証された職員に限定することで不要なアクセスの防止している。</p>
その他の措置の内容	税情報の利用、提供に関しては、地方税法等の関係法令及び本市セキュリティポリシーに基づき、必要事項の確認判断の上、利用・提供の承認を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢>	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹税務システム等に接続する端末には、認証カード及びパスワードによる認証、システムへの接続の際に、パスワードによる認証を実施。 ・認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザに対する利用機能の制御をすることで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 		1) 行っている 2) 行っていない
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢>	
具体的な管理方法	<p><基幹税務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 <p><イメージファーリングシステム及び徴収システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス権限については、端末設置課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス権限については、税制課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、税制課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 		1) 行っている 2) 行っていない
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢>	
具体的な管理方法	<p><基幹税務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 <p><イメージファーリングシステム及び徴収システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス権限については、端末設置課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス権限については、税制課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、税制課において、端末装置取扱者の変更毎に設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 		1) 行っている 2) 行っていない
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢>	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹税務システムでは、特定個人情報ファイルにアクセスした履歴をシステムから外部記録媒体に出力し、保存する。 ・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を隨時確認している。 ・アクセス履歴については7年間保存し、年に一度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。 		1) 記録を残している 2) 記録を残していない
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢>	
	<ul style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 		

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<基幹税務システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・アクセス権限については、情報システム部門が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 ・システム利用職員への事務外利用の禁止について定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。 ・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度程度)に研修等を行っている。 			
	<イメージファーリングシステム、徵収システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限については、端末設置課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 ・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。 			
	<審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限については、税制課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・アクセス権限については、税制課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 ・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。 			

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・複製データへのアクセス権限を情報システム部門のメンバー及びシステム保守員に限定 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。 			
	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・特定個人情報を必要としない事務を行う際には、個人番号を画面上に表示させない。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要となった場合は、シュレッダーなどで切断破砕する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p><委託先事業者についての確認措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者の選定に際しては、旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に則り、主管課の長は業者に対して、「プライバシーマーク」あるいは「ISMS」の認定を得ている、若しくは個人情報取扱に関する内規が整備され、従事者へのセキュリティ教育が徹底されている等、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認している。 <p><認定委託先事業者についての確認措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構策定の「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定された事業者(認定委託先事業者)に委託している。 <p>※認定委託先事業者:ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構が実施する第三者による情報セキュリティ監査の実施結果の報告を受けている。 			

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない			
	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。 ・従業者について、あらかじめ市に届け出ることとしている。 ・従業者に、業務上知り得た秘密を漏らさないことの誓約書を提出させている。 <p><eLTAX関連システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の許可なく特定個人情報の閲覧は実施していない。また、作業従事者個別の静脈情報を登録し、特定個人情報にアクセスする際には静脈情報にてアクセス情報を管理している。 ・当該執務室には業務従事者個別に保持しているICカードにて入室制限を行っている。 ・執務室内には24時間365日稼働の管理カメラを設置し、建物自体にもアクセス制限を設けている。 				
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 <p><eLTAX関連システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 ・自治体の許可なく特定個人情報の提供は行わない。 ・個人情報を含む情報のやり取りが発生した際は、必ず個人情報にマスキング処理を行っている。なお、マスキング処理を行った情報の提供時には、委託先の上位管理者に承認を得た上で適切に運用を行っている。 <p><上記以外の業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 				
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 <p><eLTAX関連システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 ・自治体の許可なく特定個人情報の提供は行わない。 ・個人情報を含む情報のやり取りが発生した際は、必ず個人情報にマスキング処理を行っている。なお、マスキング処理を行った情報の提供時には、委託先の上位管理者に承認を得た上で適切に運用を行っている。 <p><上記以外の業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 				
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託している業務については、仕様書で実施場所を庁舎内に限定しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の中から主任者を定め、データの受払、件数確認等に関する業務を行わせている。 ・貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。 ・貸与品について、破損、紛失、漏えい等の事故が生じた場合の報告を義務づけている。 ・市は、必要に応じ、報告又は適正な措置を求めることができる。 				

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託側において利用するユーザーIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先の作業は本市庁舎内で行われており、入力に限定して取り扱わせていることから、委託先による消去等は発生しない。 			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> データの秘密事項に関する事項 再委託の禁止又は制限に関する事項 データの指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止に関する事項 データの複写及び複製の禁止に関する事項 検査の実施に関する事項 事故発生時における報告の義務に関する事項 貸与品は、適正に管理し、また、業務終了後に返還する旨の規定 上記に掲げる事項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
	具体的な方法	契約書で一括して他に再委託することを禁止している。やむを得ない場合に限り、事前の協議及び届出に基づき、業務の一部の再委託を承認している。			
その他の措置の内容	委託先は、プライバシーマーク、ISO/IEC27001又は同種のセキュリティに係る認証を受けている事業者としている。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない					
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に作成日時、提供日時等の実行処理結果を記録している。 <p><eLTAXでの提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給与支払者 <ul style="list-style-type: none"> 審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者へ特別徴収税額通知データ等の情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、DVDの払出しを記録している。 ○国税庁 <ul style="list-style-type: none"> 国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。 				

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	<p>・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に情報処理依頼書及び申請書を提出してもらうこととしており、依頼書等の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。</p> <p>・地方税法等の関係法令の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供を行なうこととしている。</p> <p>・データ移転先に対し、「税情報の使用について」の提出を求め、税務部においてその法的根拠等を判断し、承認したシステム及び事項についてのみ、提供・移転を許可している。</p> <p><eLTAXでの提供></p> <p>○給与支払者</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <p>・審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。</p> <p>○国税庁</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿った提供処理を行っている。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>				
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>・各システムにおいて特定の権限者以外は情報照会・提供ができないようシステムで制御されている。</p> <p>・情報照会・情報提供記録を保存することにより、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p><eLTAXでの提供></p> <p>○給与支払者</p> <p>・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <p>・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようしている。</p> <p>○国税庁</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。</p> <p>・提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>				

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・基幹税務システム等への特定個人情報の入力に際して誤入力を防止する措置を講ずることで、正しい情報を保持し、特定個人情報の提供に際しても、正しい内容に基づく情報を提供する。 ・特定個人情報の確認時は、2人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。 <p><eLTAXでの提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給与支払者 <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間では、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。 ○国税庁 <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。旭川市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。旭川市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<旭川市における措置> ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。		
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<旭川市における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、中間サーバーから中間サーバコネクタを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。		
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設定されているため、安全性が担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<旭川市における措置> ・入手した特定個人情報について、基幹税務システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。		
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容		<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、また、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、いずれも業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容		<p>＜基幹税務システムにおける措置＞</p> <p>・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの納税者等の情報についていつ参照を行ったか)の記録を逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜基幹税務システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜基幹税務システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 府内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみを認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<旭川市における措置>

・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	<p>[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p> <p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p> <p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p> <p>[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p> <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
	<イメージファーリングシステム及び微収システムにおける措置> ・入室管理を行っている執務室内に施錠管理されたサーバー内に保管している。 ・ハードディスクの盗難を防ぐために、サーバーの前面扉に施錠をし、ハードディスク自体も暗号化処理を施している。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置を付設している。
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ②日本国内でデータを保管している。
	<審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ・各ポイントごとに監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。
	具体的な対策の内容

⑥技術的対策	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p><旭川市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウィルス対策ソフトのパターン更新を定期的に行っている。 ・特定個人情報を管理しているサーバーは、インターネットに接続していない隔離されたネットワーク上に設置している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第3.0版】」（令和7年3月デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下この欄において同じ。）又はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセス出来ないよう制御を講じる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <p><eLTAX関連システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。 ・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。

⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	・地方税法第17条の5の更正、決定等の期間制限により、賦課データは一定期間保存することとしており、生存者と同様の方法にて管理している。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・納稅者等の情報は既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する情報が最新であるかどうかを確認する。 ・修正申告書などによる納稅者等の情報は、速やかにシステムへの反映を行い、最新の状態を保つこととしている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<旭川市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容により、運用状況を確認する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<旭川市における措置> ・情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<旭川市における措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、一般職員を対象とした人的セキュリティ研修を定期的に実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関するなどを含む研修等を実施することとしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
具体的な方法	<eLTAX関連システムにおける措置> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	<eLTAX関連システムにおける措置>

3. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウドの運用管理補助者が責任を有する。
- ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
- ・具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 電話番号 0166-25-9101
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、写しの作成(モノクロコピー1枚(A3判まで)10円)や送付に必要な費用は、請求者の負担)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿(個人情報取扱事務単位の単票)においてファイル記録項目を公表予定。
公表場所	旭川市 市民生活部 地域活動推進課ホームページ
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 旭川市 税務部 税制課 税制係 電話番号 0166-25-5604
②対応方法	受付簿を作成し、処理する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	旭川市市民参加推進条例、同施行規則及び意見提出手続事務取扱基準に基づき意見聴取を実施する。実施に際しては、市広報紙及び市ホームページに公表している旨の記事を掲載し、担当部局及び市政情報コーナー並びに市ホームページにて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和7年7月1日から令和7年8月1日まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本事項 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)がその経費にあてる財源を調達するために地方税の課税権を行使する当該地方税に係る課税客体等の正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>旭川市は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下この評価書において「番号法」という。)の規定に従って、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法等の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を税総合オンラインシステム等(2のシステム1からシステム5までのシステムの総称。以下この評価書において同じ。)により取り扱う。また、この事務においては、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者、申告者、申請者、滞納者及び市税の賦課徴収に係る調査の対象者(以下この評価書において「納税者等」という。)からの申告及び届出等により、賦課徴収に必要な情報を入手し、管理する。 ・納税告知のため、納税者等の課税情報を確認する。 ・徴収した税額等を把握するため、納税者等の収納情報を管理する。 ・滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、納税者等の滞納情報を管理する。 <p>2のシステム6及びシステム7においては、情報提供ネットワークシステムを介し、団体への情報提供を行うため、特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>旭川市は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)に基づき、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課徴収及び調査(犯則事件の調査を含む。)を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公平・公正な課税のため、納税者、申告者、申請者、滞納者及び市税の賦課徴収に係る調査の対象者(以下この評価書において「納税者等」という。)からの申告等による賦課徴収に必要な情報の入手及び管理 2 紳税告知のため、納税者等の課税情報を確認 3 徴収した税額等を把握のため、納税者等の収納情報を管理 4 督促状等の送付及び滞納処分のため、納税者等の滞納情報を管理 	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	税総合オンラインシステム	基幹税務システム	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	[O] その他(中間サーバーコネクタ、国民健康保険システム)	[O] その他(中間サーバーコネクタ、徴収システム、国民健康保険システム、介護保険システム)	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 <p>①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等</p> <p>②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: 特別徴収税額通知データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産): 傷却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。等の機能がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステム(eLTAX)を構成するシステムの一つであり、納税者等がインターネットを通じて提出した申告データ等の審査及び管理を行い、基幹税務システムとのデータ連携を行う機能を有する。 ・受付システムから申告データ等を受信し、そのデータに対して審査や職権訂正等を行う。 ・地方団体の基幹税務システムと連携するために申告データ等のファイル入出力を行う。 <p><審査システムから基幹税務システムへの連携データ></p> <p>審査システムにて設定した出力条件をもとに、データ(申告データ、その他税申告書等データ、利用届出データ、申請・届出データ、団体間回送データ、納付情報データ、e-Tax法人税データリスト)を出し、基幹税務システムにおいてそのデータを使用する。</p> <p><基幹税務システムから審査システムへの連携データ></p> <p>基幹税務システム等にて連携用データ(プレ申告データ、処分通知等(税額通知)、特定個人情報ファイル、団体回付データ(集信)、課税標準額通知、寄附金特例通知、申告期限延長承認、分割基準従業者数決定及び納付情報紐付ファイル)を作成し、審査システムを経由して所定の機関等においてそのデータを使用する。</p> <p><審査システム(eLTAX)からの送受信></p> <p>【個人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書、公的年金等支払報告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。 ・特別徴収義務者に対して、特別徴収税額を通知する。 ・年金保険者と年金からの特別徴収に係る通知を送信・受信する。 ・特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXへ連携する。 <p>【法人市民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された法人住民税申告書等を審査・管理する。 <p>【固定資産税(償却資産)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された償却資産申告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された事業所税申告書等及び各種申請・届出を審査・管理する。等の機能がある。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調査(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養は正情報等データを国税庁に送付する。等の機能がある。 	<p>eLTAXを構成するシステムの一つであり、国税庁と普通地方公共団体の間で所得税確定申告書データの連携及び資料情報等の相互データ提供を行う機能を有する。相互データ提供を行う対象は主に以下のとおり。</p> <p><国税庁から地方公共団体への送信データ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税申告書等データ、法定調査データ、源泉徴収義務者データ <p><地方公共団体から国税庁への送信データ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養は正情報等データ、相続税法第58条通知データ <p><地方公共団体から地方公共団体への送信(受信)データ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税用資料、住民登録外課税通知データ 	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 ・氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 ・中間サーバー連携機能 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オンラインデータ連携用の媒体作成を行う。 	<p>情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う中間サーバーと既存業務システムとの情報の授受を仲介する次の機能を有する。</p> <p>団体内統合宛名管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名番号管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 ・氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 ・中間サーバー連携機能 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オンラインデータ連携用の媒体作成を行う。 	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[O] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] その他(中間サーバー)	[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] その他(府内連携基盤)	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	<p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報提供、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムインターフェイスと既存業務システムとの情報の授受を仲介する次の機能を有する。</p> <p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	[O] その他(中間サーバー・コネクタ)	[O] その他(中間サーバ・コネクタ)	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	(新規)	個人住民税申告ポータル	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	(新規)	個人住民税(市民税・道民税(森林環境税を含む。)について、オンラインで申告ができる機能	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの説明	(新規)	[○] その他(マイナポータル申請管理)	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称	(新規)	マイナポータル申請管理	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	(新規)	住民から電子申請されたデータを受け取り、申請者に申請状況を通知する機能。	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	(新規)	申請管理システム	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	(新規)	国税連携システムより取得した所得税申告書等データ、マイナポータル申請管理より取得した個人住民税申告データ等の申請データの仕分け等の機能を有する。 ・申請データのイメージファーリング機能 ・申請データ格納: 申請データの取込、仕分け、チェック、補記機能	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	I 基本事項 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの説明	(新規)	[○] その他(個人住民税申告ポータル)	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	I 基本事項 5.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条及び別表第1の4の項	・番号法第9条第1項(利用の範囲)及び別表24の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条第1項(個人番号の利用範囲)及び別表第1の4の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
	I 基本事項 6.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法第19条第9号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「提供に関する主務省令」という。)第2条の表第24の項(情報提供の根拠) 提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項 (情報照会の根拠) ・提供に関する主務省令第2条の表48の項 ・番号法第19条第9号	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
	(別添1)事務の内容	(略)	システム機構図において、ガバメントクラウドの範囲等を明示	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲	市税(道民税を含む。以下この評価書において同じ。)の納税者等 ※ 過去の納税者等のあった者で、6②の保管期間内である者を含む。	地方税等の納税者等 ※ 過去の納税者等のうち、6②の保管期間内である者を含む。	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他() [O]その他(LGWAN、インターネット回線、専用回線、住民基本台帳ネットワークシステム)	[O]その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[O]行政機関・独立行政法人等(国税庁、法務局、地方税共同機構、年金支払者(日本年金機構のみ))	[O]行政機関・独立行政法人等(国税庁、法務局、地方税共同機構、年金支払者(日本年金機構のみ)、デジタル庁)	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]専用線 [O]その他(LGWAN、インターネット回線、専用回線、住民基本台帳ネットワークシステム)	[O]専用線 [O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル申請管理)	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<p>・住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報を即時連動し、住民登録以外の者は事務上納税者等の特定が必要な時にその都度更新する。 ・申告・届出・通知等により、その都度、必要に応じて更新する。</p> <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)> 【本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(インターネット回線による)入手】 審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ボータルセンター(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで 固定資産税(償却資産)の申告書については、1月31日まで 事業所税の申告書については、翌年の3月15日まで(個人の場合)などとされています。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手】 公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別微収対象者情報の通知、特別微収税額通知の処理結果通知、特別微収結果通知、特別微収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ボータルセンター(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 公的年金等支払報告書については、1月31日まで 特別微収対象者情報の通知については、5月25日まで 特別微収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされています。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 【国税庁からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】 国税庁に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ボータルセンター(eLTAX)を通じて受領している。 所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日々で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 法定調書情報は、2月及び5月に受領する。</p> <p>【国税庁からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】 国税庁に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ボータルセンター(eLTAX)を通じて受領している。 所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日々で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。</p> <p>【マイナポータル申請管理】 マイナポータル等を使用し地方税ボータルセンター(eLTAX)から市民税・道民税に関する申告データを受領する。 市民税・道民税の申告書については2月16日から3月15日の期間に提出され、日々で受領処理を行う。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。</p>	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法の別表第二の第27の項及び関係法令に基づき収集していることを、国民に対し広く周知している。ただし、地方税法等により定められた情報については、その限りではない。	・地方税法及び番号法 ※地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、第343条及び第463条の19等 ※番号法第9条第1項及び別表24の項	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法一情報の突合	<p>・申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時に、納税者等の個人番号等を税総合オンラインシステム等に保持している個人番号等と突合する。</p> <p>・住登外者の申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時点で、納税者等の個人番号等を、税総合オンラインシステム内の個人番号等と突合出来ない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、情報を突合する。</p> <p>・申請書等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。</p>	<p>・申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時に、納税者等の個人番号等を基幹税務システム等に保持している個人番号等と突合する。</p> <p>・住登外者の申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時点で、納税者等の個人番号等を、ガバメントクラウド上の個人番号等と突合出来ない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、情報を突合する。</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(委託する) (6件)	(委託する) (3件)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税総合オンラインシステムのオペレーション業務委託	基幹税務システムのオペレーション業務委託	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	税総合オンラインシステムにて行う各処理の実行や統計帳票、納税通知書等の印刷	基幹税務システムにて行うバッチ処理の実行や統計データの出力	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(サーバ室内でシステムを直接操作)	[○] その他(府内マシン室内の端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする。)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	個人市民税納税通知書等の封入封かん業務	申告書等のデータ入力	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	税総合オンラインシステムから出力した個人市民税納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務	申告書等(個人市民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書(一部)、償却資産種類別明細書等)のパンチ入力による電子データ化	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	個人市民税納税通知書の発送対象者	申告書等に記載された者	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	封筒への封入封かん作業は個人市民税の納税告知等に必要であるが、件数が多く府内において処理できないため	申告書等のデータ入力作業は賦課徴収に必要であるが、件数が多く所管課において処理できないため業務委託をする。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	株式会社HBA	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願いを提出させ、これらを審査した上で必要性等が認められる場合に許諾	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託事項	封入封かん業務の一部	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	固定資産税・都市計画税納税通知書等の印字及び封入封かん業務	地方税ポータルシステムASPサービス利用業務	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	税総合オンラインシステムから出力した固定資産税。都市計画税の課税データ等の印字並びに固定資産税・都市計画税納税通知書及び納付書等を窓空き封筒に封入封かんする業務	地方税ポータルシステム(eLTAX)に関するサーバ等のデータ保持・管理(運用管理)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税納税通知書の発送対象者	納税者等のうち、地方税ポータルシステム及びe-Taxの利用者又は公的年金等受給者に該当するもの	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	通知書の印字、封筒への封入封かん作業は件数が多く町内において処理ができないため	システムの安定した稼動のため、地方税共同機構によってセキュリティの確保等の認定要件が確認された認定委託先事業者への業務委託をする。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙	[○]専用線	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社恵和ビジネス	株式会社NTTデータ・アイ	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願いを提出させ、これらを審査した上で、必要性が認められる場合に許諾	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願いを提出させ、これらを審査した上で必要性等が認められる場合に許諾	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	封入封かん業務の一部	・ASPサービスの利用における現地対応作業 ・ASPサービスの利用における問い合わせ対応	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	税総合オンラインシステムから出した軽自動車税種別割の課税データ等を印字し、軽自動車税種別割納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	軽自動車税種別割納税通知書の発送対象者	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	所定の用紙への印字及び封筒への封入封かん作業は軽自動車税種別割の納税告知等に必要であるが、件数が多く府内において処理できないため	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社コンピューター・ビジネス	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑦再委託の有無	再委託する	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願を提出させ、これらを審査したうえで必要性が認められる場合に許諾	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑨再委託事項	封入封かん業務の一部	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	申告書等のデータ入力	(委託事項2へ移動)	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	申告書等(個人市民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書(一部)、償却資産種類別明細書等)のパンチ入力による電子データ化	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	申告書等に記載された者	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	申告書等のデータ入力作業は賦課徴収に必要であるが、件数が多く所管課において処理できないため	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	10人未満	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]紙	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社HBA	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑦再委託の有無	再委託しない	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(委託事項2へ移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	審査システムの利用者情報及び申告書等データ 年金特徴システムの公的年金等支払報告書データ 国税連携システムの申告書等データ	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]専用線 [○]電子メール	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社TKC	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑦再委託の有無	再委託しない	(委託事項3に移動)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている:63件 移転を行っている:37件	提供を行っている:72件 移転を行っている:40件	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項の第一欄(情報照会者)に掲げるもの	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(別紙2参照)	番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2に定める事務(別紙2参照)	番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項の第二欄に掲げる事務(参考:別紙2)	事後	法令改正等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する方法	番号法第19条第8号 別表第2に定める事務において必要となる情報	地方税関係情報	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	納稅者等	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供方法	[]専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(LG-WAN)	[○]専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []その他()	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③提供方法	[○]その他(LGWAN、専用回線)	[○]専用線 []その他()	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ③提供方法	[○]その他(LGWAN、インターネット回線)	[○]専用線 []その他()	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ③提供方法	[○]その他(専用回線)	[○]専用線 []その他()	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	障害福祉課、市営住宅課、生活支援課、長寿社会課、介護保険課、子育て助成課、子育て支援課、健康推進課、国民健康保険課、職員厚生課、福祉保険課、こども育成課	障害福祉課、市営住宅課、生活支援課、長寿社会課、介護保険課、子育て助成課、子育て支援課、健康推進課、国民健康保険課、職員厚生課、福祉保険課、こども保育課	事後	組織名の変更による修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>申告書、申請書及び届出書等については、入室を担当職員に限定している執務室内の施錠可能な保管庫にて保管している。</p> <p>＜税総合オンラインシステム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立入りを防止する電子計算機室等の管理区域内に設置しており、入退室管理を行っている。 <p>(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <p>＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> データ保管場所は国税庁又は地方税共同機構内のデータセンターにあり、本市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 <p>＜イメージファーリングシステム及び徵収システム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> データ保管場所については、入室を担当職員及び保守会社員に限定している執務室内に設置したサーバーとしている。 サーバーの正面扉等を施錠し、容易にフラッシュディスクへのコピーやディスクの取出しを行えないように対策している。また、ディスク自体を暗号化し、執務室内に設置しているサーバーのみで読み取れるよう設定している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p>申告書、申請書及び届出書等については、入室を担当職員に限定している執務室内の施錠可能な保管庫にて保管している。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たす者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること 日本国内でのデータ保管を条件としていること 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <p>＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> データ保管場所は国税庁又は地方税共同機構内のデータセンターにあり、本市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ① ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ② 日本国内でデータを保管している。 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>＜税総合オンラインシステム等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管期間を過ぎたデータについては、システムにより自動消去される。 ディスク交換やハード更改等の際は、税務システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p>＜中間サーバー・プラットフォーム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 	<p>＜中間サーバー・プラットフォーム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP-800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発時業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	(別添)2 特定個人情報ファイル記録項目	別紙1:記録項目一覧(税務情報ファイル別)	別紙1:特定個人情報ファイルの項目	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 税総合オンラインシステム等への登録の際に、申請・申告等の内容や本人確認を厳格に行い、対象となる納税者等以外の情報の入手の防止に努める。 申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、本人以外の申請を誤って行うことのないようにする。 宛名管理システム(税総合オンラインシステムにおける中間サーバー・コネクタに接続し、宛名情報を管理するシステムをいう。以下同じ。)の登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、入手した対象者に係る情報の確認を行う。 その他、特定個人情報に関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。 <p>(eLTAXからの入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) <p>地方税ボータルセンター(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するために、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましてないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ボータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ボータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ○国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が旭川市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 <p>マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>	<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請等に際して、本人確認及び番号確認を厳格に実施し、対象者以外の情報の入手を防止する。 本人確認等による正当性の確認により、本人又は本人の代理人以外が誤って申請等を行うことのないようにする。 宛名管理システム(基幹税務システムにおける中間サーバー・コネクタに接続し、宛名情報を管理するシステムをいう。以下同じ。)の登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、入手した対象者に係る情報の確認を行う。 その他、特定個人情報の取扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人若しくは本人の代理人又は給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) eLTAXは電子証明書の登録が行われた場合にのみ利用が可能であり、申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましてないかの確認・検証ができる。 利用届出や申告データ等に記載された提出先に基づき提出が行われることから、他団体に提出された情報を入手することが生じないようシステムで制御されている。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、他団体に提出された情報を入手することができないようシステムで制御されている。 ○国税庁 所得税申告書等データは、国税庁が旭川市を送信先と設定した情報以外は入手できないようシステムで制御されている。 ○個人住民税申告ポータル マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申告書、申請書及び届出書等には、賦課徴収等に必要な情報のみを記載する項目を設けており、不要な情報を入手(入力)されることはない。 電子記録媒体で資料の提出があつた場合、本市が受領すべき資料であるか厳格に確認し、誤り(他都市分等)が判明した場合は速やかに返却する。 	<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> 申告書、申請書及び届出書等には、法令等により定められた必要な情報に限りを記載する項目を設けており、不要な情報を入手を防止する。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄のとおり、各入手元が設定した提出先に基づき、異なる団体に提出された情報は入手できないようシステムで制御されている。 電子での提出における様式は、原則として法令の定めによる項目のみを用いることで、必要な情報以外の入手を防止する。 電子による申請等に際しては、ホームページ等での画面の誘導を簡潔に行うことと異なる手続の申請や不要な情報の送信を防止する。本市が受領すべき資料であるかを確認し、他団体宛てであることが判明した場合は速やかに返却する。 	事前	事後で足りるものに事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システムの登録内容を確認し、存在しない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認を行う。 賦課徴収等に関する申告、申請及び届出等は、本人又は代理人若しくは地方税法その他の法律において定められた者によるもののみを受領することとし、受領の際は、本人確認等を適正に行う。 個人番号は、原則、地方税法その他の法律において定められた書類以外では明示しない。 <p>(eLTAXからの入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ○国税庁 特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。 	<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> 賦課徴収等に関する申告、申請及び届出等は、本人又は代理人若しくは地方税法その他の法律において定められた者によるもののみを受領することとし、受領の際は、本人確認等を適正に行う。 個人番号は、原則、地方税法その他の法律において定められた書類以外では入手しない。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ○国税庁 特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <p>申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。</p>	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>・番号法により、住記異動の際は、窓口で個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。</p> <p>(eLTAXからの入手分) <input type="radio"/>本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 <input type="radio"/>給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) <input type="radio"/>公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <input type="radio"/>国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「<input type="radio"/>本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p>	<p><書面(紙)による入手情報> ・番号法により、住記異動の際は、窓口でマイナンバーカード又は他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。</p> <p><電子(eLTAX等)による入手情報> <input type="radio"/>本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 <input type="radio"/>給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) <input type="radio"/>公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <input type="radio"/>国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「<input type="radio"/>本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p> <p><個人住民税申告ポータルにおける措置> 納税者等が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバーカードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済みの個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>・窓口で個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を求め、照合する。 ・上記による確認がとれない場合は、本市の住民記録システム又は住基ネットの本人確認情報を検索し、個人番号の真正性確認を行う。</p> <p>(eLTAXからの入手分) <input type="radio"/>本人又は本人の代理人 税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。 <input type="radio"/>給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) <input type="radio"/>公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <input type="radio"/>国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「<input type="radio"/>本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p>	<p><書面(紙)による入手情報> ・窓口で本人確認及び番号確認を厳格に実施する。 ・上記による確認ができない場合は、宛名管理システム又は住民基本台帳ネットワークシステムにより真正性確認を行う。</p> <p><電子(eLTAX等)による入手情報> <input type="radio"/>本人又は本人の代理人 既存住民基本台帳システムとの連携により個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。 <input type="radio"/>給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) <input type="radio"/>公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <input type="radio"/>国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「<input type="radio"/>本人又は本人の代理人」と同様である。)。</p>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>・納税者等の特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。 ・個人番号入力時においては、誤入力を防止するためチェックディジットの検査が実装されている。</p> <p>(eLTAXからの入手分) <input type="radio"/>本人又は本人の代理人 <input type="radio"/>給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) <input type="radio"/>公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンター(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 <input type="radio"/>国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>	<p><書面(紙)による入手情報> ・納税者等の特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。 ・システムにおいてチェックディジットによる誤入力の防止機能が実装されている。</p> <p><電子(eLTAX等)による入手情報> <input type="radio"/>本人又は本人の代理人 <input type="radio"/>給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) <input type="radio"/>公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンター(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 <input type="radio"/>国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p> <p><個人住民税申告ポータルにおける措置> マイナンバーカード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口による入手は、対面にて收受する。 住民基本台帳ネットワークシステムより入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)による入手は、特定の権限者以外は利用できない仕組みとしている。 (eLTAXからの入手分) <ul style="list-style-type: none"> ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) 申告等の手続を行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <ul style="list-style-type: none"> 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 ○国税庁 <ul style="list-style-type: none"> 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 	<p><書面(紙)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口による入手は、対面にて收受する。 住民基本台帳ネットワークシステムより入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)による入手は、特定の権限者以外は利用できない仕組みとしている。 <p><電子(eLTAX等)による入手情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人若しくは本人の代理人又は給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○申告等の手続を行う者の地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線は、暗号化通信が行われる。 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANの利用及び暗号化通信を行なう。 マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信が行われており、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにされており、更に通信自体も暗号化されている。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <ul style="list-style-type: none"> 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 ○国税庁 <ul style="list-style-type: none"> 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 	事前	重要な変更 ※個人住民税の電子申告化
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><税総合オンラインシステムにおける措置></p> <p>番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、不要なアクセス制御を実施している。</p> <p><イメージファーリングシステム及び徴収システムにおける措置></p> <p>番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、不要なアクセス制御を実施している。</p>	<p><基幹税務システムにおける措置></p> <p>番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、不要なアクセスを防止するシステム制御を実施している。</p> <p><イメージファーリングシステム及び徴収システムにおける措置></p> <p>番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、システムの操作権限を認証された職員に限定することで不要なアクセスの防止している。</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限がない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 税総合オンラインシステム等に接続する端末のログインの際に、認証カード及びパスワードによる認証、システムへの接続の際に、パスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹税務システム等に接続する端末には、認証カード及びパスワードによる認証、システムへの接続の際に、パスワードによる認証を実施。 認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザに対する利用機能の制御をすることで、不正利用が行えない対策を実施している。 システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限がない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<税総合オンラインシステムにおける措置> ・システムへのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課(税務部各課からの届出の場合を除く。)が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。	<基幹税務システムにおける措置> ・システムへのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 <イメージファーリングシステム及び微収システムにおける措置> ・システムへのアクセス権限については、端末設置課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・システムへのアクセス権限については、税制課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、税制課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限がない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<税総合オンラインシステムにおける措置> ・システムへのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課(税務部各課からの届出の場合を除く。)が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。	<基幹税務システムにおける措置> ・システムへのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 <イメージファーリングシステム及び微収システムにおける措置> ・システムへのアクセス権限については、端末設置課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。 <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・システムへのアクセス権限については、税制課長が管理を行っている。 ・アクセス権限については、税制課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限がない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	・税総合オンラインシステムでは、特定個人情報ファイルにアクセスした履歴をシステムから外部記録媒体に出力し、保存する。 ・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を随時確認している。 ・アクセス履歴については七年間保存し、年に一度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。	・基幹税務システムでは、特定個人情報ファイルにアクセスした履歴をシステムから外部記録媒体に出力し、保存する。 ・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を随時確認している。 ・アクセス履歴については七年間保存し、年に一度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 具体的な管理方法	<税総合オンラインシステムにおける措置> ・アクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・アクセス権限については、情報システム部門が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 ・システム利用職員への事務外利用の禁止について定期的(1年に1度)に周知・指導を行っている。 ・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度程度)に研修等を行っている。 <イメージファーリングシステム、微収システムにおける措置> ・アクセス権限については、端末設置課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・アクセス権限については、端末設置課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・アクセス権限については、税制課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・アクセス権限については、税制課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・アクセス権限については、税制課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・アクセス権限については、税制課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 ・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知・指導を行っている。		事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー及びシステム保守員以外は行えない設定を実施している。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複製データへのアクセス権限を情報システム部門のメンバー及びシステム保守員に限定 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機器は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報を必要としない事務を行う際には、個人番号を画面上に表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要となった場合は、シュレッダーなどで切断破砕する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を必要としない事務を行う際には、個人番号を画面上に表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要となった場合は、シュレッダーなどで切断破砕する。 	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p>外部委託業者の選定に際しては、旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に則り、主管課の長は業者に対して、「プライバシーマーク」あるいは「ISMS」の認定を得ている、若しくは個人情報取扱に関する内規が整備され、従事者へのセキュリティ教育が徹底されている等、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認している。</p> <p>国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>	<p><委託先事業者についての確認措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者の選定に際しては、旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に則り、主管課の長は業者に対して、「プライバシーマーク」あるいは「ISMS」の認定を得ている、若しくは個人情報取扱に関する内規が整備され、従事者へのセキュリティ教育が徹底されている等、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認している。 <p><認定委託先事業者についての確認措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構策定の「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定された事業者(認定委託先事業者)に委託している。 ・認定委託先事業者:ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。 ・地方税共同機構が実施する第三者による情報セキュリティ監査の実施結果の報告を受けている。 	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	<p><税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。 <p><封入封かん業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。 <p><從業者について、あらかじめ市の同意を得ることとしている。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者に、身分証明書を携帯させている。 ・従業者に、業務上知り得た秘密を漏らさないことの誓約書を提出させている。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。 <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の許可なく特定個人情報の閲覧は実施していない。また、作業従事者個別の静脈情報を登録し、特定個人情報にアクセスする際には静脈情報にてアクセス情報を管理している。 ・当該執務室には業務従事者個別に保持しているICカードにて入室制限を行っている。 ・執務室内には24時間365日稼働の管理カメラを設置し、建物自体にもアクセス制限を設けている。 	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。 <p><従業者について、あらかじめ市に届け出ることとしている。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に、業務上知り得た秘密を漏らさないことの誓約書を提出させている。 <p><eLTAX関連システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の許可なく特定個人情報の閲覧は実施していない。また、作業従事者個別の静脈情報を登録し、特定個人情報にアクセスする際には静脈情報にてアクセス情報を管理している。 ・当該執務室には業務従事者個別に保持しているICカードにて入室制限を行っている。 ・執務室内には24時間365日稼働の管理カメラを設置し、建物自体にもアクセス制限を設けている。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	<p><税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。 <p><封入封かん業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・印字データ、納税通知書等の貸与品の貸与にあっては、借用書を提出させている。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の中から主任者を定め、データの受払、件数確認等に関する業務を行わせている。 <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体からの依頼により、特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、作業指示書を起票し、グループリーダー及びプロジェクトリーダーの承認を実施し、作業の事前確認及び事後確認を行い、記録を残している。 	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 <p><eLTAX関連システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の許可なく特定個人情報の提供は行わない。 ・個人情報を含む情報のやり取りが発生した際は、必ず個人情報にマスキング処理を行っている。なお、マスキング処理を行った情報の提供時には、委託先の上位管理者に承認を得た上で適切に運用を行っている。 <p><上記以外の業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の許可なく特定個人情報の提供は行っていない。 ・個人情報を含む情報のやり取りが発生した際は、必ず個人情報にマスキング処理を行っている。なお、マスキング処理を行った情報の提供時には、委託先の上位管理者に承認を得た上で適切に運用を行っている。 <p><上記以外の業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 <p><eLTAX関連システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の許可なく特定個人情報の提供は行わない。 ・個人情報を含む情報のやり取りが発生した際は、必ず個人情報にマスキング処理を行っている。なお、マスキング処理を行った情報の提供時には、委託先の上位管理者に承認を得た上で適切に運用を行っている。 <p><上記以外の業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託している業務については、仕様書で実施場所を庁舎内に限定しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。 <p><封入封かん業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与品の引き渡しにおいては借用書、返却においては件数表、枚数確認表等の提出を求めている。 ・貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の中から主任者を定め、データの受払、件数確認等に関する業務を行わせている。 ・貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の中から主任者を定め、データの受払、件数確認等に関する業務を行わせている。 ・貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。 	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託している業務については、仕様書で実施場所を庁舎内に限定しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の中から主任者を定め、データの受払、件数確認等に関する業務を行わせている。 ・貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。 ・貸与品について、破損、紛失、漏えい等の事故が生じた場合の報告を義務づけている。 ・市は、必要に応じ、報告又は適正な措置を求めることができる。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。 <p><封入封かん業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果品の納入にあたり、市から提供した貸与品(印字データ)を消去したことを確認できる種類を提出させている。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務のみ。) ・貸与品複製を禁止し、また、業務目的外で使用しないこととしていることから、委託先による消去等は発生しない。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務を除く。) <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の作業は本市庁舎内で行われており、入力に限定して取り扱われていることから、委託先による消去等は発生しない。 	<p><基幹税務システムのオペレーション業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。 <p><データ入力業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の作業は本市庁舎内で行われており、入力に限定して取り扱われていることから、委託先による消去等は発生しない。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 各システムにおいて特定の権限者以外は情報照会・提供ができる、さらに、情報照会・情報提供記録を保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 <p>(eLTAXで提供する分)</p> <p>○給与支払者</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <p>○審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 <p>○国税庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各システムにおいて特定の権限者以外は情報照会・提供ができるようシステムで制御されている。 情報照会・情報提供記録を保存により、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 <p><eLTAXでの提供></p> <p>○給与支払者</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <p>○審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 <p>○国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。 地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供時は、情報源である税総合オンラインシステム等との内容の照合、確認を行う。 特定個人情報の確認時は、2人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。 <p>(eLTAXで提供する分)</p> <p>○給与支払者</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <p>○審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 <p>○国税庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。旭川市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。旭川市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹税務システム等への特定個人情報の入力に際して誤入力を防止する措置講ずることで、正しい情報を保持し、特定個人情報の提供に際しても、正しい内容に基づく情報を提供する。 特定個人情報の確認時は、2人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。 <p><eLTAXでの提供></p> <p>○給与支払者</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <p>○審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができます。提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 <p>○国税庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。旭川市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。旭川市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続	[O] 接続しない(入手)・[] 接続しない(提供)	[] 接続しない(入手)・[] 接続しない(提供)	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p>＜旭川市における措置＞ ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p>＜旭川市における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内においてのみ、中間サーバーから中間サーバーコネクタを通じ情報入手ができるようシステムによって制御されている。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設定されているため、安全性が担保されている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離とともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p>＜旭川市における措置＞ ・入手した特定個人情報について、基幹税務システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、また、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、いずれも業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	文言整理等に伴い、講じている措置について改めて明記するものであり、事後で足りるもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6:不適切な方法で提供されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6:情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6: 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークとの接続」に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><旭川市における措置> ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うこと、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><旭川市における措置> ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うこと、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7: 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②安全管理体制</p>	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7: 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ③安全管理規程</p>	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7: 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ④安全管理体制・規程の職員への周知</p>	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7: 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策</p>	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7: 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p><税総合オンラインシステムにおける措置> ・生体認証により入室管理を行っているサーバ室内に施錠管理されたサーバー内に保管している。 ・サーバ室はホストコンピュータ運用保守業者が常時安全管理を行っている。</p> <p><イメージファーリングシステム及び徴収システムにおける措置> ・入室管理を行っている執務室内に施錠管理されたサーバー内に保管している。 ・ハードディスクの盗難を防ぐために、サーバーの前面扉に施錠をし、ハードディスク自体も暗号化処理を施している。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置を付設している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 ・設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ・各ポイントごとに監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><イメージファーリングシステム及び徴収システムにおける措置> ・入室管理を行っている執務室内に施錠管理されたサーバー内に保管している。 ・ハードディスクの盗難を防ぐために、サーバーの前面扉に施錠をし、ハードディスク自体も暗号化処理を施している。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置を付設している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 ・設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ・各ポイントごとに監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7:特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p><旭川市における措置> ・ウィルス対策ソフトの定期的更新を行っている。 ・特定個人情報を管理しているサーバーは、インターネットに接続していない隔離されたネットワーク上に設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。 ・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第3.0版】」(令和7年3月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいす。以下この欄において同じ。)又はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパター、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDoS対策を4時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセス出来ないよう制御を講じる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><eLTAX関連システムにおける措置> ・特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。 ・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。</p>	事前	<p>重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行</p>
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7:特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法</p>	<p>・地方税法第17条の5の更正、決定等の期間制限により、賦課データは一定期間保存することとしており、税総合オンラインシステム上のデータとして、生存と同様の方法にて管理している。</p>	<p>・地方税法第17条の5の更正、決定等の期間制限により、賦課データは一定期間保存することとしており、生存者と同様の方法にて管理している。</p>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正</p>
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7:特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容</p>	<p>・税総合オンラインシステム等の納税者等の情報は既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する情報が最新であるかどうかを確認する。 ・納税者等の賦課徴収等に係る情報は、隨時、必要に応じて本人に確認を行う。 ・修正申告書等が提出されたとしても、当初の申告書等は、保存期間まで、常に保存しておく必要があるため、特定個人情報が古いまま保管することとなる。なお、申告書等は提出ごとに区分して管理されている。</p>	<p>・納税者等の情報は既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する情報が最新であるかどうかを確認する。 ・修正申告書などによる納税者等の情報は、速やかにシステムへの反映を行い、最新の状態を保つこととしている。</p>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正</p>
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7:特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容</p>	<p>・地方税法第17条の5の更正、決定等の期間制限により、賦課データは一定期間保存するものとされており、税総合オンラインシステム上のデータとして、生存と同様の方法にて管理しており、適宜、税総合オンラインシステム等の機能にて削除を行う。</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する。</p>	事前	<p>重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行</p>
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7:特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク リスクへの対策は十分か</p>	<p>特に力を入れている</p>	<p>十分である</p>	事前	<p>事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正</p>
	<p>IV その他のリスク対策 1.監査 ①自己点検</p>	<p>特に力を入れて行っている</p>	<p>十分に行っている</p>	事後	<p>様式の見直しに伴う修正であり、事後で足りるもの。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 1.監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<p><旭川市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容により、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)にあっては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>	<p><旭川市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容により、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)にあっては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※文言整理等による軽微な修正
	IV その他のリスク対策 1.監査 ②監査	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正
	IV その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	<p><旭川市における措置> ・情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>	<p><旭川市における措置> ・情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><eLTAX関連システムにおける措置> ・eLTAXシステムのASPサービス提供元である認定委託先事業者において毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)が実施されている。 ・地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構において毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)が実施されている。</p>	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	IV その他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出するもの。 ※様式の見直しに伴う軽微な修正
	IV その他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><旭川市における措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、一般職員を対象とした人的セキュリティ研修を定期的に実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関する内容を含む研修等を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	<p><旭川市における措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、一般職員を対象とした人的セキュリティ研修を定期的に実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関する内容を含む研修等を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><eLTAX関連システムにおける措置> 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	事後	文言整理等による修正であり、事後で足りるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウドの運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	重要な変更 ※標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行
	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係 (市政情報コーナー) 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 電話番号 0166-25-9101	〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 (総合庁舎3階) 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 電話番号 0166-25-9101	事後	所在地等の変更による修正であり、事後で足りるもの。
	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	(手数料、納付方法:)	(手数料、納付方法:ただし、写しの作成(モノクロコピー1枚(A3判まで)10円)や送付に必要な費用は、請求者の負担)	事後	現行の運用に合わせた修正であり、事後で足りるもの。
	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	個人情報取扱事務届書(地方税に関する事務)においてファイル記録項目を公表予定。	個人情報ファイル簿(個人情報取扱事務単位の単票)においてファイル記録項目を公表予定。	事後	現行の運用に合わせた修正であり、事後で足りるもの。
	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー)	旭川市 市民生活部 地域活動推進課ホームページ	事後	現行の運用に合わせた修正であり、事後で足りるもの。
	V 開示請求、問合せ 2.特定個人情報Fの取扱いに関する問合せ ①連絡先	旭川市税務部税制課税制係 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎2階)	〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 (総合庁舎3階) 旭川市 税務部 税制課 税制係 電話番号 0166-25-5604	事後	所在地等の変更による修正であり、事後で足りるもの。

(別紙1) 特定個人情報ファイルの項目

○地方税共通関係

市区町村コード、宛名番号、履歴番号、最新フラグ、管内管外の区分、世帯番号、行政区（地区管理）、住民区分、住民種別、住民状態、個人番号、異動年月日、異動届出年月日、異動事由、氏名、氏_日本人、名_日本人、氏名_外国人ローマ字、氏名_外国人漢字、氏名_振り仮名（フリガナ）、氏_日本人_振り仮名、名_日本人_振り仮名、旧氏、旧氏_振り仮名、通称、通称_フリガナ、通称_フリガナ確認状況、氏名優先区分、性別、性別表記、生年月日_元号、生年月日、生年月日_不詳フラグ、生年月日_不詳表記、死亡年月日、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄表記、世帯主氏名、住所、住所_市区町村コード、住所_町字コード、住所_都道府県、住所_市区郡町村名、住所_町字、住所_番地号表記、住所_方書コード、住所_方書、住所_方書_フリガナ、住所_郵便番号、在留カード等番号、在留カード等番号区分、住所_国名コード、住所_国名等、住所_国外住所、在留資格等コード、在留資格等名称、在留期間等コード_年、在留期間等コード_月、在留期間等コード_日、在留期間等満了年月日、処理年月日、登録部署（情報を登録した課・係など）、統合宛名フラグ、名寄せ元フラグ、名寄せ先宛名番号、他業務参照不可フラグ、独自施策システム等ID、業務ID、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、業務コード、業務詳細（税目）コード、連番、最新フラグ、連絡先区分、電話番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、税目区分、連番、最新フラグ、eLTAX納税者ID、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、業務コード、業務詳細（税目）コード、共通メモ番号、共通メモ履歴番号、最新フラグ、入力・閲覧範囲、有効期限（開始年月日）、有効期限（終了年月日）、共通メモ内容、共通メモタイトル、メモ画像ファイル、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、業務コード、業務詳細（税目）コード、軽自管理番号、送付先履歴番号、最新フラグ、有効期間（開始年月日）、有効期間（終了年月日）、管内管外の区分、送付先区分、送付先を設定する理由、氏名（名称）、氏名（名称）_フリガナ、住所（所在地）_郵便番号、住所（所在地）_市区町村コード、住所（所在地）_町字コード、住所（所在地）_都道府県、住所（所在地）_市区町村名、住所（所在地）_町字、住所（所在地）_番地号表記、住所（所在地）_方書、連絡先区分、電話番号、メモ、登録日、利用廃止日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、代理人_宛名番号、業務コード、業務詳細（税目）コード、代理人等の有効期間（開始年月）、最新フラグ、代理人等の有効期間（終了年月）、肩書、メモ、連絡先区分、電話番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、業務コード、業務詳細（税目）コード、返戻物の種別、宛名番号、履歴番号、賦課年度、課税年度、期別、通知書番号、最新フラグ、調査・返戻処理段階の区分、返戻登録日、返戻日、返戻事由、再発送日、再送理由、公示日、公示送達日、公示送達事由、納期限（変更前）、納期限（変更後）、担当者ID、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、返戻調査番号、返戻調査履歴番号、最新フラグ、調査記録_調査年月日、調査記録_調査時刻、調査記録_担当者ID、調査記録_調査方法、調査記録_調査内容/結果、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、業務コード、業務詳細（税目）コード、抑止開始日、最新フラグ、抑止終了日、処理注意区分、メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、世帯番号、業務コード、業務詳細（税目）コード、世帯メモ番号、世帯メモ履歴番号、最新フラグ、入力・閲覧範囲、有効期限（開始年月日）、有効期限（終了年月日）、世帯メモ内容、世帯メモタイトル、メモ画像ファイル、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、同一人_宛名番号、最新フラグ、代表_宛名番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、業務コード、業務詳細（税目）コード、軽自管理番号、物件区分、物件番号、履歴番号、処理保留開始年月日、最新フラグ、処理保留終了年月日、メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、金融機関コード、最新フラグ、指定金融区分コード、金融機関名_漢字、金融機関名_カナ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、金融機関コード、店舗番号、最新フラグ、店舗名_漢字、店舗名_カナ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、業務コード、発行番号、最新フラグ、宛名番号、交付年月日、交付時刻、交付場所、各種証明書種別、枚数、端末名、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、履歴番号、最新フラグ、管内管外の区分、行政区（地区管理）、住民区分、法人番号、法人管理番号、名称、名称カナ、代表者_氏名、本支店区分、所在地_郵便番号、所在地_町字コード、所在地_都道府県、所在地_市区郡町村名、所在地_町字、所在地_番地号表記、所在地_方書、組織区分、前後区分、法人番号公表の同意、法人種別（特別徴収義務者）、異動年月日、異動事由、閉鎖等年月日、屋号、法人の担当部署、登録部署（情報を登録した課・係など）、処理年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

○個人住民税関係

市区町村コード、合併前_市区町村コード、課税年度、宛名番号、個人履歴番号、最新フラグ、未申告区分、優先課税資料区分、税業務住民種別、住所_郵便番号、住所_市区町村コード、住所_町字コード、住所_都道府県、住所_市区郡町村名、住所_町字、住所_番地号表記、住所_方書、氏名_振り仮名（フリガナ）、氏_日本人_振り仮名、名_日本人_振り仮名、氏名、氏_日本人、名_日本人、性別、生年月日、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、氏名_外国人漢字、氏名_外国人ローマ字、通称、通称_フリガナ、在留資格、在留期間等コード_年、在留期間等コード_月

ド_月、在留期間等コード_日、在留期間等満了年月日、氏名優先区分、国籍等_国名コード、国籍名等、住民状態、住民となった年月日、異動年月日、異動届出年月日、異動事由、転出予定年月日、転出届出年月日（転出異動日）、転出年月日（確定）、消除の届出年月日、消除の異動年月日、消除の事由、個人番号、転入前住所_郵便番号、転入前住所_市区町村コード、転入前住所_町字コード、転入前住所_都道府県、転入前住所_市区郡町村名、転入前住所_町字、転入前住所_番地号表記、転入前住所_方書、転入前住所_国名コード、転入前住所_国名等、転入前住所_国外住所、転出先住所_郵便番号、転出先住所_市区町村コード、転出先住所_町字コード、転出先住所_都道府県、転出先住所_市区郡町村名、転出先住所_町字、転出先住所_番地号表記、転出先住所_方書、転出先住所_筆頭者、世帯番号、寡婦死別離別区分、国民健康保険_納付額_特別徴収分、国民健康保険_納付額_普通徴収分、国民健康保険_現在の国保資格区分、介護保険_納付額_特別徴収分、介護保険_納付額_普通徴収分、介護保険_現在の加入有無、生活保護の受給開始年月日、生活保護の受給廃止年月日、生活保護の受給停止年月日、生活保護の受給停止解除年月日、生活保護区分、後期高齢者医療_納付額_特別徴収分、後期高齢者医療_納付額_普通徴収分、後期高齢者医療_現在の加入有無、住民登録外課税区分、住民登録外課税者住民登録市区町村コード、住民登録外課税者住民登録_市区郡町村名、住民登録外課税者住民登録_町字、住民登録外課税者住民登録_番地号表記、住民登録外課税者住民登録_方書、住登外通知の通知結果、他団体課税対象者区分、他団体課税対象者の課税先市区町村コード、他団体課税対象者の課税先_都道府県、他団体課税対象者の課税先_市区郡町村名、他団体課税対象者の課税先_町字、他団体課税対象者の課税先_番地号表記、他団体課税対象者の課税先_方書、個人住民税申告書発送希望、発送希望引継ぎ期間区分、申告案内文書発送希望、事業所・家屋敷課税の申告書発送希望、基礎年金番号、出国期間_開始年月日、出国期間_終了年月日、メモ、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、被扶養者_宛名番号、扶養者_宛名番号、被扶養者履歴番号、最新フラグ、扶養関係区分、専従区分、障害区分、扶養区分、世帯外被扶養者区分、住登外被扶養者区分、世帯外配偶者区分、国外居住親族扶養控除等適用書類_提出有無、専従者続柄1、専従者続柄2、専従者続柄3、専従者続柄4、扶養者は正対象控除、扶養者は正理由、登録根拠区分、設定根拠区分、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、事業所・家屋敷課税対象者_宛名番号、物件情報管理一連番号、最新フラグ、課税非課税区分、物件所在地_郵便番号、物件所在地_市区町村コード、物件所在地_町字コード、物件所在地_都道府県、物件所在地_市区郡町村名、物件所在地_町字、物件所在地_番地号表記、物件所在地_方書、店舗名、電話番号、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、特別徴収義務者指定番号、最新フラグ、宛名番号、法人番号、事業所名、事業所名_フリガナ、屋号、所在地_郵便番号、所在地_市区町村コード、所在地_町字コード、所在地_都道府県、所在地_市区郡町村名、所在地_町字、所在地_番地号表記、所在地_方書、連絡先、メールアドレス、送付先_郵便番号、送付先、送付先_市区町村コード、送付先_町字コード、送付先_都道府県、送付先_市区郡町村名、送付先_町字、送付先_番地号表記、送付先_方書、個人事業主・法人区分、休業、除籍区分、除籍年月日、異動入力年月日、旧法人名、旧所在地_郵便番号、旧所在地、旧所在地_市区町村コード、旧所在地_町字コード、旧所在地_都道府県、旧所在地_市区郡町村名、旧所在地_町字、旧所在地_番地号表記、旧所在地_方書、本店_所在地_郵便番号、本店_所在地、本店_所在地_市区町村コード、本店_所在地_町字コード、本店_所在地_都道府県、本店_所在地_市区郡町村名、本店_所在地_町字、本店_所在地_番地号表記、本店_所在地_方書、本店_電話番号、eLTAX 納税者 ID、eLTAX 利用者 ID、有効期間（開始年月日）、有効期間（終了年月日）、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、特別徴収義務者指定番号、事業者管理履歴番号、最新フラグ、納入区分、eLTAX 有無、返戻有無、特別徴収税額決定・変更通知の送付希望、電話番号_会社経理担当、電話番号_税理士、電話番号_給与事務委託先、内線番号、担当係、会計事務所_名称、会計事務所_電話番号、特別徴収の指定/不指定、給与支払報告書形態区分、市区町村内外区分、支払者区分、各種サイン、他年度台帳の有無、給与支払報告書番号、納付書送付要否、税額通知（特別徴収義務者用）の送付形態、税額通知（納税義務者用）の送付形態、eLTAX 税額通知用のメールアドレス、受付有無、納期特例区分、納期の特例の開始月、納期の特例の終了月、給与支払報告書発送希望、帳票出力順_第1優先、帳票出力順_第2優先、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、特別徴収義務者指定番号、メモ履歴番号、最新フラグ、メモ重要度、事業所メモ内容、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、特別徴収義務者指定番号、事業所内一連番号、事業所個人管理履歴番号、宛名番号、最新フラグ、受給者番号、入力日、勤続年数、退職日、就職日、異動年月日、転勤退職異動事由、月割税額6月、月割税額7月、月割税額8月、月割税額9月、月割税額10月、月割税額11月、月割税額12月、月割税額1月、月割税額2月、月割税額3月、月割税額4月、月割税額5月、特別徴収総額（年額）、退職收入金額、退職所得金額、課税される所得金額_退職所得金額、退職所得税額、退職所得事項_退職所得控除額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、特別徴収義務者指定番号、事業所調定情報履歴番号、最新フラグ、通知書発行日、月割税額6月、月割税額7月、月割税額8月、月割税額9月、月割税額10月、月割税額11月、月割税額12月、月割税額1月、月割税額2月、月割税額3月、月割税額4月、月割税額5月、特別徴収額（年額）、月別従業員数6月、月別従業員数7月、月別従業員数8月、月別従業員数9月、月別従業員数10月、月別従業員数11月、月別従業員数12月、月別従業員数1月、月別従業員数2月、月別従業員数3月、月別従業員数4月、月別従業員数5月、特徴1期_納期限、特徴2期_納期限、特徴3期_納期限、特徴4期_納期限、特徴5期_納期限、特徴6期_納期限、特徴7期_納期限、特徴8期_納期限、特徴9期_納期限、特徴10期_納期限、特徴11期_納期限、特徴12期_納期限、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、最新フラグ、特別徴収義務者指定番号、徴収区分、課税非課税区分、課税非課税区分（森林環境税）、強制非課税区分、公的年金の種類、年特継続区分、非課税判定区分、年金特徴中

止区分、翌年度仮徴収中止区分、青白区分、配専区分、本人専従者区分、特徴一括徴収区分、異動事由、異動日、更正日、通知年月日、通知事由、納税通知書発送日、変更開始月（又は変更開始期）、確定申告書提出有無、個人住民税申告書提出有無、確定申告日、控除対象配偶者区分、扶養控除対象区分、本人該当区分_同一生計配偶者、本人該当区分_障害、本人該当区分_寡婦・ひとり親、本人該当区分_勤労学生、本人該当区分_年少扶養、本人該当区分_未成年、本人該当区分_老年者、1月1日離婚・再婚区分、扶養人数_合計、一般扶養人数、特定扶養人数、老人扶養人数、同居老人扶養人数、年少扶養人数、扶養障害者数_合計、普通障害者人数、特別障害者人数、同居特別障害者内数、国外居住扶養人数、配偶者の国外居住区分、他専人数、専従者控除額（配偶者）、専従者控除額（その他）、所得金額調整控除区分、セルフメディケーション税制適用有無、特定取得区分、住宅借入金等特別控除_適用数、住宅借入金等特別控除_可能額、住宅借入金等特別税額控除_居住開始年月日（1回目）、住宅借入金等特別税額控除_特別控除区分（1回目）、住宅借入金等特別税額控除_居住開始年月日（2回目）、住宅借入金等特別税額控除_特別控除区分（2回目）、住宅借入金等特別税額控除_摘要、外国税額控除余裕額、外国税額控除限度額、年税額、普徴年税額、特徴年税額、年特年税額、予納区分、予納年月日、予納額、控除不足額、減免区分、減免割合、減免開始月、減免開始期、減免決定通知日、免除区分（森林環境税）、免除開始月（森林環境税）、免除開始期（森林環境税）、免除決定通知日（森林環境税）、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、課税年度、宛名番号、徴収区分、課税情報履歴番号、最新フラグ、特別徴収義務者指定番号、課税非課税区分、課税非課税区分（森林環境税）、強制非課税区分、公的年金の種類、年特継続区分、非課税判定区分、年金特徴中止区分、翌年度仮徴収中止区分、青白区分、配専区分、本人専従者区分、特徴一括徴収区分、異動事由、異動日、更正日、通知年月日、通知事由、納税通知書発送日、変更開始月（又は変更開始期）、確定申告書提出有無、個人住民税申告書提出有無、確定申告日、控除対象配偶者区分、扶養控除対象区分、本人該当区分_同一生計配偶者、本人該当区分_障害、本人該当区分_寡婦・ひとり親、本人該当区分_勤労学生、本人該当区分_年少扶養、本人該当区分_未成年、本人該当区分_老年者、1月1日離婚・再婚区分、扶養人数_合計、一般扶養人数、特定扶養人数、老人扶養人数、同居老人扶養人数、年少扶養人数、扶養障害者数_合計、普通障害者人数、特別障害者人数、同居特別障害者内数、国外居住扶養人数、配偶者の国外居住区分、他専人数、専従者控除額（配偶者）、専従者控除額（その他）、所得金額調整控除区分、セルフメディケーション税制適用有無、特定取得区分、住宅借入金等特別控除_適用数、住宅借入金等特別控除_可能額、住宅借入金等特別税額控除_居住開始年月日（1回目）、住宅借入金等特別税額控除_特別控除区分（1回目）、住宅借入金等特別税額控除_居住開始年月日（2回目）、住宅借入金等特別税額控除_特別控除区分（2回目）、住宅借入金等特別税額控除_摘要、外国税額控除余裕額、外国税額控除限度額、年税額、普徴年税額、特徴年税額、年特年税額、予納区分、予納年月日、予納額、控除不足額、減免区分、減免割合、減免開始月、減免開始期、減免決定通知日、免除区分（森林環境税）、免除開始月（森林環境税）、免除開始期（森林環境税）、免除決定通知日（森林環境税）、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、所得・収入コード、最新フラグ、所得金額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、所得・収入コード、最新フラグ、所得金額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、所得控除コード、最新フラグ、控除金額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、所得控除コード、最新フラグ、控除金額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、所得控除コード、最新フラグ、控除金額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、所得控除コード、最新フラグ、控除金額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、税額・税額控除コード、最新フラグ、税額控除金額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、税額・税額控除コード、最新フラグ、税額控除金額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、最新フラグ、届出税務署名、届出日、届出様式番号、租税条約適用国・該当条文、国籍、入国日、恒久的施設の有無、恒久的施設_名称、恒久的施設_所在地_郵便番号、恒久的施設_所在地_恒久的施設_所在地_市区町村コード、恒久的施設_所在地_町字コード、恒久的施設_所在地_都道府県、恒久的施設_所在地_市区郡町村名、恒久的施設_所在地_町字、恒久的施設_所在地_番地号表記、恒久的施設_所在地_方書、報酬・給与の支払者に関する事項_宛名番号、日本国内にある事務所_名称、日本国内にある事務所_所在地_郵便番号、日本国内にある事務所_所在地、日本国内にある事務所_所在地_市区町村コード、日本国内にある事務所_所在地_町字コード、日本国内にある事務所_所在地_都道府県、日本国内にある事務所_所在地_市区郡町村名、日本国内にある事務所_所在地_町字、日本国内にある事務所_所在地_番地号表記、日本国内にある事務所_所在地_方書、報酬・給与に関する事項_提供する役務の概要、報酬・給与に関する事項_役務提供期間、報酬・給与に関する事項_報酬・給与の支払期日、報酬・給与に関する事項_報酬・給与の支払方法、報酬・給与に関する事項_報酬・給与の金額及び月額・年額の区分、備考、租税条約に該当する給与収入金額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、宛名番号、課税情報履歴番号、最新フラグ、普徴1期_納期限、普徴2期_納期限、普徴3期_納期限、普徴4期_納期限、普徴5期_納期限、普徴6期_納期限、普徴7期_納期限、普徴8期_納期限、普徴9期_納期限、普徴10期_納期限、普徴11期_納期限、普徴12期_納期限、通知年月日、普徴1期_期割税額、普徴2期_期割税額、普徴3期_期割税額、普徴4期_期割税額、普徴5期_期割税額、普徴6期_期割税額、普徴7期_期割税額、普徴8期_期割税額、普徴9期_期割税額、普徴10期_期割税額、普徴11期_期割税額、普徴12期_期割税額、普徴1期_期割充当又は委託

納付額、普徴 2 期_期割充当又は委託納付額、普徴 3 期_期割充当又は委託納付額、普徴 4 期_期割充当又は委託納付額、普徴 5 期_期割充当又は委託納付額、普徴 6 期_期割充当又は委託納付額、普徴 7 期_期割充当又は委託納付額、普徴 8 期_期割充当又は委託納付額、普徴 9 期_期割充当又は委託納付額、普徴 10 期_期割充当又は委託納付額、普徴 11 期_期割充当又は委託納付額、普徴 12 期_期割充当又は委託納付額、普徴 1 期_内年特期割額、普徴 2 期_内年特期割額、普徴 3 期_内年特期割額、普徴 4 期_内年特期割額、普徴 5 期_内年特期割額、普徴 6 期_内年特期割額、普徴 7 期_内年特期割額、普徴 8 期_内年特期割額、普徴 9 期_内年特期割額、普徴 10 期_内年特期割額、普徴 11 期_内年特期割額、普徴 12 期_内年特期割額、通知書番号、特徴 1 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 2 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 3 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 4 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 5 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 6 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 7 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 8 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 9 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 10 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 11 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 12 期_特別徴収義務者指定番号、特徴 1 期_期割税額、特徴 2 期_期割税額、特徴 3 期_期割税額、特徴 4 期_期割税額、特徴 5 期_期割税額、特徴 6 期_期割税額、特徴 7 期_期割税額、特徴 8 期_期割税額、特徴 9 期_期割税額、特徴 10 期_期割税額、特徴 11 期_期割税額、特徴 12 期_期割税額、特徴 1 期_期割充当又は委託納付額、特徴 2 期_期割充当又は委託納付額、特徴 3 期_期割充当又は委託納付額、特徴 4 期_期割充当又は委託納付額、特徴 5 期_期割充当又は委託納付額、特徴 6 期_期割充当又は委託納付額、特徴 7 期_期割充当又は委託納付額、特徴 8 期_期割充当又は委託納付額、特徴 9 期_期割充当又は委託納付額、特徴 10 期_期割充当又は委託納付額、特徴 11 期_期割充当又は委託納付額、特徴 12 期_期割充当又は委託納付額、年金特徴 4 月_納期限、年金特徴 6 月_納期限、年金特徴 8 月_納期限、年金特徴 10 月_納期限、年金特徴 12 月_納期限、年金特徴 2 月_納期限、年金特徴 4 月_期割税額、年金特徴 6 月_期割税額、年金特徴 8 月_期割税額、年金特徴 10 月_期割税額、年金特徴 12 月_期割税額、年金特徴 4 月_期割税額、年金特徴 6 月_期割税額、翌年度年金特徴 4 月_仮徴収期割税額、翌年度年金特徴 6 月_仮徴収期割税額、翌年度年金特徴 8 月_仮徴収期割税額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、調定履歴番号、最新フラグ、宛名番号、調定額_本税、法定納期限、法定納期限等、納期限、課税更正日、課税単位（市町村/行政区）区分、更正事由、通知年月日、納税通知書発送日、確定申告日、森林環境税額、配当割・株式等譲渡所得割控除額、配当割・株式等譲渡所得割還付額、控除不足額、充当又は委託納付額、納期特例区分、納期特例適用後納期、公的年金の種類、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、賦課年度、特別徴収義務者指定番号、発行履歴番号、最新フラグ、通知日、帳票 ID、当初・更正区分、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、賦課年度、宛名番号、課税年度、発行履歴番号、最新フラグ、通知日、帳票 ID、個別対応の事由、通知事由、納税協力会の構成員、当初・更正区分、備考、非課税判定区分、非課税判定区分（森林環境税）、氏名、住所、通知書番号、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税資料_履歴番号、資料番号、最新フラグ、処理区分、保留理由、課税情報_履歴番号、非合算区分、提出年月日、現住所、1 月 1 日現在の住所、氏名、氏名_フリガナ、個人番号、生年月日、世帯主の氏名、続柄、業種又は職業、電話番号、住民税の納税方法、事業収入金額_営業等、事業収入金額_農業、不動産収入金額、利子収入金額、配当収入金額、給与収入金額、雑収入金額_公的年金等、雑収入金額_業務、雑収入金額_その他、総合譲渡収入金額_短期、総合譲渡収入金額_長期、一時収入金額、事業所得金額_営業等、事業所得金額_農業、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与所得金額、雑所得金額_公的年金等、雑所得金額_業務、雑所得金額_その他、雑所得金額_合計、総合譲渡・一時所得金額、合計所得金額、社会保険料 1_社会保険料の種類、社会保険料 1_支払った保険料、社会保険料 2_社会保険料の種類、社会保険料 2_支払った保険料、社会保険料 3_社会保険料の種類、社会保険料 3_支払った保険料、社会保険料_支払った保険料_合計、旧生命保険料の計、旧個人年金保険料の計、新生命保険料の計、新個人年金保険料の計、介護医療保険料の計、旧長期保険料の計、地震保険料の計、寡婦控除区分、ひとり親控除フラグ、勤労学生控除フラグ、勤労学生控除対象者の学校名、配偶者_宛名番号、配偶者_氏名、配偶者_氏名_フリガナ、配偶者_生年月日、配偶者_個人番号、配偶者合計所得金額、同一生計配偶者フラグ、障害者 1_宛名番号、障害者 1_氏名、障害者 1_氏名_フリガナ、障害者 1_個人番号、障害者 1_障害の程度、障害者 2_宛名番号、障害者 2_氏名、障害者 2_氏名_フリガナ、障害者 2_個人番号、障害者 2_障害の程度、扶養親族 1_宛名番号、扶養親族 1_氏名、扶養親族 1_氏名_フリガナ、扶養親族 1_生年月日、扶養親族 1_個人番号、扶養親族 1_扶養者との続柄、扶養親族 1_同居別居区分、扶養親族 1_控除額、扶養親族 2_宛名番号、扶養親族 2_氏名、扶養親族 2_氏名_フリガナ、扶養親族 2_生年月日、扶養親族 2_個人番号、扶養親族 2_扶養者との続柄、扶養親族 2_同居別居区分、扶養親族 2_控除額、扶養親族 3_宛名番号、扶養親族 3_氏名、扶養親族 3_氏名_フリガナ、扶養親族 3_生年月日、扶養親族 3_個人番号、扶養親族 3_扶養者との続柄、扶養親族 3_同居別居区分、扶養親族 3_控除額、扶養親族 4_宛名番号、扶養親族 4_氏名、扶養親族 4_氏名_フリガナ、扶養親族 4_生年月日、扶養親族 4_個人番号、扶養親族 4_扶養者との続柄、扶養親族 4_同居別居区分、扶養親族 4_控除額、16 歳未満の扶養親族 1_宛名番号、16 歳未満の扶養親族 1_氏名、16 歳未満の扶養親族 1_氏名_フリガナ、16 歳未満の扶養親族 1_生年月日、16 歳未満の扶養親族 1_個人番号、16 歳未満の扶養親族 1_扶養者との続柄、16 歳未満の扶養親族 1_同居別居区分、16 歳未満の扶養親族 2_宛名番号、16 歳未満の扶養親族 2_氏名、16 歳未満の扶養親族 2_氏名_フリガナ、16 歳未満の扶養親族 2_生年月日、16 歳未満の扶養親族 2_個人番号、16 歳未満の扶養親族 2_扶養者との続柄、16 歳未満の扶養親族 2_同居別居区分、16 歳未満の扶養親族 3_宛名番号、16 歳未満の扶養親族 3_氏名、16 歳未満の扶養親族 3_氏名_フリガナ、16 歳未満の扶養親族 3_生年月日、16 歳未満の扶養親族 3_個人番号、16 歳未満の扶養親族 3_扶養者との続柄、16 歳未満の扶養親族 3_同居別居区分、扶養控除額の合計、損害の原因、損害年月日、損害を受けた資

産の種類、損害金額、雑損控除_保険金などで補填される金額、差引損失額のうち災害関連支出の金額、支払った医療費等、医療費控除_保険金などで補填される金額、医療費控除フラグ、社会保険料控除金額、小規模企業共済等掛金控除金額、生命保険料控除金額、地震保険料控除金額、寡婦・ひとり親控除金額、勤労学生・障害者控除金額、配偶者（特別）控除金額、扶養控除金額、基礎控除金額、社会保険料控除～基礎控除の控除金額合計、雑損控除金額、医療費控除金額、控除金額合計、1月の日給、1月の勤務日数、1月の月収、2月の日給、2月の勤務日数、2月の月収、3月の日給、3月の勤務日数、3月の月収、4月の日給、4月の勤務日数、4月の月収、5月の日給、5月の勤務日数、5月の月収、6月の日給、6月の勤務日数、6月の月収、7月の日給、7月の勤務日数、7月の月収、8月の日給、8月の勤務日数、8月の月収、9月の日給、9月の勤務日数、9月の月収、10月の日給、10月の勤務日数、10月の月収、11月の日給、11月の勤務日数、11月の月収、12月の日給、12月の勤務日数、12月の月収、賞与等金額、合計金額、勤務先所在地、勤務先名、勤務先電話番号、事業・不動産所得 1_所得の種類、事業・不動産所得 1_所得の生ずる場所、事業・不動産所得 1_収入金額、事業・不動産所得 1_必要経費、事業・不動産所得 1_青色申告特別控除額、事業・不動産所得 2_所得の種類、事業・不動産所得 2_所得の生ずる場所、事業・不動産所得 2_収入金額、事業・不動産所得 2_必要経費、事業・不動産所得 2_青色申告特別控除額、事業・不動産所得 3_所得の種類、事業・不動産所得 3_所得の生ずる場所、事業・不動産所得 3_収入金額、事業・不動産所得 3_必要経費、事業・不動産所得 3_青色申告特別控除額、事業・不動産所得 4_所得の種類、事業・不動産所得 4_所得の生ずる場所、事業・不動産所得 4_収入金額、事業・不動産所得 4_必要経費、事業・不動産所得 4_青色申告特別控除額、事業・不動産所得 5_所得の種類、事業・不動産所得 5_所得の生ずる場所、事業・不動産所得 5_収入金額、事業・不動産所得 5_必要経費、事業・不動産所得 5_青色申告特別控除額、事業・不動産所得 6_所得の種類、事業・不動産所得 6_所得の生ずる場所、事業・不動産所得 6_収入金額、事業・不動産所得 6_必要経費、事業・不動産所得 6_青色申告特別控除額、配当所得 1_配当所得の種類、配当所得 1_所得の生ずる場所、配当所得 1_支払確定年月、配当所得 1_収入金額、配当所得 1_必要経費、配当所得 2_配当所得の種類、配当所得 2_所得の生ずる場所、配当所得 2_支払確定年月、配当所得 2_収入金額、配当所得 2_必要経費、配当所得 3_配当所得の種類、配当所得 3_所得の生ずる場所、配当所得 3_支払確定年月、配当所得 3_収入金額、配当所得 3_必要経費、配当所得 4_配当所得の種類、配当所得 4_所得の生ずる場所、配当所得 4_支払確定年月、配当所得 4_収入金額、配当所得 4_必要経費、国外株式等に係る外国所得税額、雑所得 1_種目、雑所得 1_所得の生ずる場所、雑所得 1_収入金額、雑所得 1_必要経費、雑所得 2_種目、雑所得 2_所得の生ずる場所、雑所得 2_収入金額、雑所得 2_必要経費、雑所得 3_種目、雑所得 3_所得の生ずる場所、雑所得 3_収入金額、雑所得 3_必要経費、総合譲渡短期所得_収入金額、総合譲渡短期所得_必要経費、総合譲渡短期所得_差引金額、総合譲渡長期所得_収入金額、総合譲渡長期所得_必要経費、総合譲渡長期所得_差引金額、総合譲渡所得_特別控除額、総合譲渡短期所得_所得金額、総合譲渡長期所得_所得金額、一時所得_収入金額、一時所得_必要経費、一時所得_差引金額、一時所得_特別控除額、一時所得_所得金額、総合譲渡・一時所得_合計金額、事業専従者 1_専従者の宛名番号、事業専従者 1_氏名、事業専従者 1_氏名_フリガナ、事業専従者 1_生年月日、事業専従者 1_個人番号、事業専従者 1_扶養者との続柄、事業専従者 1_従業月数、事業専従者 1_専従者給与（控除）額、事業専従者 2_専従者の宛名番号、事業専従者 2_氏名、事業専従者 2_氏名_フリガナ、事業専従者 2_生年月日、事業専従者 2_個人番号、事業専従者 2_扶養者との続柄、事業専従者 2_従業月数、事業専従者 2_専従者給与（控除）額、事業専従者 3_専従者の宛名番号、事業専従者 3_氏名、事業専従者 3_氏名_フリガナ、事業専従者 3_生年月日、事業専従者 3_個人番号、事業専従者 3_扶養者との続柄、事業専従者 3_従業月数、事業専従者 3_専従者給与（控除）額、所得税における青色申告の承認の有無、専従者給与（控除）額の合計、別居の扶養親族 1_宛名番号、別居の扶養親族 1_氏名、別居の扶養親族 1_氏名_フリガナ、別居の扶養親族 1_個人番号、別居の扶養親族 1_住所、別居の扶養親族 2_宛名番号、別居の扶養親族 2_氏名、別居の扶養親族 2_氏名_フリガナ、別居の扶養親族 2_個人番号、別居の扶養親族 2_住所、別居の扶養親族 3_宛名番号、別居の扶養親族 3_氏名、別居の扶養親族 3_氏名_フリガナ、別居の扶養親族 3_個人番号、別居の扶養親族 3_住所、非課税所得など所得金額、損益通算の特例適用前の不動産所得、事業用資産の譲渡損失など_資産の種類、事業用資産の譲渡損失など_損失額、被災損失額（白）、前年中の開廃業区分、前年中の開廃年月日、他都道府県の事務所フラグ、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、都道府県、市区町村分（特例控除対象）寄附金額、住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）寄附金額、条例指定分寄附金額_都道府県、条例指定分寄附金額_市区町村、所得金額調整控除_氏名、所得金額調整控除_氏名_フリガナ、所得金額調整控除_生年月日、所得金額調整控除_個人番号、所得金額調整控除_扶養者との続柄、所得金額調整控除_特別障害者に該当する場合の等級、所得金額調整控除_別居の場合の住所、分離_収入_短期譲渡一般分、分離_収入_短期譲渡軽減分、分離_収入_長期譲渡一般譲渡、分離_収入_長期譲渡優良住宅地等譲渡、分離_収入_長期譲渡居住用財産譲渡、分離_収入_一般株式等譲渡、分離_収入_上場株式等譲渡、分離_収入_上場株式等配当等、分離_収入_先物取引、分離_短期_長期譲渡_区分 1、分離_短期_長期譲渡_所得の生ずる場所 1、分離_短期_長期譲渡_必要経費 1、分離_短期_長期譲渡_差引金額 1、分離_短期_長期譲渡_特別控除額 1、分離_短期_長期譲渡_区分 2、分離_短期_長期譲渡_差引金額 2、分離_短期_長期譲渡_特別控除額 2、分離_短期_長期譲渡_区分 3、分離_短期_長期譲渡_所得の生ずる場所 3、分離_短期_長期譲渡_必要経費 3、分離_短期_長期譲渡_差引金額 3、分離_短期_長期譲渡_特別控除額 3、分離_短期_長期譲渡_区分 4、分離_短期_長期譲渡_特別控除額 4、分離_短期_長期譲渡_区分 5、分離_短期_長期譲渡_所得の生ずる場所 5、分離_短期_長期譲渡_必要経費 5、分離_短期_長期譲渡_差引金額 5、分離_短期_長期譲渡_特別控除額 5、分離_短期_長期譲渡_区分 6、分離_短期_

長期譲渡_所得の生ずる場所 6、分離_短期・長期譲渡_必要経費 6、分離_短期・長期譲渡_差引金額 6、分離_短期・長期譲渡_特別控除額 6、分離_短期・長期譲渡_特例適用条文、分離_株式・先物_所得の種類 1、分離_株式・先物_種目 1、分離_株式・先物_必要経費 1、分離_株式・先物_所得の種類 2、分離_株式・先物_種目 2、分離_株式・先物_必要経費 2、分離_株式・先物_所得の種類 3、分離_株式・先物_種目 3、分離_株式・先物_必要経費 3、分離_株式・先物_特例適用条文、分離_配当所得_所得の生ずる場所 1、分離_配当所得_支払確定年月 1、分離_配当所得_収入金額 1、分離_配当所得_配当所得に係る負債の利子 1、分離_配当所得_所得の生ずる場所 2、分離_配当所得_支払確定年月 2、分離_配当所得_収入金額 2、分離_配当所得_配当所得に係る負債の利子 2、分離_配当所得_所得の生ずる場所 3、分離_配当所得_支払確定年月 3、分離_配当所得_収入金額 3、分離_配当所得_配当所得に係る負債の利子 3、分離_所得_短期譲渡一般分、分離_所得_短期譲渡軽減分、分離_所得_長期譲渡一般譲渡、分離_所得_長期譲渡優良住宅地等譲渡、分離_所得_長期譲渡居住用財産譲渡、分離_所得_一般株式等譲渡、分離_所得_上場株式等譲渡、分離_所得_上場株式等配当等、分離_所得_先物取引、分離_特定支出控除_給与収入金額、分離_特定支出控除_特定支出の金額の合計額、分離_特定支出控除_所得金額、分離_山林_収入金額、分離_山林_必要経費、分離_山林_特別控除額、分離_山林_青色申告特別控除額、分離_山林_所得金額、分離_退職_収入金額、分離_退職_勤続年数_年間、分離_退職_勤続年数_月間、分離_退職_障害区分、分離_退職_退職所得控除額、分離_退職_差引額、分離_退職_所得金額、譲渡損失_氏名、譲渡損失_一般株式等譲渡所得等の金額、譲渡損失_特定投資株式譲渡損失金額、譲渡損失_特定投資株式価値喪失損失金額、譲渡損失_特定譲渡損失金額、寄附金税額控除_通知年月日、寄附金税額控除_寄附年、寄附金税額控除_住所、寄附金税額控除_氏名、寄附金税額控除_氏名_フリガナ、寄附金税額控除_個人番号、寄附金税額控除_性別、寄附金税額控除_生年月日、寄附金税額控除_電話番号、寄附金税額控除_合計寄附金額、回送先_市区町村コード、回送履歴、回送有無、回送日、控除対象配偶者区分、扶養控除対象区分、本人該当区分_同一生計配偶者、本人該当区分_障害、本人該当区分_寡婦・ひとり親、本人該当区分_勤労学生、本人該当区分_年少扶養、本人該当区分_未成年、一般扶養人数、特定扶養人数、老人扶養人数、同居老人扶養人数、年少扶養人数、扶養障害者数_合計、普通障害者人数、特別障害者人数、同居特別障害者内数、他専人数、専従者控除額(配偶者)、専従者控除額(その他)、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、特別徴収義務者指定番号、履歴番号、資料番号、最新フラグ、提出年月日、受領年月日、異動年月日、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の受取方法、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法、給与支払者の個人番号又は法人番号、給与支払者の氏名又は名称、給与支払者の氏名又は名称_フリガナ、所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称、所得税の源泉徴収をしている事務所の所在地_郵便番号、所得税の源泉徴収をしている事務所の所在地、所得税の源泉徴収をしている事務所の所在地_フリガナ、給与の支払期間_開始年月、給与の支払期間_終了年月、給与支払者が法人である場合の代表者氏名、連絡者の所属課、連絡者の所属係、連絡者の氏名、連絡者の電話番号、関与税理士の氏名、関与税理士_電話番号、事業種目、受給者総人員、所轄税務署名、給与の支払方法、給与の支払期日、納入書の送付対象、特別徴収対象者、普通徴収対象者_退職者、普通徴収対象者_退職者を除く、報告人員の合計、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、特別徴収義務者指定番号、受給者_宛名番号、課税資料_履歴番号、資料番号、最新フラグ、処理区分、保留理由、異動年月日、課税情報_履歴番号、非合算区分、支払を受ける者_住所、受給者番号、支払を受ける者_個人番号、支払を受ける者_役職名、支払を受ける者_氏名、支払を受ける者_氏名_フリガナ、種別、支払金額、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額、(源泉)控除対象配偶者の有無_主有、(源泉)控除対象配偶者の有無_従有、老人控除対象配偶者、配偶者(特別)控除の額、控除対象扶養親族の数_特定_主、控除対象扶養親族の数_特定_従、控除対象扶養親族の数_老人_主、控除対象扶養親族の数_老人_上の内訳、控除対象扶養親族の数_老人_従、控除対象扶養親族の数_その他_主、控除対象扶養親族の数_その他_従、16歳未満扶養親族の数、障害者の数_特別障害者、障害者の数_上の内訳、障害者の数_その他、非居住者である親族の数、社会保険料の金額、小規模企業共済等掛金控除金額、生命保険料の控除額、地震保険料の控除額、住宅借入金等特別控除の額、国民年金保険料等の金額、基礎控除の額、所得金額調整控除額、摘要、新生命保険料の計、旧生命保険料の計、介護医療保険料の計、旧個人年金保険料の計、新個人年金保険料の計、旧長期保険料の計、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)、住宅借入金等特別控除適用数、住宅借入金等特別控除可能額、住宅借入金等特別控除区分(1回目)、住宅借入金等年末残高(1回目)、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)、住宅借入金等特別控除区分(2回目)、住宅借入金等年末残高(2回目)、配偶者_宛名番号、配偶者_氏名、配偶者_氏名_フリガナ、配偶者_個人番号、配偶者_合計所得金額、控除対象配偶者_区分、扶養親族1_宛名番号、扶養親族1_氏名、扶養親族1_氏名_フリガナ、扶養親族1_個人番号、控除対象扶養親族1_区分、扶養親族2_宛名番号、扶養親族2_氏名、扶養親族2_氏名_フリガナ、扶養親族2_個人番号、扶養親族2_区分、扶養親族3_宛名番号、扶養親族3_氏名、扶養親族3_氏名_フリガナ、扶養親族3_個人番号、扶養親族3_区分、扶養親族4_宛名番号、扶養親族4_氏名、扶養親族4_氏名_フリガナ、扶養親族4_個人番号、扶養親族4_区分、5人目以降の控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族1_宛名番号、16歳未満の扶養親族1_氏名、16歳未満の扶養親族1_氏名_フリガナ、16歳未満の扶養親族1_個人番号、16歳未満の扶養親族1_区分、16歳未満の扶養親族2_宛名番号、16歳未満の扶養親族2_氏名、16歳未満の扶養親族2_氏名_フリガナ、16歳未満の扶養親族2_個人番号、16歳未満の扶養親族2_区分、16歳未満の扶養親族3_宛名番号、16歳未満の扶養親族3_氏名、16歳未満の扶養親族3_氏名_フリガナ、16歳未満の扶養親族3_個人番号、16歳未満の扶養親族3_区分、16歳未満の扶養親族4_宛名番号、16歳未満の扶養親族4_氏名、16歳未満の扶養親族4_氏名_フリガナ、16歳未満の扶養親族4_個人番号、16歳未満の扶養親族4_区分、5人目以降の16歳未満の扶養親族、未成年者フラグ、乙欄適用フラグ、本人が障害者_特別障害者フラグ、本人が障害者_その他の

障害者フラグ、寡婦フラグ、ひとり親フラグ、勤労学生フラグ、死亡退職フラグ、災害者フラグ、外国人フラグ、中途就・退職_中途就職・退職の区分、中途就・退職_年月日、受給者生年月日、個人番号又は法人番号、住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号、回送先_市区町村コード、回送履歴、回送有無、回送日、年末調整フラグ、徵収区分、専給区分、他の支払者(前職分)の住所又は所在地、他の支払者(前職分)の国外住所表示、他の支払者(前職分)の名称、他の支払者(前職分)の給与収入、他の支払者(前職分)の源泉徴収額、他の支払者(前職分)の社会保険料控除額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、特別徴収義務者指定番号、履歴番号、資料番号、最新フラグ、提出年月日、公的年金支払者の法人番号、公的年金等支払者の名称_フリガナ、公的年金等支払者の名称、所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称、所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地_フリガナ、所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地_郵便番号、所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地、公的年金等支払者が法人である場合の代表者氏名、連絡者の所属課、連絡者の所属係、連絡者の氏名、連絡者の電話番号、受給者総人員、報告人員、所轄税務署名、公的年金等の支払方法、公的年金等の支払期日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、特別徴収義務者指定番号、受給者_宛名番号、課税資料_履歴番号、資料番号、最新フラグ、処理区分、保留理由、課税情報_履歴番号、非合算区分、受給者番号、支払を受ける者の個人番号、支払を受ける者_住所、支払を受ける者_氏名、支払を受ける者_氏名_フリガナ、支払を受ける者_生年月日、所得税法第203条の3第1号・第4号適用分_支払金額、所得税法第203条の3第1号・第4号適用分_源泉徴収税額、所得税法第203条の3第2号・第5号適用分_支払金額、所得税法第203条の3第2号・第5号適用分_源泉徴収税額、所得税法第203条の3第3号・第6号適用分_支払金額、所得税法第203条の3第3号・第6号適用分_源泉徴収税額、所得税法第203条の3第7号適用分_支払金額、所得税法第203条の3第7号適用分_源泉徴収税額、合計額_公的年金支払額、合計額_源泉徴収税額、源泉控除対象配偶者の有無等_一般、源泉控除対象配偶者の有無等_老人、控除対象扶養親族の数_老人、控除対象扶養親族の数_その他、障害者の数_特別障害者、障害者の数_その他、社会保険料の金額、控除対象扶養親族の数_特定、16歳未満の扶養親族の数、非居住者である親族の数、障害者の数_特別障害者のうち同居、摘要、本人_特別障害者、本人_その他の障害者、本人_ひとり親・特別寡婦、本人_寡婦・寡夫、源泉控除対象配偶者_宛名番号、源泉控除対象配偶者_氏名、源泉控除対象配偶者_氏名_フリガナ、源泉控除対象配偶者_個人番号、源泉控除対象配偶者_合計所得金額、源泉控除対象配偶者_区分、源泉控除対象配偶者_48万円以下、控除対象扶養親族1_宛名番号、控除対象扶養親族1_氏名、控除対象扶養親族1_氏名_フリガナ、控除対象扶養親族1_個人番号、控除対象扶養親族1_区分、控除対象扶養親族2_宛名番号、控除対象扶養親族2_氏名、控除対象扶養親族2_氏名_フリガナ、控除対象扶養親族2_個人番号、控除対象扶養親族2_区分、16歳未満の扶養親族1_宛名番号、16歳未満の扶養親族1_氏名、16歳未満の扶養親族1_氏名_フリガナ、16歳未満の扶養親族1_個人番号、16歳未満の扶養親族1_区分、16歳未満の扶養親族2_宛名番号、16歳未満の扶養親族2_氏名、16歳未満の扶養親族2_氏名_フリガナ、16歳未満の扶養親族2_個人番号、16歳未満の扶養親族2_区分、支払者_法人番号、支払者_所在地、支払者_名称、支払者_電話番号、回送先_市区町村コード、回送履歴、回送有無、回送日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、課税資料_履歴番号、資料番号、最新フラグ、処理区分、保留理由、国税連携ファイル名、課税情報_履歴番号、非合算区分、届出税務署名、提出年月日、現住所_郵便番号、現住所_個人番号、性別、生年月日、氏名、氏名_フリガナ、1月1日現在の住所、職業、屋号、世帯主の氏名、続柄、整理番号、電話番号区分、電話番号、翌年以降送付不要区分、種類区分、特農の表示区分、事業収入金額_営業等区分、事業収入金額_営業等、事業収入金額_農業区分、事業収入金額_農業、不動産収入金額区分1、不動産収入金額区分2、不動産収入金額、利子収入金額、配当収入金額、給与収入区分、給与収入金額、雑収入金額_公的年金等、雑収入金額_業務区分、雑収入金額_業務、雑収入金額_その他区分、雑収入金額_その他、総合譲渡収入金額_短期、総合譲渡収入金額_長期、一時収入金額、事業所得金額_営業等(特例表示)、事業所得金額_営業等、事業所得金額_農業(特例表示)、事業所得金額_農業、不動産所得金額(特例表示)、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与所得区分、給与所得金額、雑所得金額_公的年金等、雑所得金額_業務(特例表示)、雑所得金額_業務、雑所得金額_その他(特例表示)、雑所得金額_その他、雑所得金額_合計、総合譲渡・一時所得金額、合計所得金額、社会保険料控除金額、小規模企業共済等掛金控除金額、生命保険料控除金額、地震保険料控除金額、寡婦・ひとり親控除区分、寡婦・ひとり親控除金額、勤労学生・障害者控除金額、配偶者(特別)控除金額区分1、配偶者(特別)控除金額区分2、配偶者(特別)控除金額、扶養控除金額区分、扶養控除金額、基礎控除金額、社会保険料控除~基礎控除の控除金額合計、雑損控除金額、医療費控除金額区分、医療費控除金額、寄附金控除金額、控除金額合計、課税される所得金額、課税される所得金額に対する税額、配当控除金額、その他の税額控除_名称、その他の税額控除_控除金額、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除金額区分1、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除金額区分2、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除金額、政党等寄附金等特別控除金額、住宅耐震改修特別控除等金額区分、住宅耐震改修特別控除等金額、差引所得税額、災害減免額、再差引所得税額(基準所得税額)、復興特別所得税額、所得税及び復興特別所得税の額、外国税額控除等金額区分、外国税額控除等金額、源泉徴収税額、申告納税額、予定納税額(第1期分・第2期分)、第3期分の税額_納める税金、第3期分の税額_還付される税金、公的年金等以外の合計所得金額、配偶者の合計所得金額、専従者給与(控除)額の合計額、青色申告特別控除額、雑所得金額_一時所得等の源泉徴収税額の合計額、未納付の源泉徴収税額、本年分で差し引く繰越損失額、平均課税対象金額、変動・臨時所得金額区分、変動・臨時所得金額、申告期限までに納付する金額、延納届出額、金融機関名、支店名、金融機関コード、支店コード、預金種類、口座番号、郵便局名、記号番号_上5桁、記号番号_下8桁、第一表整理欄_区分、第一表整理欄_異動年月日、第一表整理欄_管理番号、第一表整理欄_名

簿番号、第一表整理欄_補完番号、第一表整理欄_確認区分、第一表整理欄_通信年月日、関与税理士署名の氏名、関与税理士_電話番号、税理士法書面提出_30条、税理士法書面提出_33条の2、所得の内訳1_所得の種類、所得の内訳1_種目、所得の内訳1_給与などの支払者の名称、所得の内訳1_給与などの支払者の所在地等、所得の内訳1_収入金額、所得の内訳1_源泉徴収税額、所得の内訳2_所得の種類、所得の内訳2_種目、所得の内訳2_給与などの支払者の名称、所得の内訳2_給与などの支払者の所在地等、所得の内訳2_収入金額、所得の内訳2_源泉徴収税額、所得の内訳3_所得の種類、所得の内訳3_種目、所得の内訳3_給与などの支払者の名称、所得の内訳3_給与などの支払者の所在地等、所得の内訳3_収入金額、所得の内訳3_源泉徴収税額、所得の内訳4_所得の種類、所得の内訳4_種目、所得の内訳4_給与などの支払者の名称、所得の内訳4_給与などの支払者の所在地等、所得の内訳4_収入金額、所得の内訳4_源泉徴収税額、源泉徴収税額の合計額、社会保険料控除1_保険料等の種類、社会保険料控除1_支払保険料等の計、社会保険料控除1_うち年末調整等以外、社会保険料控除2_保険料等の種類、社会保険料控除2_支払保険料等の計、社会保険料控除2_うち年末調整等以外、社会保険料控除3_保険料等の種類、社会保険料控除3_支払保険料等の計、社会保険料控除3_うち年末調整等以外、社会保険料控除_支払保険料等の計_合計、社会保険料控除_うち年末調整等以外_合計、小規模企業共済等掛金控除1_保険料等の種類、小規模企業共済等掛金控除1_支払保険料等の計、小規模企業共済等掛金控除1_うち年末調整等以外、小規模企業共済等掛金控除2_保険料等の種類、小規模企業共済等掛金控除2_支払保険料等の計、小規模企業共済等掛金控除2_うち年末調整等以外、新生命保険料_支払保険料等の計、新生命保険料_うち年末調整等以外、新個人年金保険料_支払保険料等の計、新個人年金保険料_うち年末調整等以外、旧個人年金保険料_支払保険料等の計、旧個人年金保険料_うち年末調整等以外、介護医療保険料_支払保険料等の計、介護医療保険料_うち年末調整等以外、地震保険料_支払保険料等の計、地震保険料_うち年末調整等以外、旧長期損害保険料_支払保険料等の計、旧長期損害保険料_うち年末調整等以外、寡婦控除区分、寡婦原因区分、ひとり親控除区分、勤労学生控除区分、勤労学生控除_年調以外かつ専修学校等区分、本人障害者区分、本人特別障害者区分、総合譲渡短期所得_収入金額、総合譲渡短期所得_必要経費、総合譲渡短期所得_差引金額、総合譲渡長期所得_収入金額、総合譲渡長期所得_必要経費、総合譲渡長期所得_差引金額、総合一時所得_収入金額、総合一時所得_必要経費、総合一時所得_差引金額、損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類、損害金額、保険金などで補填される金額、差引損失額のうち災害関連支出の金額、特例適用条文等、寄附先の名称等_所在地、寄附先の名称等_名称、寄附金、配偶者_宛名番号、配偶者_個人番号、配偶者_生年月日、配偶者_氏名、配偶者_障害者区分、配偶者_特別障害者区分、配偶者_国外居住区分、配偶者_国外居住年調区分、配偶者_同一生計配偶者の区分、配偶者_同居別居の区分、配偶者_別居の扶養親族の住所、配偶者_16歳未満の扶養親族区分、配偶者_所得金額調整控除区分、扶養親族1_宛名番号、扶養親族1_個人番号、扶養親族1_生年月日、扶養親族1_氏名、扶養親族1_続柄、扶養親族1_障害者区分、扶養親族1_特別障害者区分、扶養親族1_国外居住区分、扶養親族1_国外居住年調区分、扶養親族1_同一生計配偶者の区分、扶養親族1_同居別居の区分、扶養親族1_別居の扶養親族の住所、扶養親族1_16歳未満の扶養親族区分、扶養親族1_所得金額調整控除区分、扶養親族2_宛名番号、扶養親族2_個人番号、扶養親族2_生年月日、扶養親族2_氏名、扶養親族2_続柄、扶養親族2_障害者区分、扶養親族2_特別障害者区分、扶養親族2_国外居住区分、扶養親族2_国外居住年調区分、扶養親族2_同一生計配偶者の区分、扶養親族2_同居別居の区分、扶養親族2_別居の扶養親族の住所、扶養親族2_16歳未満の扶養親族区分、扶養親族2_所得金額調整控除区分、扶養親族3_氏名、扶養親族3_続柄、扶養親族3_障害者区分、扶養親族3_特別障害者区分、扶養親族3_国外居住区分、扶養親族3_国外居住年調区分、扶養親族3_同一生計配偶者の区分、扶養親族3_同居別居の区分、扶養親族3_別居の扶養親族の住所、扶養親族3_16歳未満の扶養親族区分、扶養親族3_所得金額調整控除区分、扶養親族4_宛名番号、扶養親族4_個人番号、扶養親族4_生年月日、扶養親族4_氏名、扶養親族4_続柄、扶養親族4_障害者区分、扶養親族4_特別障害者区分、扶養親族4_国外居住区分、扶養親族4_国外居住年調区分、扶養親族4_同一生計配偶者の区分、扶養親族4_同居別居の区分、扶養親族4_別居の扶養親族の住所、扶養親族4_16歳未満の扶養親族区分、扶養親族4_所得金額調整控除区分、扶養親族5_宛名番号、扶養親族5_個人番号、扶養親族5_生年月日、扶養親族5_氏名、扶養親族5_続柄、扶養親族5_障害者区分、扶養親族5_特別障害者区分、扶養親族5_国外居住区分、扶養親族5_国外居住年調区分、扶養親族5_同一生計配偶者の区分、扶養親族5_同居別居の区分、扶養親族5_別居の扶養親族の住所、扶養親族5_16歳未満の扶養親族区分、扶養親族5_所得金額調整控除区分、事業専従者1_宛名番号、事業専従者1_個人番号、事業専従者1_生年月日、事業専従者1_氏名、事業専従者1_続柄、事業専従者1_従事月数など、事業専従者1_専従者給与(控除)額、事業専従者1_住所、事業専従者2_宛名番号、事業専従者2_個人番号、事業専従者2_生年月日、事業専従者2_氏名、事業専従者2_続柄、事業専従者2_従事月数など、事業専従者2_専従者給与(控除)額、事業専従者2_住所、住民税の納税方法、非上場株式の少額配当等、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要、非課税所得など番号、非課税所得など所得金額、損益通算の特例適用前の不動産所得、不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額、事業用資産の譲渡損失など_損失額、前年中の開廃業区分、前年中の開廃年月日、他都道府県の事務所区分、都道府県、市区町村分(特例控除対象)寄附金額、住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)寄附金額、条例指定分寄附金額_都道府県、条例指定分寄附金額_市区町村、所得税で控除対象配偶者などとした専従者_氏名、所得税で控除対象配偶者などとした専従者_給与、特例適用条文コード1_法区分、特例適用条文コード1_条1、特例適用条文コード1_条2、特例適用条文コード1_条3、特例適用条文コード1_項、特例適用条文コード1_号、特例適用条文コード2_法区分、特例適用条文コード2_条1、特例適用条文コード2_条2、特例適用条文コード2_条3、特例適用条文コード2_条4

ド2_項、特例適用条文コード2_号、特例適用条文コード3_法区分、特例適用条文コード3_条1、特例適用条文コード3_条2、特例適用条文コード3_条3、特例適用条文コード3_項、特例適用条文コード3_号、分離課税_短期譲渡_一般分収入金額、分離課税_短期譲渡_軽減分収入金額、分離課税_長期譲渡_一般分収入金額、分離課税_長期譲渡_特定分収入金額、分離課税_長期譲渡_軽課分収入金額、分離課税_一般株式等の譲渡収入金額、分離課税_上場株式等の譲渡収入金額、分離課税_上場株式等の配当等収入金額、分離課税_先物取引収入金額、山林収入金額、退職収入金額、分離課税_短期譲渡_一般分所得金額、分離課税_短期譲渡_軽減分所得金額、分離課税_長期譲渡_一般分所得金額、分離課税_長期譲渡_特定分所得金額、分離課税_長期譲渡_軽課分所得金額、分離課税_一般株式等の譲渡所得金額、分離課税_上場株式等の譲渡所得金額、分離課税_上場株式等の配当等所得金額、分離課税_先物取引所得金額、山林所得金額、退職所得金額、総合課税の合計額、所得から差し引かれる金額、課税される所得金額_総合課税の合計額、課税される所得金額_分離短期譲渡所得金額、課税される所得金額_分離長期譲渡所得金額、課税される所得金額_一般・上場株式等の譲渡所得金額、課税される所得金額_上場株式等の配当等所得金額、課税される所得金額_先物取引所得金額、課税される所得金額_山林所得金額、課税される所得金額_退職所得金額、総合課税所得税額、分離短期譲渡所得税額、分離長期譲渡所得税額、一般・上場株式等の譲渡所得税額、上場株式等の配当等所得税額金額、先物取引所得税額、山林所得税額、退職所得税額、所得税額合計、株式等繰越損失額_本年分、株式等繰越損失額_翌年以降分、配当等繰越損失額_本年分、先物取引繰越損失額_本年分、先物取引繰越損失額_翌年以降分、分離課税の短期・長期譲渡所得1_区分、分離課税の短期・長期譲渡所得1_所得の生ずる場所、分離課税の短期・長期譲渡所得1_必要経費等、分離課税の短期・長期譲渡所得1_差引金額、分離課税の短期・長期譲渡所得1_特別控除額、分離課税の短期・長期譲渡所得2_区分、分離課税の短期・長期譲渡所得2_所得の生ずる場所、分離課税の短期・長期譲渡所得2_必要経費等、分離課税の短期・長期譲渡所得2_差引金額、分離課税の短期・長期譲渡所得2_特別控除額、分離課税の短期・長期譲渡所得_差引金額合計額、分離課税の短期・長期譲渡所得_特別控除額合計額、分離課税用_上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額、退職所得事項_退職収入金額、退職所得事項_退職所得控除額、第三表整理欄_区分、第三表整理欄_申告等年月日、第三表整理欄_通算、第三表整理欄_取得期限年月日、第三表整理欄_特例期間年月日、第三表整理欄_資産、第三表整理欄_入力、第三表整理欄_申告区分1、第三表整理欄_申告区分2、経常所得金額、分離短期譲渡所得_区分等_一般分、分離短期譲渡所得_区分等_軽減分、分離短期譲渡所得_所得の生ずる場所等、分離短期譲渡所得_収入金額、分離短期譲渡所得_必要経費等、分離短期譲渡所得_差引金額、分離短期譲渡所得_損失額又は所得金額、総合短期譲渡所得_差引金額、総合短期譲渡所得_特別控除額、総合短期譲渡所得_損失額又は所得金額、分離長期譲渡所得_区分等_一般分、分離長期譲渡所得_区分等_特定分、分離長期譲渡所得_必要経費等、分離長期譲渡所得_差引金額、分離長期譲渡所得_損失額又は所得金額、山林所得_収入金額、山林所得_損失額又は所得金額、退職所得_所得の生ずる場所等、退職所得_収入金額、退職所得_必要経費等、退職所得_差引金額、退職所得_損失額又は所得金額、一般株式等の譲渡_収入金額、一般株式等の譲渡_損失額又は所得金額、上場株式等の譲渡_収入金額、上場株式等の譲渡_損失額又は所得金額、上場株式等の配当等_区分等、上場株式等の配当等_所得の生ずる場所等、上場株式等の配当等_収入金額、上場株式等の配当等_必要経費等、上場株式等の配当等_差引金額、上場株式等の配当等_損失額又は所得金額、先物取引_収入金額、先物取引_損失額又は所得金額、分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額、損失申告用_上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額、特例適用条文、通算前_経常所得、通算前_総合短期譲渡所得、通算前_分離長期譲渡所得(特定損失額)、通算前_総合長期譲渡所得、通算前_一時所得、第1次通算後金額_経常所得、第1次通算後金額_総合短期譲渡所得、第1次通算後金額_分離長期譲渡所得(特定損失額)、第1次通算後金額_総合長期譲渡所得、第1次通算後金額_一時所得、第1次通算後金額_山林所得、第2次通算後金額_経常所得、第2次通算後金額_総合短期譲渡所得、第2次通算後金額_分離長期譲渡所得(特定損失額)、第2次通算後金額_総合長期譲渡所得、第2次通算後金額_一時所得、第2次通算後金額_山林所得、第2次通算後金額_退職所得、第3次通算後金額_経常所得、第3次通算後金額_総合短期譲渡所得、第3次通算後金額_分離長期譲渡所得(特定損失額)、第3次通算後金額_総合長期譲渡所得、第3次通算後金額_一時所得、第3次通算後金額_山林所得、第3次通算後金額_退職所得、損失額又は所得金額_経常所得、損失額又は所得金額_総合短期譲渡所得、損失額又は所得金額_分離長期譲渡所得(特定損失額)、損失額又は所得金額_総合長期譲渡・一時所得、損失額又は所得金額_山林所得、損失額又は所得金額_退職所得、損失額又は所得金額の合計額、青色申告者の損失の金額、居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額、変動所得の損失額、山林以外_営業等・農業所得_被災事業用資産の種類など、山林以外_営業等・農業所得_損害の原因、山林以外_営業等・農業所得_損害年月日、山林以外_営業等・農業所得_損害金額、山林以外_営業等・農業所得_保険金などで補填される金額、山林以外_営業等・農業所得_差引損失額、山林以外_不動産所得_被災事業用資産の種類など、山林以外_不動産所得_損害の原因、山林所得_損害年月日、山林所得_損害金額、山林所得_保険金などで補填される金額、山林所得_差引損失額、山林所得に係る被災事業用資産の損失額、山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額、3年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_青色_山林以外の所得の損失、3年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_変動所得の損失、3年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、3年前_前年分までに

引き切れなかった損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、3年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額、3年前_前年分までに引き切れなかった損失額_雑損失、3年前_本年分で差し引く損失額_純損失_青色_山林以外の所得の損失、3年前_本年分で差し引く損失額_純損失_青色_山林所得の損失、3年前_本年分で差し引く損失額_純損失_白色_変動所得の損失、3年前_本年分で差し引く損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、3年前_本年分で差し引く損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、3年前_本年分で差し引く損失額_純損失_居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額、3年前_本年分で差し引く損失額_雑損失、2年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_青色_山林以外の所得の損失、2年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_青色_山林所得の損失、2年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_変動所得の損失、2年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、2年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額、2年前_前年分までに引き切れなかった損失額_雑損失、2年前_本年分で差し引く損失額_純損失_青色_山林以外の所得の損失、2年前_本年分で差し引く損失額_純損失_青色_山林所得の損失、2年前_本年分で差し引く損失額_純損失_白色_変動所得の損失、2年前_本年分で差し引く損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、2年前_本年分で差し引く損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、2年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_青色_山林以外の所得の損失、2年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_変動所得の損失、2年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、2年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、2年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額、2年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_青色_山林所得の損失、2年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_変動所得の損失、2年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、2年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、1年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_青色_山林以外の所得の損失、1年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_変動所得の損失、1年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、1年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、1年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額、1年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_青色_山林以外の所得の損失、1年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_変動所得の損失、1年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、1年前_前年分までに引き切れなかった損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、1年前_本年分で差し引く損失額_純損失_青色_山林所得の損失、1年前_本年分で差し引く損失額_純損失_白色_変動所得の損失、1年前_本年分で差し引く損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、1年前_本年分で差し引く損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、1年前_本年分で差し引く損失額_純損失_居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額、1年前_本年分で差し引く損失額_雑損失、1年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_青色_山林以外の所得の損失、1年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_変動所得の損失、1年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、1年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、1年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額、1年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_青色_山林所得の損失、1年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_変動所得の損失、1年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林以外の所得、1年前_翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額_純損失_白色_被災事業用資産の損失_山林所得、本人該当区分_障害、本人該当区分_寡婦・ひとり親、本人該当区分_勤労学生、本人該当区分_年少扶養、本人該当区分_未成年、一般扶養人数、特定扶養人数、老人扶養人数、同居老人扶養人数、年少扶養人数、扶養障害者数_合計、普通障害者人数、特別障害者人数、同居特別障害者内数、他専人数、専従者控除額（配偶者）、専従者控除額（その他）、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、回送履歴、回送有無、回送日、控除対象配偶者区分、扶養控除対象区分、本人該当区分_同一生計配偶者、本人該当区分_障害、本人該当区分_寡婦・ひとり親、本人該当区分_勤労学生、本人該当区分_年少扶養、本人該当区分_未成年、一般扶養人数、特定扶養人数、老人扶養人数、同居老人扶養人数、年少扶養人数、扶養障害者数_合計、普通障害者人数、特別障害者人数、同居特別障害者内数、他専人数、専従者控除額（配偶者）、専従者控除額（その他）、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、資料番号、履歴番号、最新フラグ、課税資料メモ内容、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、資料番号、履歴番号、最新フラグ、課税資料メモ内容、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納稅義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、振替口座区分、口座履歴番号、最新フラグ、口座振替開始年月日、口座振替終了年月日、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、口座振替停止開始年月日、口座振替停止終了年月日、口座振替廃止年月日、納付方法、メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、発行システム区分、発行回数、発行連番、最新フラグ、宛名番号、収納額、前納報奨金、指定期限、コンビニバーコード使用期限、マルチペイメント支払期限、二次元コード支払期限、収納機関番号、納付種別、納付番号、MPN 確認番号、MPN 納付区分、バーコード情報、OCRID、上段OCR、下段OCR、eLTAX 納税者ID、eL 番号、納付済通知書を一意に特定する番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、課税年度、履歴番号、最新フラグ、基礎年金番号、特別徴収義務者コード、年金コード、特別徴収依頼日、特別徴収状態

区分、特別徴収開始年月、特別徴収終了年月、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、業務詳細（税目）コード、期別、最新フラグ、納期限、期別名称、年月、振替日、再振替日、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、宛名番号、業務詳細（税目）コード、抑止開始日、最新フラグ、抑止終了日、処理注意区分、証明書発行禁止フラグ、メモ、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納稅義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、口座履歴番号、最新フラグ、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、還付口座登録年月日、申告整理番号（申告書の登録連番）、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、課税年度、宛名番号、特別徴収義務者指定番号、期別、課税情報履歴番号、最新フラグ、按分後_特徴期割税額、支払給与額、按分率、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻

○固定資産税関係

市区町村コード、合併前_市区町村コード、納稅義務者_宛名番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、賦課_履歴番号、業務詳細（税目）コード、最新フラグ、共有資産番号、賦課異動事由、賦課決定日、異動年月日、通知年月日、固定_課税標準額_総額、都計_課税標準額_総額、固定_税額特例措置による軽減額、都計_税額特例措置による軽減額、固定資産税額、都市計画税額、年税額、納付済額、差引納付額、納稅通知書発送日、固定_算出税額、区分所有分_固定_持分税額、固定_減免税額、固定_区分所有分減免税額、都計_算出税額、区分所有分_都計_持分税額、都計_減免税額、都計_区分所有分減免税額、土地_固定_課税標準額_総額、土地_免税点区分、土地_区分免税点区分、土地_固定_軽減税額、土地_固定_物的減免税額、土地_都計_課税標準額_総額、土地_都計_軽減税額、土地_都計_物的減免税額、家屋_固定_課税標準額_総額、家屋_免税点区分、家屋_区分免税点区分、家屋_固定_軽減税額、家屋_固定_物的減免税額、家屋_都計_課税標準額_総額、家屋_都計_軽減税額、家屋_都計_物的減免税額、償却_減免税額、償却資產_課税標準額_総額、償却_免税点区分、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納稅義務者_宛名番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、賦課_履歴番号、業務詳細（税目）コード、減免類型、最新フラグ、適用を受ける減免の類型ごとの減免額（固定資産税）、適用を受ける減免の類型ごとの減免額（都市計画税）、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、賦課_履歴番号、業務詳細（税目）コード、期別、最新フラグ、宛名番号、共有資産番号、調定額_本税、法定納期限、法定納期限等、納期限、通知年月日、課税更正日、更正事由、固定資産税額、都市計画税額、土地・家屋_固定資産税額、償却資產_固定資産税額、納稅通知書発送日、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、物件番号、課税年度、土地基本_履歴番号、最新フラグ、納稅義務者番号、納稅義務者_宛名番号、不動産番号、土地_登記所在地、土地_登記_大字コード、土地_登記_小字コード、土地_登記_本番記号前、土地_登記_本番、土地_登記_本番記号後、土地_登記_枝番1記号前、土地_登記_枝番1、土地_登記_枝番1記号後、土地_登記_枝番2記号前、土地_登記_枝番2、土地_登記_枝番2記号後、土地_登記_枝番3記号前、土地_登記_枝番3、土地_登記_枝番3記号後、土地_登記_枝番4記号前、土地_登記_枝番4、土地_登記_枝番4記号後、土地_登記_枝番5記号前、土地_登記_枝番5、土地_登記_枝番5記号後、土地_登記_特殊1、土地_登記_特殊2、土地_登記_地番表記、支援措置対象者等の「住所に代わる事項」、地目、地積、権利者_宛名番号、義務者_宛名番号、表題部所有者_宛名番号、権利者異動理由、権利者異動年月日、受付番号、受付年月日、受付年月日_不詳表記、作成年月日、発行番号、整理番号、管轄登記所コード、登記の目的、登記原因年月日、登記原因年月日_不詳表記、登記事由、登記異動年月日、地上権設定の有無、敷地権の設定の有無、敷地権等の割合、敷地権割合に相当する区分家屋の建物番号または家屋番号、死亡の符号、相続人申告登記_氏名、相続人申告登記_住所、会社法人等番号、地図番号、閉鎖事由、閉鎖区分、未登記フラグ、土地_現況所在地、土地_現況_大字コード、土地_現況_小字コード、土地_現況_本番記号前、土地_現況_本番、土地_現況_本番記号後、土地_現況_枝番1記号前、土地_現況_枝番1、土地_現況_枝番1記号後、土地_現況_枝番2記号前、土地_現況_枝番2、土地_現況_枝番2記号後、土地_現況_枝番3記号前、土地_現況_枝番3、土地_現況_枝番3記号後、土地_現況_枝番4記号前、土地_現況_枝番4、土地_現況_枝番4記号後、土地_現況_枝番5記号前、土地_現況_枝番5、土地_現況_枝番5記号後、土地_現況_特殊1、土地_現況_特殊2、土地_現況_地番表記、現況地目、現況地積、課税地積、非課税地積、現況用途コード1、現況用途コード2、現況用途コード3、用途変更年度_小規模、用途変更年度_一般、用途変更年度_非住宅、家屋の戸数、市町村境フラグ、原因年月日、原因事由、都市計画区分、都市計画区分の編入年度、生産緑地区分、生産緑地区分の編入年度、生産緑地終了年度、分筆・合筆原因区分、分筆元・合筆先_物件番号、分筆元・合筆先_履歴番号、分合筆メモ、住宅率、画地番号、住宅区分、住宅用地の合計地積、画地の現況地目、画地地積、画地地積強制入力フラグ、出力除外フラグ、備考、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、物件番号、課税年度、土地課税_履歴番号、最新フラグ、土地基本_履歴番号、納稅義務者_宛名番号、共有資産番号、異動事由、異動年月日、更正事由、更正年月日、納稅義務者区分、土地_固定_課税標準額、土地_都計_課税標準額、土地_固定_課税標準額の特例措置による軽減額、土地_都計_課税標準額の特例措置による軽減額、固定_本則課税標準額、固定_本則となるべき額_小規模、固定_本則となるべき額_一般、固定_本則となるべき額_非住宅、都計_本則課税標準額、都計_本則となるべき額_小規模、都計_本則となるべき額_一般、都計_本則となるべき額_非住宅、土地_固定_相当税額、土地_都計_相当税額、土地_固定_減免税額、土地_都計_減免税額、住宅用地認定地積、小規模住宅地積、一般住宅地積、非住宅地積、

国土調査実施年月日、国土調査地積、国土調査地目、特例類型、特例率_分子、特例率_分母、特例の適用を受ける地積、特例の適用開始年度、特例の適用終了年度、非課税類型、非課税の適用開始年度、非課税の適用終了年度、非課税地積、不均一課税類型、不均一課税の適用開始年度、不均一課税の適用終了年度、不均一課税の適用を受ける地積、減免類型、減免率_分子、減免率_分母、減免適用を受ける地積、減免の適用開始年月日、減免適用開始期、減免の適用終了年月日、減免適用終了期、固定下落率_小規模、固定下落率_一般、固定下落率_非住宅、都計下落率_小規模、都計下落率_一般、都計下落率_非住宅、固定_負担水準率_小規模、固定_負担調整率_小規模、固定_負担水準率_一般、固定_負担調整率_一般、固定_負担水準率_非住宅、固定_負担調整率_非住宅、都計_負担水準率_小規模、都計_負担調整率_小規模、都計_負担水準率_一般、都計_負担調整率_一般、都計_負担水準率_非住宅、都計_負担調整率_非住宅、宅地比準土地であるかの別、負担区分、選定された類似土地_物件番号、土地課税台帳メモ、課税処理保留フラグ、住居表示、区画整理事業地区名称、修正予定フラグ、更正決定日、閉鎖区分、換地区分、課税方法区分、仮換地・從前地_物件番号、仮換地グループ番号、使用収益年月日、都市計画フラグ、土地_固定_軽減税額、土地_都計_軽減税額、異動フラグ、前年度異動フラグ、固定_明細課税標準額_小規模、固定_軽減後明細課税標準額_小規模、固定_前年度(比準)課税標準額_小規模、固定_明細課税標準額_一般、固定_軽減後明細課税標準額_一般、固定_前年度(比準)課税標準額_一般、固定_明細課税標準額_非住宅、固定_軽減後明細課税標準額_非住宅、固定_前年度(比準)課税標準額_非住宅、都計_明細課税標準額_小規模、都計_軽減後明細課税標準額_小規模、都計_前年度(比準)課税標準額_小規模、都計_明細課税標準額_一般、都計_軽減後明細課税標準額_一般、都計_前年度(比準)課税標準額_一般、都計_明細課税標準額_非住宅、都計_軽減後明細課税標準額_非住宅、都計_前年度(比準)課税標準額_非住宅、担当者(入力者)、出力除外フラグ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、物件番号、メモ連番、土地メモ_履歴番号、最新フラグ、土地メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、物件番号、課税年度、評価年度、土地評価_履歴番号、最新フラグ、土地課税_履歴番号、評価額、登録年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、物件番号、課税年度、家屋基本_履歴番号、最新フラグ、納稅義務者番号、納稅義務者_宛名番号、不動産番号、家屋_登記所在地、家屋_登記_大字コード、家屋_登記_小字コード、家屋_登記_本番記号前、家屋_登記_本番、家屋_登記_本番記号後、家屋_登記_枝番1記号前、家屋_登記_枝番1、家屋_登記_枝番1記号後、家屋_登記_枝番2記号前、家屋_登記_枝番2、家屋_登記_枝番2記号後、家屋_登記_枝番3記号前、家屋_登記_枝番3、家屋_登記_枝番3記号後、家屋_登記_枝番4記号前、家屋_登記_枝番4、家屋_登記_枝番4記号後、家屋_登記_枝番5記号前、家屋_登記_枝番5、家屋_登記_枝番5記号後、家屋_登記_特殊1、家屋_登記_特殊2、家屋_登記_地番表記、支援措置対象者等の「住所に代わる事項」、家屋番号、登記種類区分、登記構造区分、床面積、登記建築年月日、登記建築年月日_不詳表記、受付年月日、受付年月日_不詳表記、受付番号、1棟の建物番号、専有の建物番号、建物の名称、権利者_宛名番号、義務者_宛名番号、表題部所有者_宛名番号、権利者異動理由、権利者異動年月日、作成年月日、発行番号、整理番号、管轄登記所コード、登記の目的、登記原因年月日、登記原因年月日_不詳表記、登記事由、敷地権の主たる土地の所在地、敷地権の主たる土地の地目、敷地権の土地の種類、敷地権の土地の割合、閉鎖事由、閉鎖区分、未登記フラグ、登記異動年月日、登記屋根種類区分、登記地上階数、登記地下階数、登記床面積1階、登記床面積1階以外、死亡の符号、相続人申告登記_氏名、相続人申告登記_住所、会社法人等番号、現況建築年月日、登録年月日、現況種類区分、現況種類区分2、現況種類区分3、現況構造区分、主たる用途区分、用途変更年度、現況屋根種類区分1、現況屋根種類区分2、現況屋根種類区分3、現況地上階数、現況地下階数、現況床面積1階、現況床面積1階以外、現況地下床面積、課税1階床面積、課税1階以外床面積、課税合計床面積、課税地下床面積、非課税1階床面積、非課税1階以外床面積、非課税合計床面積、専有部分の床面積、合計現況床面積、減失区分、減失年月日、減失年月日_不詳表記、住宅戸数、住宅部分の床面積、画地番号、貸家区分、改築年、一部減失部分床面積、家屋_現況所在地、家屋_現況_大字コード、家屋_現況_小字コード、家屋_現況_本番記号前、家屋_現況_本番、家屋_現況_本番記号後、家屋_現況_枝番1記号前、家屋_現況_枝番1、家屋_現況_枝番1記号後、家屋_現況_枝番2記号前、家屋_現況_枝番2、家屋_現況_枝番2記号後、家屋_現況_枝番3記号前、家屋_現況_枝番3、家屋_現況_枝番3記号後、家屋_現況_枝番4記号前、家屋_現況_枝番4、家屋_現況_枝番4記号後、家屋_現況_枝番5記号前、家屋_現況_枝番5、家屋_現況_枝番5記号後、家屋_現況_特殊1、家屋_現況_特殊2、家屋_現況_地番表記、現況調査年月日、原因年月日、原因事由、増改築年月日、増築・改築前の床面積、増築・改築前の住宅部分の床面積、都市計画区分、行政界をまたぎ、評価を市ごとに分けている対象フラグ、建物全体の用途区分、主棟・附属棟区分、棟数、棟番号、計算用建築年、部屋番号、区分所有_専有部分の床面積_居住部分、区分所有_専有部分の床面積_その他部分、共用部分の床面積、1棟全体の床面積、タワーマンションフラグ、増改築フラグ、附属家フラグ、出力除外フラグ、主棟_物件番号、主棟_台帳_履歴番号、分棟・合棟原因区分、分棟元・合棟先_物件番号、分棟元・合棟先_履歴番号、分合棟メモ、備考、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、物件番号、課税年度、家屋基本_履歴番号、登記現況区分、複数地番連番、最新フラグ、家屋_所在地、家屋_大字コード、家屋_小字コード、家屋_本番記号前、家屋_本番、家屋_本番記号後、家屋_枝番1記号前、家屋_枝番1、家屋_枝番1記号後、家屋_枝番2記号前、家屋_枝番2、家屋_枝番2記号後、家屋_枝番3記号前、家屋_枝番3、家屋_枝番3記号後、家屋_枝番4記号前、家屋_枝番4、家屋_枝番4記号後、家屋_枝番5記号前、家屋_枝番5、家屋_枝番5記号後、家屋_特殊1、家屋_特殊2、家屋_地番表記、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、物件番号、課税年度、家屋課税_履歴番号、最新フラグ、家屋基本_履歴番号、納稅義務者_宛名番号、共有資産番号、異動事由、異動年月日、更正事由、更正年月日、納稅義務者区分、都市計画フラグ、家屋_固定_課税標準額、家屋_都計_課税標準額、家屋_固定_1棟全体の課税標準額、家屋_都

計_1棟全体の課税標準額、家屋_固定_タワーマンション補正前の課税標準相当額、家屋_都計_タワーマンション補正前の課税標準相当額、家屋_固定_課税標準額の特例措置による軽減額、家屋_都計_課税標準額の特例措置による軽減額、家屋_固定_相当税額、家屋_都計_相当税額、家屋_固定_減免税額、家屋_都計_減免税額、家屋_固定_軽減税額、家屋_都計_軽減税額、特例類型、特例率_分子、特例率_分母、特例の適用開始年度、特例の適用終了年度、軽減対象戸数、特例の適用を受ける床面積、非課税類型、非課税の適用を受ける床面積、非課税の適用開始年度、非課税の適用終了年度、不均一課税類型、不均一課税の適用を受ける床面積、不均一課税の適用開始年度、不均一課税の適用終了年度、減免類型、減免率_分子、減免率_分母、減免適用を受ける床面積、減免の適用開始年月日、減免適用開始期、減免の適用終了年月日、減免適用終了期、家屋課税台帳メモ、課税処理保留フラグ、階層数、タワーマンションの補正区分、補正率、住居表示、他市町村跨りフラグ、修正予定フラグ、更正決定日、閉鎖区分、担当者（入力者）、出力除外フラグ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、物件番号、メモ連番、家屋メモ_履歴番号、最新フラグ、家屋メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、物件番号、課税年度、家屋評価_履歴番号、最新フラグ、家屋課税_履歴番号、家屋評価額、1棟全体の評価額、タワーマンション補正前の評価相当額、再建築費評点数、一点単価、登録年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、課税年度、償却資産合計_履歴番号、納税義務者_宛名番号、種類コード、価格決定区分コード、最新フラグ、納税義務者番号、更正事由、更正年月日、更正決定日、課税処理保留フラグ、対応経過の記録、大規模の償却資産フラグ、修正予定フラグ、合計取得価額、合計取得価額_前年前に取得したもの(イ)、合計取得価額_前年中に減少したもの(ロ)、合計取得価額_前年中に取得したもの(ハ)、評価額、決定価格、課税標準額、減免税額、算出税額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、物件番号、課税年度、償却資産一品_履歴番号、最新フラグ、償却資産合計_履歴番号、納税義務者_宛名番号、納税義務者番号、所有者_宛名番号、異動年月日、種類コード、資産の名称等、取得年月、細目訂正事由、摘要、課税区分、減少区分、一品ごとの登録年度、1/1（元日）取得フラグ、耐用年数、改正耐用年数、改正耐用開始年、増加償却届出フラグ、例外耐用年数適用区分、適用月数、増加率、特例類型、特例率_分子、特例率_分母、特例の適用開始年度、特例の適用終了年度、非課税類型、非課税の適用を受ける割合_分子、非課税の適用を受ける割合_分母、非課税の適用開始年度、非課税の適用終了年度、減免類型、減免率_分子、減免率_分母、減免の適用開始年月日、減免適用開始期、減免の適用終了年月日、減免適用終了期、不均一課税類型、不均一課税の適用開始年度、不均一課税の適用終了年度、価格決定区分コード、取得価額、評価額減価残存率_1年目、評価額減価残存率_2年目以降、償却資産評価額、前年度評価額、決定価格、課税標準額、減免税額、相当税額、数量、償却一品メモ、取替資産フラグ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、納税義務者_宛名番号、申告日、償却資産申告_履歴番号、最新フラグ、申告受付日、申告区分、電算処理フラグ、サマリ入力フラグ、申告種類、廃業等管理区分、資産増減区分、作成停止フラグ_償却資産申告書、作成停止フラグ_種類別明細書、作成停止フラグ_増減確認はがき、作成停止フラグ_種類別明細書（閲覧用）、作成停止フラグ_プレ申告データ、所有者_宛名番号、公簿上の住所（所在地）_郵便番号、公簿上の住所（所在地）、公簿上の住所（所在地）_市区町村コード、公簿上の住所（所在地）_町字コード、公簿上の住所（所在地）_都道府県、公簿上の住所（所在地）_市区郡町村名、公簿上の住所（所在地）_町字、公簿上の住所（所在地）_番地号表記、公簿上の住所（所在地）_方書、公簿上の住所（所在地）_フリガナ、公簿上の生年月日又は設立年月日、事業種目名称、事業種目コード、資本金又は出資金の額、事業開始年月、償却応答者_氏名、償却応答者_電話番号、税理士_氏名、税理士_電話番号、短縮耐用年数の承認有無、増加償却の届出有無、非課税該当資産有無、課税標準の特例有無、特別償却又は圧縮記帳有無、税務会計上の償却方法、青色申告有無、市区町村における事業所等資産の所在地①_郵便番号、市区町村における事業所等資産の所在地①、市区町村における事業所等資産の所在地①_市区町村コード、市区町村における事業所等資産の所在地①_町字コード、市区町村における事業所等資産の所在地①_都道府県、市区町村における事業所等資産の所在地①_市区郡町村名、市区町村における事業所等資産の所在地①_町字、市区町村における事業所等資産の所在地①_番地号表記、市区町村における事業所等資産の所在地①_方書、市区町村における事業所等資産の所在地②_郵便番号、市区町村における事業所等資産の所在地②、市区町村における事業所等資産の所在地②_市区町村コード、市区町村における事業所等資産の所在地②_町字コード、市区町村における事業所等資産の所在地②_都道府県、市区町村における事業所等資産の所在地②_市区郡町村名、市区町村における事業所等資産の所在地②_町字、市区町村における事業所等資産の所在地②_番地号表記、市区町村における事業所等資産の所在地②_方書、借用資産有無、借用資産貸主名称等、事業所用家屋所有区分、備考、調査日、確認結果、調査方法、調査区分、調査担当者、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、納税義務者_宛名番号、連番、最新フラグ、発送物名称、申告書案内の種類、発送日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、納税義務者_宛名番号、最新フラグ、発送停止フラグ、管理方法区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、納税義務者_宛名番号、催告年月日、最新フラグ、申告期限（当初）、申告期限（催告用）、備考、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、メモ連番、償却資産メモ_履歴番号、最新フラグ、償却資産メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コ

ード、納税義務者_宛名番号、納税義務者_履歴番号、最新フラグ、納税義務者番号、法人番号、eLTAX 納税者 ID、異動日、届出日、異動事由、課税処理保留フラグ、閉鎖フラグ、個人・法人区分、氏名（名称）、氏、名、氏名（名称）_振り仮名（フリガナ）、氏_振り仮名、名_振り仮名、住所（所在地）_郵便番号、住所（所在地）、住所（所在地）_市区町村コード、住所（所在地）_町字コード、住所（所在地）_都道府県、住所（所在地）_市区郡町村名、住所（所在地）_町字、住所（所在地）_番地号表記、住所（所在地）_方書、生年月日、設立年月日、死亡年月日、閉鎖等年月日、性別、電話番号、屋号、転出（予定）先住所_郵便番号、転出（予定）先住所、転出（予定）先住所_市区町村コード、転出（予定）先住所_町字コード、転出（予定）先住所_都道府県、転出（予定）先住所_市区郡町村名、転出（予定）先住所_町字、転出（予定）先住所_番地号表記、転出（予定）先住所_方書、死亡の符号、相続人申告登記_氏名、相続人申告登記_住所、会社法人等番号、支援措置対象者等の「住所に代わる事項」、非課税類型、减免該当者フラグ、別段の意思表示フラグ、人的減免類型、人的減免根拠、人的減免率_分子、人的減免率_分母、人的減免の適用開始年月日、人的減免適用開始期、人的減免の適用終了年月日、人的減免適用終了期、汎用的なフラグ1、汎用的なフラグ2、汎用的なフラグ3、汎用的なフラグ4、汎用的なフラグ5、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、共有者_納税義務者_宛名番号、共有資産番号、共有者_履歴番号、構成員連番、構成員_納税義務者_宛名番号、最新フラグ、納税義務者番号、共有区分、代表者のフラグ、代表者のフラグ_適用期間（開始日）、代表者のフラグ_適用期間（終了日）、告知用納税通知書等発行対象フラグ、告知用納税通知書等出力設定、構成員督促送付可否フラグ、異動年月日、異動事由、共有者の人数、登記持分_分子、登記持分_分母、現況持分_分子、現況持分_分母、区分所有に係る部屋番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、同一納税義務者_納税義務者番号、最新フラグ、代表_納税義務者番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、土地・家屋区分、物件番号、物件履歴番号、課税年度、区分所有者_宛名番号、区分所有に係る部屋番号、区分所有按分情報_履歴番号、最新フラグ、固定資産税_按分評価額、都市計画税_按分評価額、固定資産税_按分課税標準額、都市計画税_按分課税標準額、固定資産税_按分税額、都市計画税_按分税額、固定資産税_按分減免税額、都市計画税_按分減免税額、固定資産税_按分軽減税額、都市計画税_按分軽減税額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、メモ連番、メモ区分、納税義務者メモ_履歴番号、最新フラグ、メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、減額類型コード、最新フラグ、対象資産区分、減額類型区分、対象区分、名称、減額を受ける根拠、適用開始年月日、適用終了年月日、適用開始期、適用終了期、分子（固定資産税）、分母（固定資産税）、分子（都市計画税）、分母（都市計画税）、備考、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、振替口座区分、口座履歴番号、最新フラグ、口座振替開始年月日、口座振替終了年月日、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、口座振替停止開始年月日、口座振替停止終了年月日、口座振替廃止年月日、納付方法、メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、振替口座区分、通知書番号、口座履歴番号、最新フラグ、口座振替開始年月日、口座振替終了年月日、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、口座振替停止開始年月日、口座振替停止終了年月日、口座振替廃止年月日、納付方法、メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、送付先履歴番号、最新フラグ、有効期間（開始年月日）、有効期間（終了年月日）、氏名（名称）、氏名（名称）_振り仮名（フリガナ）、住所（所在地）_郵便番号、住所（所在地）、住所（所在地）_市区町村コード、住所（所在地）_町字コード、住所（所在地）_番地号表記、住所（所在地）_方書、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、期別、発行システム区分、発行回数、発行連番、最新フラグ、宛名番号、収納額、前納報奨金、指定期限、コンビニバーコード使用期限、マルチペイメント支払期限、二次元コード支払期限、収納機関番号、納付種別、納付番号、MPN 確認番号、MPN 納付区分、バーコード情報、OCRID、上段OCR、下段OCR、eLTAX の納税者ID、eL 番号、納付済通知書を一意に特定する番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、地積明細区分、最新フラグ、平均負担水準率_固定資産税_分子、平均負担水準率_固定資産税_分母、平均負担水準率_都市計画税_分子、平均負担水準率_都市計画税_分母、備考、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、業務詳細（税目）コード、期別、最新フラグ、納期限、期別名称、年月、振替日、再振替日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、課税年度、履歴番号、最新フラグ、個人分税額、共有分税額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

○軽自動車税関係

市区町村コード、合併前_市区町村コード、軽自管理番号、軽自履歴番号、最新フラグ、納税義務者_宛名番号、一括納税対象者区分、使用者_宛名番号、所有者_宛名番号、申告区分、申告事由、申告年月日、異動（登録・取得）年月日、車両情報の異動年月日、異動事由、異動事由メモ、処理年月日、申告者_宛名番号、申告者区分、申告者_氏名（名称）、申告者_住所（所在地）_郵便番号、申告者_住所（所在地）、申告者_住所（所在地）_市区町村コード、申告者_住所（所在地）_町字コード、申告者_住所（所在地）_都道府県、申告者_住所（所在地）_市区郡町村名、申告者_住

所（所在地）_町字、申告者_住所（所在地）_番地号表記、申告者_住所（所在地）_方書、申告者_電話番号、種別コード、燃料の種類コード、型式認定番号、型式、年式、車名コード、車両の通称名、排気区分、総排気量又は定格出力、原動機の型式、車体の形状コード、営業用・自家用区分、用途コード、車台番号、初度検査（届出）年月、所有形態区分、被けん引車両該当区分、被けん引車両車輪数、長さ、幅、最高速度、フルアシスト自転車該当区分、試乗車区分、受付拠点、入力拠点、改造内容、改造作業者、一括納税対象車両区分、米軍車両区分、車両番号（標識番号）_標板文字、車両番号（標識番号）_分類番号、車両番号（標識番号）_かな文字、車両番号（標識番号）_一連指定番号、交付年月日、標識回収区分、標識返納年月日、ご当地ナンバー該当区分、標識交付証明書回収区分、特定原付用標識区分、弁償金額、弁償金支払年月日、弁償金支払い有無、定置場、定置場_市区町村コード、定置場_町字コード、定置場_市区郡町村名、定置場_町字、定置場_番地号表記、課税区分、課税調査に係る開始年月日、課税調査に係る開始事由、課税調査に係る終了年月日、課税調査に係る終了事由、課税調査に係る調査結果、経年車重課対象区分、経年車重課対象除外区分、グリーン化特例（軽課）対象区分、廃車年月日、他地方団体廃車_申告年月日、他地方団体廃車_廃車年月日、他地方団体廃車_異動事由、他地方団体廃車_地方団体コード、他地方団体廃車_課税物件異動通知書送付年月日、他地方団体廃車_納税義務者区分、他地方団体廃車_旧所有者_氏名（名称）、他地方団体廃車_旧所有者_住所（所在地）_郵便番号、他地方団体廃車_旧所有者_住所（所在地）、他地方団体廃車_旧所有者_住所（所在地）_市区町村コード、他地方団体廃車_旧所有者_住所（所在地）_町字コード、他地方団体廃車_旧所有者_住所（所在地）_都道府県、他地方団体廃車_旧所有者_住所（所在地）_市区郡町村名、他地方団体廃車_旧所有者_住所（所在地）_町字、他地方団体廃車_旧所有者_住所（所在地）_番地号表記、他地方団体廃車_旧所有者_住所（所在地）_方書、他地方団体廃車_旧使用者_氏名（名称）、他地方団体廃車_旧使用者_住所（所在地）_郵便番号、他地方団体廃車_旧使用者_住所（所在地）、他地方団体廃車_旧使用者_住所（所在地）_市区町村コード、他地方団体廃車_旧使用者_住所（所在地）_町字コード、他地方団体廃車_旧使用者_住所（所在地）_都道府県、他地方団体廃車_旧使用者_住所（所在地）_市区郡町村名、他地方団体廃車_旧使用者_住所（所在地）_町字、他地方団体廃車_旧使用者_住所（所在地）_番地号表記、他地方団体廃車_旧使用者_住所（所在地）_方書、他地方団体廃車_旧標識番号_標板文字、他地方団体廃車_旧標識番号_分類番号、他地方団体廃車_旧標識番号_かな文字、他地方団体廃車_旧標識番号_一連指定番号、他地方団体廃車_種別コード、他地方団体廃車_車台番号、他地方団体廃車_車名コード、他地方団体廃車_総排気量又は定格出力、他地方団体廃車_排気区分、他地方団体廃車_型式、他地方団体廃車_型式認定番号、他地方団体廃車_原動機の型式、放置バイク_受付年月日、放置バイク_放置場所、放置バイク_放置場所管理者の連絡先、放置バイク_引き取り期限、放置バイク_備考、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、試乗用標識管理番号、試乗用標識履歴番号、最新フラグ、軽自履歴番号、申請者_宛名番号、申請者_氏名（名称）、申請者_住所（所在地）_郵便番号、申請者_住所（所在地）_市区町村コード、申請者_住所（所在地）_町字コード、申請者_住所（所在地）_都道府県、申請者_住所（所在地）_市区郡町村名、申請者_住所（所在地）_町字、申請者_住所（所在地）_番地号表記、申請者_住所（所在地）_方書、申請者_電話番号、申請者_メモ、試乗標識申請年月日、試乗標識申請事由、試乗標識交付年月日、試乗標識車両番号（標識番号）_標板文字、試乗標識車両番号（標識番号）_かな文字、試乗標識車両番号（標識番号）_一連指定番号、試乗標識貸与期間開始年月日、試乗標識貸与期間終了年月日、営業者_宛名番号、営業者_氏名（名称）、営業者_住所（所在地）_郵便番号、営業者_住所（所在地）_都道府県、営業者_住所（所在地）_市区郡町村名、営業者_住所（所在地）_町字、営業者_住所（所在地）_番地号表記、営業者_住所（所在地）_方書、種別コード、車名コード、排気区分、総排気量又は定格出力、車台番号、定置場、試乗標識回収区分、試乗標識返納年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、軽自管理番号、賦課年度、課税年度、賦課履歴番号、最新フラグ、軽自履歴番号、納税義務者_宛名番号、一括納税対象者区分、通知書番号、課税区分、課税事由、税額、納期限、通知年月日、納税通知書発送日、税額変更年月日、税額変更申告者_宛名番号、税額変更申告者_氏名（名称）、税額変更申告者_住所（所在地）_郵便番号、税額変更申告者_住所（所在地）、税額変更申告者_住所（所在地）_市区町村コード、税額変更申告者_住所（所在地）_町字コード、税額変更申告者_住所（所在地）_都道府県、税額変更申告者_住所（所在地）_市区郡町村名、税額変更申告者_住所（所在地）_町字、税額変更申告者_住所（所在地）_番地号表記、税額変更申告者_住所（所在地）_方書、税額変更申告者_電話番号、税額変更申告年月日、税額変更申告区分、税額変更申告事由、税額変更申告メモ、税額変更申告_許可事由（税額変更の事由）、税額変更申告_税額変更決定年月日、税額変更申告_審査結果区分、税額変更申告_不許可事由、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、期別、調定履歴番号、最新フラグ、宛名番号、一括納税対象者区分、調定額_本税、法定納期限、法定納期限等、納期限、通知年月日、納税通知書発送日、課税更正日、更正事由、課税区分、軽自管理番号、種別コード、車台番号、車両番号（標識番号）_標板文字、車両番号（標識番号）_分類番号、車両番号（標識番号）_かな文字、車両番号（標識番号）_一連指定番号、証明書有効期限、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、軽自管理番号、車両メモ履歴番号、最新フラグ、車両メモ内容、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、最新フラグ、非課税区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、振替口座区分、口座履歴番号、最新フラグ、口座振替開始年月日、口座振替終了年月日、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、口座振替停止開始年月日、口座振替停止終了年月日、口座振替廃止年月日、納付方法、メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、

操作時刻、市区町村コード、障害者_宛名番号、障害者_履歴番号、最新フラグ、減免・課税免除申請年月日、障害者_有効期間（開始年月日）、障害者_有効期間（終了年月日）、再認定フラグ、次回判定フラグ、障害程度（障害名）、障害程度（障害等級）、納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無、障害部位コード、個別等級コード、総合等級コード、障害者手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、公費負担番号、運転者_宛名番号、運転者_運転免許証交付年月日、運転者_運転免許証有効期限、運転者_運転免許の種別、運転者_免許番号、運転者_免許の条件、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、軽自管理番号、軽自履歴番号、最新フラグ、申告年月日、廃車年月日、異動事由、地方団体コード、課税物件異動通知書送付年月日、納税義務者区分、旧所有者_氏名（名称）、旧所有者_住所（所在地）_郵便番号、旧所有者_住所（所在地）、旧所有者_住所（所在地）_市区町村コード、旧所有者_住所（所在地）_町字コード、旧所有者_住所（所在地）_都道府県、旧所有者_住所（所在地）_市区郡町村名、旧所有者_住所（所在地）_町字、旧所有者_住所（所在地）_番地号表記、旧所有者_住所（所在地）_方書、旧使用者_氏名（名称）、旧使用者_住所（所在地）_郵便番号、旧使用者_住所（所在地）、旧使用者_住所（所在地）_市区町村コード、旧使用者_住所（所在地）_町字コード、旧使用者_住所（所在地）_都道府県、旧使用者_住所（所在地）_市区郡町村名、旧使用者_住所（所在地）_町字、旧使用者_住所（所在地）_番地号表記、旧使用者_住所（所在地）_方書、旧標識番号_標板文字、旧標識番号_分類番号、旧標識番号_かな文字、旧標識番号_一連指定番号、種別コード、車台番号、車名コード、総排気量又は定格出力、排気区分、型式、型式認定番号、原動機の型式、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、軽自管理番号、減免申請履歴番号、最新フラグ、減免対象区分、減免割合、減免額、減免継続区分、申請者_宛名番号、申請者_氏名（名称）、申請者_住所（所在地）_郵便番号、申請者_住所（所在地）、申請者_住所（所在地）_市区町村コード、申請者_住所（所在地）_町字コード、申請者_住所（所在地）_都道府県、申請者_住所（所在地）_市区郡町村名、申請者_住所（所在地）_町字、申請者_住所（所在地）_番地号表記、申請者_住所（所在地）_方書、申請者_電話番号、申請年月日、許可事由、審査結果区分、不許可事由、罹災届出証明提出の有無、納税義務者_宛名番号、納税義務者_名義人区分、生活保護受給情報の確認有無、障害者_宛名番号、開始年度、終了年度、開始決定年月日、終了決定年月日、メモ、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、期別、発行システム区分、発行回数、発行連番、最新フラグ、宛名番号、収納額、指定期限、種別コード、車両番号（標識番号）_標板文字、車両番号（標識番号）_分類番号、車両番号（標識番号）_かな文字、車両番号（標識番号）_一連指定番号、コンビニバーコード使用期限、マルチペイメント支払期限、二次元コード支払期限、収納機関番号、納付種別、納付番号、MPN 確認番号、MPN 納付区分、バーコード情報、OCRID、上段 OCR、下段 OCR、eLTAX 納税者 ID、eL 番号、納付済通知書を一意に特定する番号、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、振替口座区分、通知書番号、口座履歴番号、最新フラグ、口座振替開始年月日、口座振替終了年月日、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、口座振替停止開始年月日、口座振替停止終了年月日、口座振替廃止年月日、納付方法、メモ、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、業務詳細（税目）コード、期別、最新フラグ、納期限、期別名称、年月、振替日、再振替日、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻

○事業所税関係

申告区分、強制区分、更正事由区分、明細区分、非課税有無区分、特例有無区分、共用有無区分、減免有無区分、非課税事由区分、特例事由区分、減免事由区分、承認結果区分、特殊関係事由区分、課税区分、異動事由区分、税額更正事由コード、控除割合、法人連携区分、個人設立解廃休区分、みなし共同事業区分、調査要否区分、個人法人区分、法人設立解廃休区分、発送区分、発行事由区分、状態区分、課税免除区分、法人格区分、バッチ管理コード、並び替え区分、貸付使用者宛名区分、貸付使用状況区分、貸付区分、貸付履歴表示区分、貸付並び替え区分、みなし有無区分、宛名番号、賦課基本履歴番号、算定期間1自、算定期間1至、算定期間2自、算定期間2至、法人整理番号、都道府県法人番号、国税法人番号、資料番号、代表者名称、代表者住所、代表電話番号、資本金、全従者、業種区分、業種区分_小分類、業種区分明細、税理士番号、設立年月日、解散年月日、清算結了年月日、開設年月日、閉鎖年月日、事業開始年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、事業廃止年月日、除却年月日、異動年月日、設立解廃休区分、設立解廃休年月日、所轄税務署名称、応答者氏名、応答者電話番号、関与税理士名称、関与税理士電話番号、申告書制御区分、事業所等明細制御区分、納付書制御区分、送付票制御区分、予備1制御区分、予備2制御区分、出力対象月、白紙部数1、白紙部数2、白紙部数3、白紙部数4、白紙部数5、白紙部数6、白紙部数7、白紙部数8、白紙部数9、白紙部数10、白紙部数11、白紙部数12、資産割課税区分、従業者割課税区分、分類 CD1、分類 CD2、分類 CD3、処理年月日、処理時刻、更新者職員番号、市区町村識別 CD、旧市区町村識別 CD、事業年度自、期別、通知書番号、更正通知番号、納付番号、確認番号、相当年度、事業年度至、課税年度月、申告年月日、申告期限、更正請求年月日、更正決定年月日、更正決定通知年月日、指定納期限、法定納期限、床面積、中途床面積、非課税床面積、中途非課税床面積、控除床面積、中途控除床面積、算定期間月数、課税標準床面積、中途課税標準床面積、合計課税標準床面積、資産割額、既納付資産割額、納付資産割額、従業者給与総額、非課税従業者給与総額、控除従業者給与総額、課税従業者給与総額、従業者割額、既納付従業者割額、納付従業者割額、事業所税額、減免額、前回減免額、差引減免額、調定事業所税額、過少申告5基礎税額、過少申告5加算金、過少申告基礎税額、過少申告加算金、不申告

5 基礎税額、不申告 5 加算金、不申告 15 基礎税額、不申告 15 加算金、重過少申告基礎税額、重過少申告加算金、重不申告基礎税額、重不申告加算金、資産割従業者割合計、既納付事業所税額、加重措置分基礎税額、加重措置分加算金

○収納管理関係

市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徵収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、共有資産番号、一括納稅対象者区分、調定額_本税、調定額_延滞金、調定額_督促手数料、調定額_法人住民税内訳_均等割額、調定額_法人住民税内訳_法人税割額、法定納期限、納期限、指定納期限、課税更正日、通知年月日、延滞金強制入力区分、延滞金強制入力年月日、更正事由、收入年月日、領收年月日、構成員督促送付可否フラグ、収納額_本税、収納額_延滞金、収納額_督促手数料、仮消込収納額_本税、仮消込収納額_延滞金、仮消込収納額_督促手数料、収納額_法人住民税内訳_均等割額、収納額_法人住民税内訳_法人税割額、固定資産税額、都市計画税額、土地・家屋_固定資産税額、償却資産_固定資産税額、森林環境税額、配当割・株式等譲渡所得割控除額、配当割・株式等譲渡所得割還付額、控除不足額、充当又は委託納付額、納期特例区分、納期特例適用後納期、課税区分、軽自管理番号、車台番号、種別コード、車両番号（標識番号）_標板文字、車両番号（標識番号）_分類番号、車両番号（標識番号）_かな文字、車両番号（標識番号）_一連指定番号、証明書有効期限、法人管理番号、申告年月日、修正申告年月日、確定申告提出年月日、更正決定通知年月日、申告期限の延長月数、申告期限、延長申告期限、更正請求日、国税の申告基礎区分、国税申告（更正）年月日、重加算税の有無、重加算税対象税額、前回減額理由、不納欠損日、不納欠損事由、不納欠損金額_本税、不納欠損金額_延滞金、不納欠損金額_督促手数料、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徵収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、調定履歴番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、届出整理番号、税務署整理番号、発行整理番号（申告書の発行番号）、申告整理番号（申告書の登録連番）、事業年度開始日、事業年度終了日、共有資産番号、一括納稅対象者区分、調定額_本税、調定額_延滞金、調定額_督促手数料、法定納期限、納期限、指定納期限、課税更正日、通知年月日、延滞金強制入力区分、延滞金強制入力年月日、更正事由、固定資産税額、都市計画税額、土地・家屋_固定資産税額、償却資産_固定資産税額、確定申告日、公的年金の種類、森林環境税額、配当割・株式等譲渡所得割控除額、配当割・株式等譲渡所得割還付額、控除不足額、充当又は委託納付額、納期特例区分、納期特例適用後納期、課税区分、軽自管理番号、車台番号、種別コード、車両番号（標識番号）_標板文字、車両番号（標識番号）_分類番号、車両番号（標識番号）_かな文字、車両番号（標識番号）_一連指定番号、証明書有効期限、法人管理番号、申告年月日、修正申告年月日、確定申告提出年月日、更正決定通知年月日、申告期限の延長月数、調定額_法人住民税内訳_均等割額、調定額_法人住民税内訳_法人税割額、申告期限、延長申告期限、更正請求日、国税の申告基礎区分、国税申告（更正）年月日、重加算税の有無、重加算税対象税額、前回減額理由、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徵収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、発行システム区分、発行回数、発行連番、最新フラグ、宛名番号、収納額、延滞金、督促手数料、前納報奨金、公的年金の種類、滯納消込特定キー情報 1、滯納消込特定キー情報 2、納付済通知書を一意に特定する番号、時効延長有無区分、収納コンビニ店舗コード、収納コンビニ支店コード、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徵収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、発行システム区分、発行回数、発行連番、最新フラグ、宛名番号、収納額、延滞金、督促手数料、前納報奨金、指定期限、法人住民税内訳_均等割額、法人住民税内訳_法人税割額、種別コード、車両番号（標識番号）_標板文字、車両番号（標識番号）_分類番号、車両番号（標識番号）_かな文字、車両番号（標識番号）_一連指定番号、コンビニバーコード使用期限、マルチペイメント支払期限、二次元コード支払期限、分納誓約日、収納機関番号、納付受託情報管理番号、滯納消込特定キー情報 1、滯納消込特定キー情報 2、納付種別、納付番号、MPN 確認番号、MPN 納付区分、バーコード情報、OCRID、上段 OCR、下段 OCR、eLTAX 納税者ID、eL 番号、納付済通知書を一意に特定する番号、時効延長有無区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徵収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、宛名番号、欠損年月日、最新フラグ、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、不納欠損事由、不納欠損金額_本税、不納欠損金額_延滞金、不納欠損金額_督促手数料、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、過誤納発生年度、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徵収義務者指定番号、過誤納番号、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、過誤納発生日、過誤納発生事由、還付区分、支払区分、還付充当理由、還付充当メモ、保留区分、過誤納額_本税、過誤納額_延滞金、過誤納額_督促手数料、還付加算金、充当済額_本税、充当済額_督促手数料、充当済額_延滞金、充当済額_加算金、還付済額_本税、還付済額_督促手数料、還付済額_延滞金、還付済額_加算金、還付充当決議年月日、還付充当通知年月日、還付充当再通知年月日、還付請求日、還付支出日（予定日）、還付時効起算日、還付時効完成日、還付欠損日、公的年金の種類、金

融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、公金口座区分、口座振込依頼データ作成区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、過誤納発生年度、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、過誤納番号、申告履歴番号、事業年度番号、還付履歴番号、最新フラグ、収納履歴連番、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、納付すべき額_本税、納付すべき額_延滞金、納付すべき額_督促手数料、納付済額_本税、納付済額_延滞金、納付済額_督促手数料、還付額_本税、還付額_延滞金、還付額_督促手数料、還付加算金、還付日（予定日）、還付入力年月日、還付済額_本税、還付済額_督促手数料、還付済額_延滞金、還付済額_加算金、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、過誤納発生年度、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、過誤納番号、申告履歴番号、事業年度番号、充当履歴番号、最新フラグ、収納履歴連番、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、充当日（予定日）、充当入力年月日、充当先_合併前_市区町村コード、充当先_賦課年度、充当先_課税年度、充当先_通知書番号、充当先_業務詳細（税目）コード、充当先_期別、充当先_収納履歴連番、充当先_事業年度番号、充当先_申告履歴番号、充当先_申告区分、充当先_事業年度開始日、充当先_事業年度終了日、本税から本税充当額、本税から延滞金充当額、本税から督促手数料充当額、本税から滞納処分費充当額、延滞金から本税充当額、延滞金から延滞金充当額、延滞金から督促手数料充当額、延滞金から滞納処分費充当額、督促手数料から本税充当額、督促手数料から延滞金充当額、督促手数料から督促手数料充当額、督促手数料から滞納処分費充当額、還付加算金から本税充当額、還付加算金から延滞金充当額、還付加算金から督促手数料充当額、還付加算金から滞納処分費充当額、充当後の未納額_本税、充当後の未納額_延滞金、充当後の未納額_督促手数料、充当適状日、充当申出日、組替区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、宛名番号、履歴番号、最新フラグ、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、督促状発行日、督促状返戻日、督促区分、引き抜き（削除）区分、引き抜き（削除）事由、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、督促停止管理番号、宛名番号、最新フラグ、督促停止年月日、督促停止事由、督促停止解除年月日、督促停止解除事由、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、督促停止管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、宛名番号、最新フラグ、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、督促停止年月日、督促停止事由、督促停止解除年月日、督促停止解除事由、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納稅義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、振替口座区分、口座履歴番号、最新フラグ、口座振替開始年月日、口座振替終了年月日、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、口座振替申請年月日、自治体受付日、口座振替停止開始年月日、口座振替停止終了年月日、口座振替廃止年月日、納付方法、振替口座情報区分、異動事由、口座振替申請区分、口座振替開始（変更）通知送付年月日、口座振替済通知送付可否、口座振替不能通知送付可否、メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納稅義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、振替口座区分、通知書番号、口座履歴番号、最新フラグ、口座振替開始年月日、口座振替終了年月日、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、口座振替申請年月日、自治体受付日、口座振替停止開始年月日、口座振替停止終了年月日、口座振替廃止年月日、納付方法、振替口座情報区分、異動事由、口座振替申請区分、口座振替開始（変更）通知送付年月日、口座振替済通知送付可否、口座振替不能通知送付可否、メモ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、口座振替実績履歴連番、最新フラグ、宛名番号、収納履歴連番、口座振替処理区分、振替年月日、収入年月日、口座振替金額、全期前納振替金額、振替結果コード、調定額_本税、調定額_延滞金、調定額_督促手数料、収納額_本税、収納額_延滞金、収納額_督促手数料、前納報奨金、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、会計年度、按分率種別、按分率種別内訳、金額種別、金額種別詳細、最新フラグ、按分率、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納稅組合コード、最新フラグ、納稅組合名称、開始（設立）年月日、終了（解散）年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納稅組合コード、業務詳細（税目）コード、宛名番号、開始年月日、最新フラグ、終了年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、課税年度、共有者_納稅義務者_宛名番号、共有資産番号、共有者_履歴番号、構成員連番、構成員_納稅義務者_宛名番号、最新フラグ、共有区分、代表者のフラグ、告知用納稅通知書等発行対象フラグ、構成員督促送付可否フラグ、異動年月日、異動事由、共有者の人数、登記持分_分子、登記持分_分母、現況持分_分子、現況持分_分母、区分所有に係る部屋番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、帳票整理番号、宛名番号、帳票ID、発行年月日、最新フラグ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納稅義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、口座履歴番号、最新フラグ、金融機関コード、店舗番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、金融機関種別、口座種別、口座番号、口座名義人氏名_カナ、口座名義人氏名_漢字、還付口座登録年月日、申告整理番号（申告書の登録連番）、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納稅義務者_宛名番号、業務詳細（税目）コード、クレジットカード履歴番号、最新フラグ、申込者_氏名（名称）、申込者_氏名（名称）_フリ

ガナ、申込者_住所（所在地）_郵便番号、申込者_住所（所在地）、申込者_住所（所在地）_市区町村コード、申込者_住所（所在地）_町字コード、申込者_住所（所在地）_都道府県、申込者_住所（所在地）_市区町村名、申込者_住所（所在地）_町字、申込者_住所（所在地）_番地号表記、申込者_住所（所在地）_方書、申込者_電話番号、契約者_氏名（名称）、契約者_氏名（名称）_フリガナ、契約者_住所（所在地）_郵便番号、契約者_住所（所在地）、契約者_住所（所在地）_市区町村コード、契約者_住所（所在地）_町字コード、契約者_住所（所在地）_都道府県、契約者_住所（所在地）_市区町村名、契約者_住所（所在地）_町字、契約者_住所（所在地）_番地号表記、契約者_住所（所在地）_方書、契約者_電話番号、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻

○滞納管理関係

市区町村コード、宛名番号、最新フラグ、勤務先_宛名番号、生活保護受給フラグ、納税組合加入フラグ、滞納原因、職種、居所不明者フラグ、他機関異動対象者、最終接触日、地区、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、共有資産番号、調定額_本税、調定額_延滞金、調定額_督促手数料、調定額_法人住民税内訳_均等割額、調定額_法人住民税内訳_法人税割額、法定納期限、納期限、法定納期限等、指定納期限、当初納通発送の有無、納税通知書発送日、納期の特例、課税更正日、申告年月日、修正申告年月日、確定申告提出年月日、更正決定通知年月日、申告期限の延長月数、申告期限、延長申告期限、更正請求日、国税の申告基礎区分、国税申告（更正）年月日、延滞金強制入力区分、課税単位（市町村/行政区）区分、収入年月日、領収年月日、督促停止区分、催告発行停止区分、収納額_本税、収納額_延滞金、収納額_督促手数料、仮消込収納額_本税、仮消込収納額_延滞金、仮消込収納額_督促手数料、収納額_法人住民税内訳_均等割額、収納額_法人住民税内訳_法人税割額、種別コード、車両番号（標識番号）_標板文字、車両番号（標識番号）_分類番号、車両番号（標識番号）_かな文字、車両番号（標識番号）_一連指定番号、督促発送区分、履行状況、不履行回数、不履行判定日、変更納期限、処分の有無、滞納処分の停止の有無、欠損の有無、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、発送年月日、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、催告書送付回数、催告期限、催告_指定期限、催告区分、納付書種類、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、催告停止管理番号、最新フラグ、催告停止開始年月日、催告停止理由（引抜停止）、催告停止解除年月日、催告停止解除理由、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、期別_催告停止管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、宛名番号、最新フラグ、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、催告停止年月日、催告停止理由（引抜停止）、催告停止解除年月日、催告停止解除理由、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、関連者_宛名番号、宛名番号、最新フラグ、関連者区分、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、履歴番号、最新フラグ、交渉年月日、交渉場所、交渉時刻、交渉内容、見出し、本人接触区分、折衝相手、担当者コード、交渉方法、記録コード、納付予定年月日、納付予定金額、差押予定年月日、強調表示区分、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、分割納付管理番号、宛名番号、最新フラグ、受付年月日、誓約有無、現誓約区分、誓約年月日、支払方法、分割回数、納付金額、本日納付分、分割納付開始年月日、分割納付取消年月日、分割納付取消理由、延滞金計算年月日、処分備考、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、分割納付管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、分納誓約履歴番号、分割回数、納付書発行回数、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、納付予定年月日、履行状況、分割納付金額_本税、分割納付金額_督促手数料、分割納付金額_延滞金、納付番号、MPN 確認番号、MPN 納付区分、分割納付金額_法人住民税内訳_均等割額、分割納付金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、分割納付管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、分納誓約履歴番号、分割回数、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、納付予定年月日、分割納付金額_本税、分割納付金額_督促手数料、分割納付金額_延滞金、分割納付金額_法人住民税内訳_均等割額、分割納付金額_法人住民税内訳_法人税割額、収納額_本税、収納額_督促手数料、収納額_延滞金、収納額_法人住民税内訳_均等割額、収納額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、微収（換価）猶予管理番号、宛名番号、申請年月日、最新フラグ、担保財産_財産情報管理番号、猶予区分、微収（換価）猶予区分、許可区分、不許可事由、決定年月日、開始年月日、終了年月日、決議年月日、猶予事由、差押解除申請書_申請事由、微収猶予申請書_申請事由、補正内容、延滞金の免除区分、延滞金の免除率（手入力）、取消起案年月日、取消決議年月日、微収（換価）猶予取消事由、担保の設定有無、起案年月日、処分備考、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、微収（換価）猶予管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、申請年月日、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、納期限、猶予金額_本税、猶予金額_延滞金、猶予金額_督促手数料、猶予金額_法人住民税内訳_均等割額、猶予金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード

ド、財産情報管理番号、最新フラグ、財産区分、財産詳細、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、納付受託情報管理番号、最新フラグ、受付年月日、決定年月日、取消年月日、取消事由、処分備考、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納付受託情報管理番号、証券番号、最新フラグ、証券種類コード、券面額、振出年月日、振出人_氏名（名称）、振出地_郵便番号、振出地、振出地_市区町村コード、振出地_町字コード、振出地_都道府県、振出地_市区町村名、振出地_町字、振出地_番地号表記、振出地_方書、支払期日、支払人_氏名（名称）、支払地_郵便番号、支払地、支払地_市区町村コード、支払地_町字コード、支払地_都道府県、支払地_市区町村名、支払地_町字、支払地_番地号表記、支払地_方書、決済年月日、返却年月日、不渡年月日、組戻年月日、代金取立依頼日、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、納付受託情報管理番号、充当順位、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、納付受託履歴番号、納付回数、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、支払期日、延滞金計算年月日、納付受託金額_本税、納付受託金額_督促手数料、納付受託金額_延滞金、納付受託金額_法人住民税内訳_均等割額、納付受託金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、納付受託情報管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、納付受託履歴番号、納付回数、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、支払期日、納付受託金額_本税、納付受託金額_督促手数料、納付受託金額_確定延滞金、納付受託金額_法人住民税内訳_均等割額、納付受託金額_法人住民税内訳_法人税割額、収納額_本税、収納額_延滞金、収納額_督促手数料、収納額_法人住民税内訳_均等割額、収納額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、延滞金減免管理番号、申請年月日、最新フラグ、宛名番号、申請者_宛名番号、申請者_氏名、決議年月日、開始年月日、終了年月日、処分備考、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、延滞金減免管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、免除金額、免除区分、免除率（手入力）、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、財産情報管理番号、最新フラグ、照会種類コード、照会先番号、照会先グループ番号、回答年月日、財産区分、財産管理区分、財産情報、差押可能額、共有区分、画像データ、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、照会種類コード、照会先グループ番号、最新フラグ、照会先グループ名称、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、照会種類コード、照会先番号、グループ連番、最新フラグ、照会先グループ番号、照会・回答先_名称、照会・回答先_名称_略称、照会・回答先_住所（所在）_郵便番号、照会・回答先_住所（所在）、照会・回答先_住所（所在）_市区町村コード、照会・回答先_住所（所在）_町字コード、照会・回答先_住所（所在）_都道府県、照会・回答先_住所（所在）_市区町村名、照会・回答先_住所（所在）_町字、照会・回答先_住所（所在）_番地号表記、照会・回答先_住所（所在）_方書、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、処分コード、宛名番号、搜索_滞納処分管理番号、最新フラグ、搜索_滞納実施年月日、搜索情報、画像データ、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、搜索_滞納処分管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、処分金額_本税、処分金額_督促手数料、処分金額_確定延滞金、処分金額_法人住民税内訳_均等割額、処分金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、財産情報管理番号、権利者_利害関係者番号、最新フラグ、債権額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、処分コード、差押_滞納処分管理番号、宛名番号、最新フラグ、執行機関_利害関係者番号、差押発送年月日、差押起案年月日、差押決議年月日、差押到達年月日、差押解除起案年月日、差押解除決議年月日、解除（終了）年月日、破産開始決定年月日、差押財産区分、差押解除（終了）理由、処分備考、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、差押_滞納処分管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、納期限、処分金額_本税、処分金額_延滞金、処分金額_督促手数料、処分金額_法人住民税内訳_均等割額、処分金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、処分コード、参加差押_滞納処分管理番号、宛名番号、最新フラグ、執行機関_利害関係者番号、参加差押発送年月日、参加差押起案年月日、参加差押決議年月日、参加差押到達年月日、執行機関差押年月日、参加差押解除起案年月日、参加差押解除決議年月日、参加差押解除（終了）年月日、破産開始決定年月日、参加差押財産区分、参加差押解除（終了）理由、処分備考、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、参加差押_滞納処分管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、納期限、処分金額_本税、処分金額_延滞金、処分金額_督促手数料、処分金額_法人住民税内訳_均等割額、処分金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、処分コード、繰上徴収管理番号、宛名番号、最新フラグ、繰上徴収起案年月日、繰上徴収決議年月日、繰上徴収取消起案年月日、繰上徴収取消年月日、繰上徴収取消理由、繰上徴収後_納期限、繰上徴収後_納期限_時刻、繰上徴収理由、処分備考、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、繰上徴収管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新

フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、納期限、処分金額_本税、処分金額_延滞金、処分金額_督促手数料、処分金額_法人住民税内訳_均等割額、処分金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、処分コード、交付要求（交付破産）_滞納処分管理番号、宛名番号、最新フラグ、破産管財人_利害関係者番号、執行機関_利害関係者番号、交付要求執行機関_利害関係者番号、交付要求発送年月日、破産手続開始決定日、先行差押年月日、破産手続解除年月日、交付要求起案年月日、交付要求種類、事件番号、交付要求年月日、交付要求決議年月日、交付要求到達年月日、交付要求解除起案年月日、交付要求解除決議年月日、交付要求解除（終了）年月日、交付要求完了年月日、交付要求財産区分、交付要求解除（終了）理由、処分備考、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、交付要求（交付破産）_滞納処分管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、債権種別区分、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、納期限、処分金額_本税、処分金額_延滞金、処分金額_督促手数料、処分金額_法人住民税内訳_均等割額、処分金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、利害関係者番号、最新フラグ、住所（所在）_郵便番号、住所（所在）、住所（所在）_市区町村コード、住所（所在）_町字コード、住所（所在）_都道府県、住所（所在）_市区郡町村名、住所（所在）_町字、住所（所在）_番地号表記、住所（所在）_方書、氏名（名称）、氏名（名称）_フリガナ、関係者区分、担当部署、電話番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、滞納処分管理番号、宛名番号、財産情報管理番号、最新フラグ、換価執行同意区分、同意、不同意の理由、同意年月日、取消事由、換価決定執行日、引渡期限、引渡場所、占有日、搬出日、一部解除年月日、一部解除理由、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、充当管理番号、宛名番号、処分コード、最新フラグ、充当日（予定日）、充当入力年月日、充当決議年月日、通知年月日、充当理由、処分備考、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、処分コード、充当管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、延滞金計算年月日、充当額_本税、充当額_延滞金、充当額_督促手数料、充当額_法人住民税内訳_均等割額、充当額_法人住民税内訳_法人税割額、滞納処分費への充当有無、充当額_滞納処分費、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、処分コード、配当情報管理番号、宛名番号、最新フラグ、債権現在額、他機関の債権額、残余金、配当時の延滞金額、延滞金計算年月日、受入額、滞納処分費、残余金交付、交付期日、交付時刻、交付場所、備考、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、配当情報管理番号、財産情報管理番号、最新フラグ、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、処分コード、財産情報管理番号、利害関係者番号、最新フラグ、配当順位、債権額、配当額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、公売財産管理番号、財産情報管理番号、最新フラグ、売却区分番号、滞納処分費、公売公告日、公売期間開始年月日、公売開始時刻、公売期間終了年月日、公売終了時刻、公売入場時間_自、公売入場時間_至、公売参加申込開始日、公売参加申込開始時刻、公売参加申込終了日、公売参加申込終了時刻、公売参加申込場所、入札場所、開札年月日、開札時刻、開札場所、公売保証金納付期間開始年月日、公売保証金納付期間終了年月日、公売保証金納付時刻_自、公売保証金納付時刻_至、公売保証金納付場所、公売保証金額、対象財産、公売価額、公売方法、買受人_氏名（名称）、最高価申込価額、最高価申込者_氏名（名称）、最高価申込者の決定日、最高価申込者の決定時刻、最高価申込者_売却決定年月日、最高価申込者_売却決定時刻、最高価申込者_売却決定場所、最高価申込者_買受代金納付期限、最高価申込者の取消日、最高価申込者の取消時刻、次順位買受申込価額、次順買受申込者_氏名（名称）、次順位買受者の決定日、次順位買受者の決定時刻、次順買受申込者_売却決定年月日、次順買受申込者_売却決定時刻、次順買受申込者_売却決定場所、次順買受申込者_買受代金納付期限、落札金額、入札者有無、入札取消年月日、公売取消事由、取下公売番号、公売財産区分、公売財産詳細、中止理由、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、滞納処分の停止管理番号、宛名番号、最新フラグ、起案年月日、決裁年月日、滞納処分の停止年月日、滞納処分の停止種類、滞納処分の停止理由、取消起案年月日、取消決議年月日、滞納処分の停止取消年月日、滞納処分の停止取消理由、処分備考、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、滞納処分の停止管理番号、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、納期限、滞納処分の停止金額_本税、滞納処分の停止金額_延滞金、滞納処分の停止金額_督促手数料、滞納処分の停止金額_法人住民税内訳_均等割額、滞納処分の停止金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、滞納処分の停止管理番号、調査履歴番号、最新フラグ、入力年月日、調査情報、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、最新フラグ、宛名番号、申告区分、事業年度開始日、事業年度終了日、5年時効完成年月日、滞納処分の停止時効完成年月日、催告延長期限年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、時効管理履歴番号、最新フラグ、滞納処分管理番号、時効更新・完成猶予区分、時効の更新・完成猶予理由、時効更新年月日、時効完成猶予開始年月日、時効完成猶予終了年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細（税目）コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、宛名番号、欠損年月日、最新フラグ、申告区分、事業年度開始日、

事業年度終了日、起案年月日、決裁年月日、不納欠損事由、調査担当者コード、不納欠損メモ、確認事項、不納欠損金額_本税、不納欠損金額_延滞金、不納欠損金額_督促手数料、不納欠損金額_法人住民税内訳_均等割額、不納欠損金額_法人住民税内訳_法人税割額、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、滞納者メモ管理番号、滞納者メモ履歴番号、最新フラグ、滞納者メモ内容、滞納者メモタイトル、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、実態調査管理番号、最新フラグ、照会先番号、照会年月日、回答年月日、文書番号、住民基本台帳登録区分、居住状況、転出(居)先住所_市区町村コード、転出(居)先住所_町字コード、転出(居)先住所_都道府県、転出(居)先住所_市区郡町村名、転出(居)先住所_町字、転出(居)先住所_番地号表記、転出(居)先住所_方書、転出(居)先住所_郵便番号、転出(居)確定日、本籍地、本籍地_市区町村コード、本籍地_町字コード、筆頭者名、勤務区分、勤務先所在地、勤務先所在地_市区町村コード、勤務先所在地_町字コード、勤務先所在地_都道府県、勤務先所在地_市区郡町村名、勤務先所在地_町字、勤務先所在地_番地号表記、勤務先所在地_方書、勤務先名称、勤務先電話番号、収入・所得有無、収入・所得額、個人住民税課税状況有無、個人住民税滞納有無、個人住民税滞納年度、個人住民税滞納合計額、固定資産税滞納有無、固定資産税滞納年度、固定資産税滞納合計額、軽自動車税滞納有無、軽自動車税滞納年度、軽自動車税滞納合計額、国民健康保険滞納有無、国民健康保険滞納年度、国民健康保険滞納合計額、その他滞納有無、その他滞納年度、その他滞納合計額、納付誓約の有無、滞納処分の停止の有無、滞納処分の停止の理由、交付要求の有無、交付要求の事件番号、差押の有無、差押の物件、生活保護の有無、不動産の有無、預貯金の有無、生命保険の有無、連絡先、職業、扶養家族、備考、照会先担当者所属、照会先担当者連絡先、照会先担当者氏名、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、実態調査管理番号、最新フラグ、照会先番号、照会年月日、回答年月日、文書番号、移転先住所_市区町村コード、移転先住所_町字コード、移転先住所_都道府県、移転先住所_市区郡町村名、移転先住所_町字、移転先住所_番地号表記、移転先住所_方書、移転先住所_郵便番号、本店所在地、本店所在地_市区町村コード、本店所在地_町字コード、本店所在地_都道府県、本店所在地_市区郡町村名、本店所在地_町字、本店所在地_番地号表記、本店所在地_方書、代表者氏名、代表者住所、代表者住所_市区町村コード、代表者住所_町字コード、代表者住所_都道府県、代表者住所_市区郡町村名、代表者住所_町字、代表者住所_番地号表記、代表者住所_方書、業務内容、法人住民税課税状況_申告区分、法人住民税課税状況_法人税割額、法人住民税課税状況_均等割額、法人住民税滞納有無、法人住民税滞納年度、法人住民税滞納合計額、固定資産税滞納有無、固定資産税滞納年度、固定資産税滞納合計額、軽自動車税滞納有無、軽自動車税滞納年度、軽自動車税滞納合計額、その他滞納有無、その他滞納年度、その他滞納合計額、納付誓約の有無、滞納処分の停止の有無、滞納処分の停止の理由、交付要求の有無、交付要求の事件番号、差押の有無、差押の物件、不動産の有無、預貯金の有無、電話番号、管轄法務局名称、管轄法務局所在地、管轄税務署名称、管轄税務署所在地、備考、照会先担当者所属、照会先担当者連絡先、照会先担当者氏名、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、実態調査管理番号、不動産番号、最新フラグ、所在地、地番、家屋番号、地目、地積、床面積、評価額、管轄法務局名称、管轄法務局所在地、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、最新フラグ、担当者コード_主担当、担当者コード_副担当、担当者変更可否フラグ、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、グループ(班等)コード、最新フラグ、グループ(班等)名、グループ(班等)備考、グループ(班等)作成年月日、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、担当者・グループ(班等)コード、担当者登録年月日、最新フラグ、担当者削除年月日、グループ(班等)コード、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、担当者コード、地区、最新フラグ、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、フラグコード、フラグ内容コード、最新フラグ、フラグ開始年月日、フラグ終了年月日、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、フラグコード、フラグ内容コード、最新フラグ、フラグ開始年月日、フラグ終了年月日、フラグ名称、フラグ設定担当者コード、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、合併前_市区町村コード、賦課年度、課税年度、通知書番号、業務詳細(税目)コード、特別徴収義務者指定番号、期別、申告履歴番号、事業年度番号、発行システム区分、発行回数、発行連番、最新フラグ、宛名番号、収納額、延滞金、督促手数料、前納報奨金、指定期限、法人住民税内訳_均等割額、法人住民税内訳_法人税割額、種別コード、車両番号(標識番号)_標板文字、車両番号(標識番号)_分類番号、車両番号(標識番号)_かな文字、車両番号(標識番号)_一連指定番号、コンビニバーコード使用期限、マルチペイメント支払期限、二次元コード支払期限、分納誓約日、収納機関番号、納付受託情報管理番号、滞納消込特定キー情報1、滞納消込特定キー情報2、納付種別、納付番号、MPN 確認番号、MPN 納付区分、バーコード情報、OCRID、上段 OCR、下段 OCR、eLTAX 納税者 ID、eL 番号、納付済通知書を一意に特定する番号、時効延長有無区分、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、納税義務者_宛名番号、納税義務者_履歴番号、承継納税義務者連番、承継納税義務者_宛名番号、最新フラグ、異動年月日、異動事由、持分_分子、持分_分母、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、帳票整理番号、宛名番号、帳票 ID、発行年月日、最新フラグ、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻

(別紙2)番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令に基づき提供を受ける行政機関等

No.	提供先	提供に関する主務省令第2条の表の項番	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
7	都道府県知事	11	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務

20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
28	都道府県知事等	82	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
31	市町村長	86	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
37	都道府県知事等	93	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務

41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
45	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	130	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
47	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
50	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
51	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
53	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務

56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
57	市町村長	155	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人)	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
61	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
63	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成14年健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
64	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
65	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
66	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務

68	都道府県知事 又は都道府県 教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
69	都道府県知事 又は都道府県 教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
70	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
71	都道府県知事 又は都道府県 教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務
72	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務

(別紙3)番号法第9条第2項及び条例第3条第1項に定める事務

No.	移転先	移転先における用途
1	障害福祉課	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3	国民健康保険課	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4	障害福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5	国民健康保険課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6	市営住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7	障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8	生活支援課	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
9	障害福祉課	児童福祉法による障害児通所支援の提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
10	介護保険課	介護サービス利用者負担額等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
11	市営住宅課	旭川市営住宅条例による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

(別紙3)番号法第9条第2項及び提供に関する主務省令第2条並びに条例第3条第3項に定める事務

No.	移転先	移転先における用途（特定個人番号利用事務）
1	子育て助成課	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
2	障害福祉課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
3	子育て支援課 子育て助成課	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
4	保健予防課	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの
5	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
6	生活支援課	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
7	市営住宅課	公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。第55条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの
8	国民健康保険課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの
9	障害福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの
10	市営住宅課	住宅地区改良法による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。第78条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
11	子育て助成課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
12	長寿社会課	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
13	長寿社会課	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
14	子育て助成課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの
15	子育て助成課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの
16	子育て助成課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの
17	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
18	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
19	子育て助成課	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの
20	子育て助成課 職員厚生課	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
21	福祉保険課	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの
22	市営住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
23	生活支援課 福祉保険課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
24	介護保険課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
25	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
26	障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
27	こども保育課	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給事務の担当課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの
29	生活支援課	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの

※表中の第〇条は、提供に関する主務省令における条番号です。